

等、当該処分の性質上、行政不服審査案による不服申し立てを認めるのが適当でない処分等につきましては、これらを除外し、また、行政審判その他の不服申立制度として現に整備された制度があり、これらによらしめるのが適当と認められるものにつきましては、行政不服審査案による不服申し立てから除外することとしたことあります。

以上が、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の内容であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決下さることを切望する次第であります。

なお、この際、一言お願ひを申し上げたいのでございますが、訴願制度の改善と並んで、数年来政府部内において検討を進めて参りました行政訴訟制度の改善につきましては、御承知の通り、すでに前国会において行政事件訴訟法並びに行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律として成立を見ておりまして、本年十月一日から施行されることとなつております。国民の権利利益の救済は、訴願、訴訟兩制度の整備に待つところがきわめて大きく、かかる趣旨に立脚して、新しい両制度は密接な関連のもとに立案されたものでありますから、継続審査をねらわしております行政不服審査関係二法案がかりに本年十月一日までに成立しない場合には、国民の権利利益の救済上、また行政の運営上も支障を来たすこととなりますので、このような事情をも十分御勘案の上、御審

議下さるよう特にお願いを申し上げます。

○永山委員長 次に、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題として、政府より提案理由の説明を求めます。法務大臣中原國男君。

法務省設置法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

○中垣國務大臣 提案理由を説明いたしました前に、一言ございさつを申し上げます。

このたびの内閣改造によりまして、新しく法務大臣に就任をいたしました中垣國男でございます。ふなれのため

に何かと御迷惑をかけるかと存ずるのでござりますが、皆様の御協力並びに御指導をいただきまして職責を果たして参る所存でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○永山委員長 次に、郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。郵政次官保岡武久君。

郵政省設置法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

○保岡政府委員 手島郵政大臣が所用のため本日出席できませんので、私が

わりまして、ただいま議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げたいと存じます。

この法律案は、前国会で審議未了と

なりました内容をそのまま提案するものであります。今まで引き続き御審議をお願いする理由の第一は、非常

に建設された木造建築を主体とするものであります。すでにその損傷の程度も進み、改築を必要とするに至つておりますところ、最近同施設の周辺一

度も激しくなり、不適当な環境に置かれるこ

ととなつたのであります。そこで、政

府におきましては、同施設の移転の必

出井町にある大阪刑務所耕耘地約二万平方メートルを敷地として転用することを得、同所に鑑意少年鑑別所施設の新築工事を進めました結果、近く完成する運びに至りましたので、ここに法務省設置法別表五の大坂少年鑑別所の位置を堺市に改めようとするものであります。

以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決下さいます。法務大臣中原國男君。

法務省設置法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

○永山委員長 次に、郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政

政次官保岡武久君。

郵政省設置法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

○中垣國務大臣 提案理由を説明いたしました前に、一言ございさつを申し上げます。

このたびの内閣改造によりまして、新しく法務大臣に就任をいたしました中垣國男でございます。ふなれのため

に何かと御迷惑をかけるかと存ずるのでござりますが、皆様の御協力並びに御指導をいただきまして職責を果たして参る所存でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○永山委員長 次に、郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政

政次官保岡武久君。

郵政省設置法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

○中垣國務大臣 提案理由を説明いたしました前に、一言ございさつを申し上げます。

このたびの内閣改造によりまして、新しく法務大臣に就任をいたしました中垣國男でございます。ふなれのため

に何かと御迷惑をかけるかと存ずるのでござりますが、皆様の御協力並びに御指導をいただきまして職責を果たして参る所存でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○永山委員長 次に、郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政

政次官保岡武久君。

郵政省設置法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

要性から機構の整備をはかることが緊要であるからであります。

次に、この法律案のおもな内容について申し上げます。

改正の第一点は、大臣官房人事部を重視する事務局とすることであります。

なお、この改正に伴いまして、一般人事部の所掌事務は、質量とともに非

常に膨大になつておりますので、大臣人事局とすることとするものであります。

受ける職員のうち、政令で定めるもの人事につきましては、大臣官房において行なうことにしておられます。

改正の第二点は、電波監理局の次長制を廃止して、同局に三部を置くこと

であります。

最近における無線局の著しい増加に伴う免許、検査、監視業務並びに放送

行政の複雑化に即し、これらの事務に

関する分任体制を明確にするため、電波監理局の次長制を廃止して、同局に放送部、無線通信部及び監視部の三部を置こうとするものであります。

改正の第三点は、付属機関として臨時放送関係法調査会を置くことであ

ります。

電波の利用、特に放送の進歩発達

のありまして、すでにその損傷の程

度も進み、改築を必要とするに至つて

おりますところ、最近同施設の周辺一

度も建物に立つて、その趣旨を立脚して、

新設されることとなつております。

この法律案は、前国会で審議未了と

ための改正を行ない、あわせて、その他の条文の整備を行なうことの内容といふものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

○永山委員長 次に、農林省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。農林大臣重政誠之君。

農林省設置法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

○重政国務大臣 提案理由を説明いたしました前に、一言ございさつを申し上げます。

最近における国民生活の向上に伴いまして、果実、野菜等の園芸農産物の生産は急速に増加し、今後におきましても需要が確実に増大していく成長部門として、畜産と並んで、その発展が最も期待されております。このような

芸芸部門の現在及び将来における発展のため本務化及び宇宙通信開発のための増員を行なう必要があること、第

二は、放送関係法の改正が焦眉の急

問題を二年とする臨時放送関係法調査

会を開設ようと/orするものであります。

この法律案は、以上申し述べました

要を認め、他に適当な用地を得ること

を努めましたところ、幸いに、堺市田

農業の職員の給与に関する法律の適用

を受ける職員の定員を百一名増員する

ものほか、郵政省の職員のうち、一

興局から分離いたしました、新たに園

でございまして、当事者訴訟として争うべきものとされておる処分、あるいは刑事案件に関する法令、國税犯則事件に関する法令等に基づく処分がこれに属するものと考えられるのであります。

第三のグループに入りますものは、その性格から考えまして、審査法による手続によらしめるのが適当でない処分でございまして、たとえば学校、刑務所等における処分、人の学識、技能に関する試験、検定の結果についての処分、または外国人の出入国もしくは帰化に関する処分等がこれに属するのであります。第四条第一項第一号なし第4号、これが一のグループ、第五号なし第7号が第二のグループ、第八号以下が三のグループ、かように種類分けができるかと考えられるのであります。

さらに、この審査法に除外いたしました事項のほか、それぞれの法律に指定しまして除外事項が定められておるのをご存じますが、各種の行政委員会の処分によって行なわれる、たとえば土地調整委員会設置法第二章の規定によると土地調整委員会の処分のごときは、第一のグループに入るものと考えられます。緊急事態に対処するための処分といたしまして、たとえば植物防疫法第九条第一項もしくは第二項または第十四条の規定による植物防疫官の命令令あるいは物の検査、鑑定あるいは棄棄法第四十三条第一項に基づく検定、これらのごときは、先ほど申しました第三のグループに入るものと考えられるのであります。

必要がございませんので、第八条第一項第一号に明らかにされております通り、列記主義の原則をとつておるのであります。しかし、地方自治法第百五十三条に基づく権限委任がございますと、審査庁の階層にアンバランスが生じますので、このよきな場合につきましては概括的に再審査請求を認めて、そのアンバランスの解消をはかつておるのであります。第八条第一項第二号の規定がそれでございます。

次に、第一章における第三の問題といたしまして、名称統一の問題がござります。第三条におきましては審査請求による不服申し立ての名称を、一審といたしましては審査請求及び異議申立て、二審といたしましては再審査請求に統一をいたしたのでござります。従来訴願、異議の申し立て、不服の申し立て、再調査の請求あるいは審査の請求等の種々の名称がつけられておりましたために、また、その手続におきましても少しちずの相違がありましたがために、国民にとりましては非常に不便が多かったのであります。このようになに名称を三つに統一いたしましたとともに、その手続の統一をはかることにいたしたのであります。この場合、一審の審査請求の異議申し立ての区別といたしましては、処分庁あるいは不作為に対する行なうものを異議申し立てとして名づけ、その他の行政庁に対して行なうものを審査請求と名づけておるのとあります。

につきましては、第五条第一項第一号及び第二号並びに第六条第一項第一号及び第二号におきましては、处分方に上級庁がある場合が原則として異議申し立てができることになつておるのであります。なお、处分方が上級庁の長であります場合は、上級庁がないものとみなしまして、異議申し立てができることがあります。これの例外といたしまして、異議申し立てには、それぞれ審査請求または異議申し立てができることがあります。この場合におきまして、上級庁のない場合に第三者機関に対しまして審査請求を認めましたときは、第六条本文ただし書きの規定によりまして、原則として異議申し立てをすることができなくなります。上級庁がある場合には異議申し立てを認めました場合は、これも例外的な場合でありますか、第二十条の規定によりまして異議申し立ての前置が行なわれる所以であります。

いのか、その理由を明らかにしてもらいたいと申し立てを中心といたしまして、それにもかかわらずなお不作為を継続いたします場合には、不作為の上級庁に對して監督権の發動を求めて、それによる何らかの行為をさせようという道を開く趣旨であるといふ考えに立つておるのであります。

次に、第二章の手続の規定におきましては、第一節通則におきまして、不服申立の方式、繼代、代理人によつて不不服申立して、資格証明等、不服申立ての手続に入る前段階における其通信事項を規定いたし、第二節におきましては処分についての審査請求に関する規定であります。第三節におきまして処分についての異議申し立てに關し、第四節におきまして不作為についての不服申立にてに關し、最後に第五節におきまして再審査請求に関する規定でありますので、内容の説明を省略させていただきます。

次に、第三章の補則でござります。

ここにおきまして教示に關する規定を設けておるのであります。この制度は、行政不服審査制度そのものの内容としてではなく、行政不服審査制度と密接な關係を持ち、行政不服審査制度が十分にその真価を發揮することがでできるような手段として認められておるものでございまして、その關係上、補則に規定をされておるのであります。教示に關する規定は、第五十七条、第五十八条の最後の二カ条に規定されておりますほか、第十八条及び第十九条において誤った教示の救済、また第五十八条第一号におきまして異議申し立ての前置の例外、第四十一条におきまして教示の方法、第四十六条におきま

まして誤った教示の救済等の規定が華ざります。最後に、附則について一言申し上げます。この審査法は、昭和三十七年十一月一日から施行し、これの施行と同時に、現行の訴願法が廃止される。また同時に、整理関係の条文の改正が並行になられることに相なつておるのであります。

なお、審査法の施行前に効力を生じたましだした処分につきましても、附則第三項及び整理法附則第二項によりまして審査法が適用されますが、整理法によつて改正前の規定によつてすでに不服申立てができないこととなつております。

なお、附則第四項及び整理法附則第三項によりまして、すでに提起された訴願その他の不服申立てにつきましては、そのまま従前の例によるものとし、審査法施行後にされた裁決等につついても従前の例によつて不服申立てをすることができますが、審査法に基づいては不服申立てができないことになつておる等の経過規定を附則においてきめておるのであります。

以上、はなはだお粗末でございましてが、五十八条の内容の大体につきまして補足説明をさせていただきました。

○永山委員長 ただいまの補足説明は、至急プリントにして委員の手元に配付するように政府の方にお願いいたします。

本日はこの程度にとどめ、次会は、來たる十六日十時理事会、十時半委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

昭和三十七年八月十八日印刷

昭和三十七年八月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

の他の物件を審査庁に提出することができる。

2 審査請求人又は参加人は、審査庁に対し、処分から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる。この場合において、審査庁は、第三者の利益を害するおそれがあると認めると、その正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査庁は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができます。(執行停止)

第34条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分の上級行政庁である審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより又は、審査請求の執行の全部又は一部は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置(以下「執行停止」という。)をすることができる。

3 処分の上級行政庁以外の審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより、処分の意見を聴取したうえ、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をすることはできない。

4 前二項の規定による審査請求の申立てがあつた場合において、処分の執行又は手続の続行により生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があると認

めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公の福祉に重大な影響を及ぼすことはあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、おそれがあるとき、その正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

5 前三項の場合において、処分の効力の停止は、処分の執行若以外の措置によつて目的を達することができるときは、することができる。

6 執行停止の申立てがあつたときは、審査庁は、すみやかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

(執行停止の取消し)

第三十五条 執行停止をした後において、前項の規定による届出がされなければならない。

(執行停止の取消し)

第三十六条 審査請求は、必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる。

(手続の承継)

第三十七条 審査請求人が死亡したときは、相続人その他の法令により得た者は、審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。

(審査請求人について合併があつたとき)

第三十八条 審査請求人について合併があつた場合は、審査請求の取下げ

たときは、合併後存続する法人その他他の社団若しくは財團又は合併により設立された法人その他の社団若しくは財團は、審査請求人の地位を承継する。

3 前二項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財團は、書面でその旨を審査庁に届け出なければならない。この場合には、届出書には、死亡による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添附しなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財團にあててされた通知その他の行為が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の社団若しくは財團に到達したときは、これらの者に対する通知その他の行為としての効力を有する。

5 第一項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が二人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

6 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査請求の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。

(審査請求の取下げ)

第三十九条 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げができる。

2 審査請求の取下げは、書面でしなければならない。

(裁決)

第四十条 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

(裁決)

2 審査請求が理由がないときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

(裁決)

3 処分(事実行為を除く。)についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、裁決で、当該処分の全部又は一部を取り消す。

(裁決)

4 事実行為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、処分に対し当該事実行為の全部又は一部を取り消すとともに、裁決で、その旨を宣する。

(裁決)

5 前二項の場合において、審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十条第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査

査請求につき裁決をする権限を有しなくなつたときは、当該行政は、審査請求書又は審査請求録取により設立された法人その他の社

員会議録第一号(その二) 昭和三十七年八月十四日

3 前二項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財團は、書面でその旨を審査庁に届け出なければならない。この場合には、届出書には、死亡による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添附しなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財團に到達したときは、これらの者に対する通知その他の行為としての効力を有する。

5 第一項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が二人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

6 審査請求の取下げ

3 前二項の場合には、審査請求の取下げは、書面でしなければならない。

(裁決)

4 第一項の場合において、審査請求が理由がないときは、審査請求を棄却する。

(裁決)

5 処分(事実行為を除く。)についての審査請求が理由があるときは、審査請求は、裁決で、当該処分の全部又は一部を取り消す。

(裁決)

6 事実行為についての審査請求が理由があるときは、審査請求は、裁決で、当該事実行為の全部又は一部を取り消すとともに、裁決で、その旨を宣する。

(裁決)

7 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査請求の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。

(裁決)

8 事実行為についての審査請求が理由があるときは、審査請求は、裁決で、当該事実行為の全部又は一部を取り消すとともに、裁決で、その旨を宣する。

(裁決)

9 前二項の場合において、審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十条第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査

査請求につき裁決をする権限を有しない場合にあっては、当該行政は、審査請求書又は審査請求録取により設立された法人その他の社員会議録第一号(その二) 昭和三十七年八月十四日

3 前二項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財團は、書面でその旨を審査庁に届け出なければならない。この場合には、届出書には、死亡による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添附しなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財團に到達したときは、これらの者に対する通知その他の行為としての効力を有する。

5 第一項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が二人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

6 処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害を受けていた行政は、すみやかに、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

7 処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求の実行行為を変更すべきことを命ずることもできる。ただし、審査請求の実行行為を変更すべきことともに裁決でその旨を宣言する又は当該事実行為を変更すべきことを命ずることはできない。

請求人及び処分の相手方)に送達することによつて、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の副本を送付することによつて行なう。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁決書の副本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の副本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の副本の送付があつたものとみなす。

4 審査庁は、裁決書の副本を参加人及び処分庁に送付しなければならない。(裁決の拘束力)

第四十三条 裁決は、関係行政庁を拘束する。

2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

3 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、処分庁は、当該処

分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。

4 法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、処分庁は、その通知を受けた者(審査請求人及び参加人を除く。)に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

(訴訟書類等の返還)

第四十四条 審査庁は、成決をしたときは、すみやかに、第二十六条の規定により提出された訴訟書類

又は証拠物及び第二十八条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第三節 処分についての異議申立て

申立て

(異議申立期間)

第四十五条 異議申立ては、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。(誤つた教示をした場合の救済)

第四十六条 異議申立てをすることができる処分につき、処分庁が誤つて審査請求をすることができる場合(審査請求をすることができる処分につき、処分庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合(審査請求をすることができる処分につき、処分庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合を含む。))において、その教示された行政庁において、その教示された行政庁に書面で審査請求がなされたときは、当該行政庁は、すみやかに、

審査請求書を当該処分庁に送付

し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

2 前項の規定により審査請求書が処分庁に送付されたときは、はじ

めから処分庁に異議申立てがされたものとみなす。

(決定)

第四十七条 異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その不適法であるときは、

処分庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

2 異議申立てが理由がないときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを棄却する。

3 処分(事実行為を除く。)についての異議申立てが理由があるときは、処分(事実行為を除く。)に返還しなければならない。

第三節 処分についての異議申立て

申立て

(不服申立期間)

第四十八条 前節(第十四条第一項から第五項まで、第四十一条第二項及び第四十三条を除く。)の規定は、処分についての異議申立てに準用する。

第四十九条 不作為についての不服申立(不服申立書の記載事項)

申立て書又は審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 異議申立て人又は審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

二 当該不作為に係る処分その他の行為についての申請の内容及び年月日

三 異議申立て又は審査請求の年月日

(不作為の決定その他の措置)

第五十条 不作為についての異議申立てが不適法であるときは、不作為

立(不作為の決定その他の措置)

2 前項の場合を除くほか、不作為

申立て人が当該処分につきすでに審査請求をしている場合を除き、決

定書に当該処分につき審査請求をすることができる旨並びに審査

府及び審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。

(審査請求に関する規定の準用)

第四十九条 前節(第十四条第一項から第五項まで、第四十一条第二項及び第四十三条を除く。)の規定は、処分についての異議申立てに準用する。

第四節 不作為についての審査請求

由がないときは、審査庁は、裁決

で、当該審査請求を棄却する。

3 不作為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、当該不作為庁に対しすみやかに申請に對するなんらかの行為をすべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。

(処分についての審査請求に関する規定の準用)

第五十二条 第十五条第二項及び第

四項、第二十一項、第三十七項から第三十九項まで、第四十一項第一項並びに第四十二項第一項から第三項までの規定は、不作為につ

いての異議申立てに準用する。

2 第二節(第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十六項から第

二十九項まで、第二十四条、第三十

四条、第三十五条、第四十条、第

四十一項第二項並びに第四十三条を除く。)の規定は、不作為につ

いての審査請求に準用する。

(第五節 再審査請求)

二十日以内に、申請に対するなん

らかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示さなければならぬ。

(審査庁の裁決)

第五十一条 不作為についての審査請求が不適當法であるときは、審査

庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 不作為についての審査請求が理由がないときは、審査庁は、裁決

で、当該審査請求を棄却する。

3 不作為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、当該不作為庁に対しすみやかに申請に對するなんらかの行為をすべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。

(処分についての審査請求に関する規定の準用)

第五十三条 第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。)の規定は、不作為につ

いての異議申立てに準用する。

2 第二節(第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十六項から第

二十九項まで、第二十四条、第三十

四条、第三十五条、第四十条、第

四十一項第二項並びに第四十三条を除く。)の規定は、不作為につ

いての審査請求に準用する。

(第五節 再審査請求)

求についての裁決があつたことを

知つた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

第三十六条 大蔵省設置法の一 部改正	給に関する法律の一 部改正
第三十七条 水資源開発公團法の 一部改正	第十九条 水資源開発公團法の 一部改正
第三十八条 法務省関係（第二十一 条）第三十三条） 一部改正	第二十条 科学技術庁設置法の 一部改正
第二十一条 弁護士法の一部改 正	第二章 法務省関係（第二十一 条）第三十九条 たばこ専売法の一 部改正
第二十二条 非訟事件手続法の 一部改正	第二十二条 弁護士法の一部改 正
第二十三条 供託法の一部改正	第二十三条 供託法の一部改 正
第二十四条 不動産登記法の一 部改正	第二十四条 不動産登記法の一 部改正
第二十五条 公証人法の一 部改正	第二十五条 公証人法の一 部改正
第二十六条 戸籍法の一部改正	第二十六条 戸籍法の一部改 正
第二十七条 破産法の一部改正	第二十七条 破産法の一部改 正
第二十八条 会社更生法の一 部改正	第二十八条 会社更生法の一 部改正
第二十九条 犯罪者予防更生法 の一部改正	第二十九条 犯罪者予防更生法 の一部改正
第三十条 執行猶予者保護觀察 法の一部改正	第三十条 執行猶予者保護觀察 法の一部改正
第三十一条 完春防止法の一 部改正	第三十一条 完春防止法の一 部改正
第三十二条 出入國管理令の一 部改正	第三十二条 出入國管理令の一 部改正
第三十三条 破壊活動防止法の 一部改正	第三十三条 破壊活動防止法の 一部改正
第三十四外務省関係（第三十四 条） 一部改正	第三十四外務省関係（第三十四 条） 一部改正
第五十一条 証券取引法の一 部改正	第五十一条 証券取引法の一 部改正
第五十二条 社寺等に無償で貸 し付けてある国有財產の処分に 関する法律の一部改正	第五十二条 連合国財產補償法 の一部改正
第五十三条 接收貴金属等の処 理	第五十三条 接收貴金属等の処 理
第六十六条 私立学校教職員共 済組合法の一 部改正	第六十六条 私立学校教職員共 済組合法の一 部改正
第八十四条 旅館業法の一 部改正	第八十四条 旅館業法の一 部改正
第八十五条 公衆浴場法の一 部改正	第六十七条 文化財保護法の一 部改正
第八十六条 へい歎処理場等に 関する法律の一部 改正	第五十四条 連合國財產の返還 等に伴う損失の処 理等に関する法律 の一部改正
第八十七条 クリーニング業法 の一部改正	第五十五条 損害保険料率算出 團体に関する法律 の一部改正
第八十八条 狂犬病予防法の一 部改正	第五十六条 國民金融公庫法の 一部改正
第七十条 伝染病予防法の一 部改正	第五十七条 外國為替及び外國 輔助金等に係る予 算の執行の適正化 に関する法律の一 部改正
第七十一条 「トラホーム」予防 法の一 部改正	第五十八条 外資に関する法律 の一部改正
第七十二条 寄生虫病予防法の一 部改正	第五十九条 公共企業体職員等 共済組合法の一 部改正
第七十三条 性病予防法の一 部改正	第六十条 学校教育法の一 部改正
第七十四条 精神衛生法の一 部改正	第六十一条 文部省関係（第六十 条）第六十七条） 一部改正
第七十五条 結核予防法の一 部改正	第六十二条 教育職員免許法の 一部改正
第七十六条 檢疫法の一 部改正	第六十三条 文部省著作教科書 の出版権等に関する 法律の一 部改正
第七十七条 栄養改善法の一 部改正	第六十四条 関税定率法の一 部改正
第七十八条 改正	第六十五条 關稅法の一 部改正
第七十九条 原子爆弾被爆者の 医療等に関する法 律の一 部改正	第六十六条 関税定率法の一 部改正
第八十条 墓地、埋葬等に関する 法律の一 部改正	第六十七条 檢疫法の一 部改正
第八十一条 食品衛生法の一 部改正	第六十八条 栄養改善法の一 部改正
第八十二条 理容師法の一 部改正	第六十九条 原子爆弾被爆者の 医療等に関する法 律の一 部改正
第八十三条 健康保険法の一 部改正	第七十条 健康保険法の一 部改正
第八十四条 船員保険法の一 部改正	第七十一条 健康保険法の一 部改正
第八十五条 社会保険審査官及び 社会保険審査会法の 一部改正	第七十二条 健康保険法の一 部改正
第四章 大蔵省関係（第三十六 条） 一部改正	第七十三条 健康保険法の一 部改正
第一類第一号 内閣委員会議録第一号（その二）昭和三十七年八月十四日	七

第一百五条 日雇労働者健康保険法の一部改正	第一百二十二条 植物防疫法の一 部改正	第一百四十二条 水産資源保護法の一部改正	第一百五十八条 割賦販売法の一 部改正	第一百七十四条 計量法の一 部改正
第一百六条 厚生年金保険法の一 部改正	第一百二十三条 農業機械化促進法の一部改正	第一百四十三条 真珠養殖事業法の一部改正	第一百五十九条 鋼山保安法の一 部改正	第一百七十五条 鉱山保安法の一 部改正
第一百七条 国民健康保険法の一 部改正	第一百二十四条 牧野法の一部改正	第一百四十五条 家畜改良増殖法の一部改正	第一百五十六条 航空機製造事業法の一部改正	第一百七十六条 電気に関する臨時措置法の一 部改正
第一百八条 国民年金法の一 部改正	第一百二十五条 家畜伝染病予防法の一部改正	第一百四十七条 飼料の品質改善に関する法律の一部改正	第一百五十七条 武器等製造法の一部改正	第一百七十七条 ガス事業法の一 部改正
第一百九条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正	第一百二十六条 未帰還者留守家族等援護法の一部改正	第一百四十九条 輸出水産業の振興に関する法律の一部改正	第一百五十八条 火薬取締法の一 部改正	第一百五十八条 法律の一部改正
第一百十条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正	第一百二十七条 家畜伝染病予防法の一部改正	第一百五十二条 酪農振興法の一 部改正	第一百五十九条 高圧ガス取締法の一 部改正	第一百五十九条 電気工事士法の一 部改正
第一百十一条 引揚者給付金等支給法の一部改正	第一百二十八条 農業災害補償法の一部改正	第一百五十三条 農業法の一 部改正	第一百六十条 木材防腐特別措置法の一 部改正	第一百六十一条 電気用品取締法の一 部改正
第七章 農林省関係(第一百二十二条 条一第一百四十六条)	第一百二十九条 農業災害補償法の一部改正	第一百三十三条 農業法の一 部改正	第一百六十二条 火薬取締法の一 部改正	第一百六十二条 電気工事士法の一 部改正
第一百十二条 農業災害補償法の一部改正	第一百三十条 農業法の一 部改正	第一百三十四条 農産物検査法の一 部改正	第一百六十三条 高圧ガス取締法の一 部改正	第一百六十三条 電気用品取締法の一 部改正
第一百十三条 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律の一部改正	第一百三十五条 農産物検査法の一 部改正	第一百四十四条 農業法の一 部改正	第一百六十四条 木材防腐特別措置法の一 部改正	第一百六十四条 木材防腐特別措置法の一 部改正
第一百十四条 肥料取締法の一部改正	第一百三十六条 農産物検査法の一 部改正	第一百四十五条 農業法の一 部改正	第一百六十五条 繊維工業設備臨時措置法の一 部改正	第一百六十五条 繊維工業設備臨時措置法の一 部改正
第一百十五条 農業委員会等に関する法律の一部改正	第一百三十七条 農業法の一 部改正	第一百四十六条 農業法の一 部改正	第一百六十六条 鉄業法の一 部改正	第一百六十六条 鉄業法の一 部改正
第一百十六条 農林漁業団体職員共済組合法の一部改正	第一百三十八条 農業法の一 部改正	第一百四十七条 農業法の一 部改正	第一百六十七条 採石法の一 部改正	第一百六十七条 採石法の一 部改正
第一百十七条 土地改良法の一部改正	第一百三十九条 農業法の一 部改正	第一百四十八条 農業法の一 部改正	第一百六十八条 天然ガス資源開発法の一 部改正	第一百六十八条 天然ガス資源開発法の一 部改正
第一百十八条 農地法の一部改正	第一百四十条 森林開発公團法の一部改正	第一百四十九条 農業法の一 部改正	第一百六十九条 石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一 部改正	第一百六十九条 石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一 部改正
第一百十九条 愛知用水公團法の一部改正	第一百四十七条 森林開発公團法の一部改正	第一百五十条 農業法の一 部改正	第一百七十条 砂利採取法の一 部改正	第一百七十条 砂利採取法の一 部改正
第一百二十条 農業取締法の一部改正	第一百四十八条 森林開発公團法の一部改正	第一百五一条 農業法の一 部改正	第一百七十二条 核原料物質開発促進臨時措置法の一 部改正	第一百七十二条 核原料物質開発促進臨時措置法の一 部改正
第一百二十一 条 農業改良助長法の一部改正	第一百四十九条 森林開発公團法の一部改正	第一百五十二条 商工會議所法の一 部改正	第一百七十三条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百七十三条 水洗炭業に関する法律の一 部改正
第一百四十四条 漁港法の一部改正	第一百五十三条 水産業協同組合法の一部改正	第一百五十三条 商工會議所法の一 部改正	第一百七十四条 工業用水法の一 部改正	第一百七十四条 工業用水道事業法の一 部改正
第一百五十五条 水産業協同組合法の一部改正	第一百五十四条 工業用水法の一 部改正	第一百五十四条 商工會議所法の一 部改正	第一百七十五条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百七十五条 水洗炭業に関する法律の一 部改正
第一百五十六条 工業用水道事業法の一部改正	第一百五十五条 工業用水法の一 部改正	第一百五十五条 商工會議所法の一 部改正	第一百七十六条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百七十六条 水洗炭業に関する法律の一 部改正
第一百五十七条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百五十六条 工業用水道事業法の一部改正	第一百五十六条 商工會議所法の一 部改正	第一百七十七条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百七十七条 水洗炭業に関する法律の一 部改正
第一百五十八条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百五十七条 工業用水道事業法の一部改正	第一百五十七条 商工會議所法の一 部改正	第一百七十八条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百七十八条 水洗炭業に関する法律の一 部改正
第一百五十九条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百五十八条 工業用水道事業法の一部改正	第一百五十八条 商工會議所法の一 部改正	第一百七十九条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百七十九条 水洗炭業に関する法律の一 部改正
第一百六十条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百五十九条 工業用水道事業法の一部改正	第一百五十九条 商工會議所法の一 部改正	第一百八十条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百八十条 水洗炭業に関する法律の一 部改正
第一百六十二条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百六十条 工業用水道事業法の一部改正	第一百六十条 商工會議所法の一 部改正	第一百八十二条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百八十二条 水洗炭業に関する法律の一 部改正
第一百六十四条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百六十一 条 第一百三十三条	第一百六十一 条 第二百三十三条	第一百八十三条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百八十三条 水洗炭業に関する法律の一 部改正
第一百六十六条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百六十二条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百六十二条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百八十五条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百八十五条 水洗炭業に関する法律の一 部改正
第一百六十八条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百六十四条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百六十四条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百八十七条 中小企業団体の組織に関する法律の一 部改正	第一百八十七条 中小企業団体の組織に関する法律の一 部改正
第一百七十条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百六十六 条 第一百三十三条	第一百六十六 条 第二百三十三条	第一百八十九条 別措置法の一 部改正	第一百八十九条 別措置法の一 部改正
第一百七十二条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百七十二条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百七十二条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百九十条 商工会の組織に関する法律の一 部改正	第一百九十条 商工会の組織に関する法律の一 部改正
第一百七十四条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百七十四条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百七十四条 水洗炭業に関する法律の一 部改正	第一百九十二条 旧法の一 部改正	第一百九十二条 旧法の一 部改正

第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第二百十条 航路標識法の一部 改正	第二百五十五条 備に関連する法律に関する法律 市街地の改造
第一百九十二条 木船再保險法の一部 改正	第二百十一条 水路業務法の一 部改正	第二百五十六条 中小企業退職 労働組合法の一部改正
第一百九十三条 船舶法の一部改 正	第二百十二条 海難審判法の一 部改正	第二百四十四条 砂防法の一 部改正
第一百九十三条 船舶安全法の一 部改正	第一百二十三条 気象業務法の一 部改正	第二百五十七条 自治省設置法の 一部改正
第一百九十四条 臨時船舶建造調 整法の一部改正	第一百二十四条 郵政省関係(第二百十四 条) 第二百二十一条	第二百四十五条 河川法の一部改 正
第一百九十五条 船員法の一部改 正	第一百四十四条 郵政省設置法の 一部改正	第二百五十八条 金共済法の一 部改正
第一百九十六条 船舶職員法の一 部改正	第一百五十五条 郵政省関係(第二百十四 条) 第二百二十一条	第二百四十六条 水害予防組合 法の一部改正
第一百九十七条 船員法の一部改 正	第一百五十六条 郵政省設置法の 一部改正	第二百四十七条 勞働者災害補 償保険法の一 部改正
第一百九十八条 港湾運送事業法 の一部改正	第一百五十七条 有線電気通信法 の一部改正	第二百四十八条 海岸法の一 部改正
第一百九十九条 倉庫業法の一部 改正	第一百五十八条 公衆電気通信法 の一部改正	第二百四十九条 運河法の一 部改正
第二百十条 陸上交通事業調整法 の一部改正	第一百五十九条 有線放送電話に 関する法律の一 部改正	第二百五十条 じん肺法の一 部改正
第二百一条 帝都高速度交通營 團法の一部改正	第一百六十条 簡易生命保険法 の一部改正	第二百五十六条 失業保険法の一 部改正
第二百二条 通運事業法の一部 改正	第一百六十二条 郵便年金法の一 部改正	第二百五十七条 地方公務員法 の一部改正
第二百三条 道路運送車両法の一部 一部改正	第一百六十三条 電波法の一 部改正	第二百五十八条 地方財政法の一 部改正
第二百四条 道路運送車両法の一部 一部改正	第一百六十四条 有線放送業務 の運用の規正 に關する法律 の一部改正	第二百五十九条 地方交付税法の 一部改正
第二百五条 自動車損害賠償保 障法の一部改正	第一百六十五条 土地建物取引 法の一 部改正	第二百六十条 地方公営企業 法の一部改正
第二百六条 自動車ターミナル 法の一部改正	第一百六十六条 公共用地の取 得に關する特 別措置法の一 部改正	第二百六十二条 地方税法の一 部改正
第二百七条 航空法の一部改正	第一百六十七条 道路整備特別 措置法の一 部改正	第二百六十三条 在市町村交付 金及び納付金 に關する法律 の一部改正
第二百八条 國際觀光ホテル整 備法の一部改正	第一百六十八条 高速自動車國 道法の一 部改正	第二百六十四条 國有資產等所 在市町村交付 金及び納付金 に關する法律 の一部改正
第二百九条 旅行あつ施業法の 一部改正	第一百六十九条 建築基準法の一 部改正	第二百六十五条 消防法の一 部改正
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百七十条 労働省関係(第二百 二十二条) 第二百三十一 条	第二百六十六条 人事院關係(第二百 六十六条) 第二百六十八 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百七十二条 勞働保険審査 官及び勞働保 險審査会法の 一部改正	第一百六十七条 一般職の職員 の給与に關す る法律の一 部改正
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百七十三条 都市公園法の 一部改正	第二百六十八条 人事院關係(第二百 六十八条) 第二百六十九 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百七十四条 造成法の一 部改正	第二百六十九条 人事院關係(第二百 六十九条) 第二百七十 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百七十五条 公共企業体等 の一部改正	第二百七十条 人事院關係(第二百 七十条) 第二百七十一 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百七十六条 公共施設の整 理の一部改正	第二百七十二条 人事院關係(第二百 七十二条) 第二百七十三 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百七十七条 防災建築街区 法の一部改正	第二百七十三条 人事院關係(第二百 七十三条) 第二百七十四 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百七十八条 造成法の一 部改正	第二百七十四条 人事院關係(第二百 七十四条) 第二百七十五 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百七十九条 下水道法の一 部改正	第二百七十五条 人事院關係(第二百 七十五条) 第二百七十六 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百八十条 公共施設の整 理の一部改正	第二百七十六条 人事院關係(第二百 七十六条) 第二百七十七 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百八十二条 公共企業体等 の一部改正	第二百七十七条 人事院關係(第二百 七十七条) 第二百七十八 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百八十三条 公共施設の整 理の一部改正	第二百七十八条 人事院關係(第二百 七十八条) 第二百七十九 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百八十四条 公共企業体等 の一部改正	第二百七十九条 人事院關係(第二百 七十九条) 第二百八十 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百八十五条 公共施設の整 理の一部改正	第二百八十条 人事院關係(第二百 八十条) 第二百八十一 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百八十六条 公共企業体等 の一部改正	第二百八一条 人事院關係(第二百 八一条) 第二百八十二 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百八十七条 公共企業体等 の一部改正	第二百八十二条 人事院關係(第二百 八十二条) 第二百八十三 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百八十八条 公共企業体等 の一部改正	第二百八十三条 人事院關係(第二百 八十三条) 第二百八十四 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百八十九条 公共企業体等 の一部改正	第二百八十四条 人事院關係(第二百 八十四条) 第二百八十五 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百九十条 公共企業体等 の一部改正	第二百八十五条 人事院關係(第二百 八十五条) 第二百八十六 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百九十一条 公共企業体等 の一部改正	第二百八十六条 人事院關係(第二百 八十六条) 第二百八十七 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百九十二条 公共企業体等 の一部改正	第二百八十七条 人事院關係(第二百 八十七条) 第二百八十八 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百九十三条 公共企業体等 の一部改正	第二百八十八条 人事院關係(第二百 八十八条) 第二百八十九 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百九十四条 公共企業体等 の一部改正	第二百八十九条 人事院關係(第二百 八十九条) 第二百九十 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百九十五条 公共企業体等 の一部改正	第二百九十一条 人事院關係(第二百 九十一条) 第二百九十二 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百九十六条 公共企業体等 の一部改正	第二百九十二条 人事院關係(第二百 九十二条) 第二百九十三 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百九十七条 公共企業体等 の一部改正	第二百九十三条 人事院關係(第二百 九十三条) 第二百九十四 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百九十八条 公共企業体等 の一部改正	第二百九十四条 人事院關係(第二百 九十四条) 第二百九十五 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第一百九十九条 公共企業体等 の一部改正	第二百九十五条 人事院關係(第二百 九十五条) 第二百九十六 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第二百二十条 公共企業体等 の一部改正	第二百九十六条 人事院關係(第二百 九十六条) 第二百九十七 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第二百二十一条 公共企業体等 の一部改正	第二百九十七条 人事院關係(第二百 九十七条) 第二百九十八 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第二百二十二条 公共企業体等 の一部改正	第二百九十八条 人事院關係(第二百 九十八条) 第二百九十九 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第二百二十三条 公共企業体等 の一部改正	第二百九十九条 人事院關係(第二百 九十九条) 第二百三十 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第二百二十四条 公共企業体等 の一部改正	第二百三十条 人事院關係(第二百 三十条) 第二百三十 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第二百二十五条 公共企業体等 の一部改正	第二百三十一条 人事院關係(第二百 三十一条) 第二百三十 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第二百二十六条 公共企業体等 の一部改正	第二百三十二条 人事院關係(第二百 三十二条) 第二百三十 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第二百二十七条 公共企業体等 の一部改正	第二百三十三条 人事院關係(第二百 三十三条) 第二百三十 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第二百二十八条 公共企業体等 の一部改正	第二百三十四条 人事院關係(第二百 三十四条) 第二百三十 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第二百二十九条 公共企業体等 の一部改正	第二百三十五条 人事院關係(第二百 三十五条) 第二百三十 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第二百三十条 公共企業体等 の一部改正	第二百三十六条 人事院關係(第二百 三十六条) 第二百三十 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第二百三十一条 公共企業体等 の一部改正	第二百三十七条 人事院關係(第二百 三十七条) 第二百三十 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第二百三十二条 公共企業体等 の一部改正	第二百三十八条 人事院關係(第二百 三十八条) 第二百三十 条
第一百九十条 木船運送法の一部 改正	第二百三十三条 公共企業体等 の一部改正	第二百三十九条 人事院關係(第二百 三十九条) 第二百三十 条

**第二百六十八条 国家公務員災害補償法の一
部改正**

(総理府設置法の一部改正)

第一条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改定する。

第四条第十六号中「具申について裁決する」を「不服申立てに対する決定又は裁決をする」に改める。

第七条第三号中「具申の裁決」を「不服申立てに対する決定又は裁決」に改め、同条第七項を削除する。

法律の一部を改定する。

行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の一部を次のように改定する。

第七条を削除する。

法律の一部を改定する。

第三条 公務員等の懲戒免除等に関する法律(昭和二十七年法律第百一十七号)の一部を次のように改定する。

第八条の見出しを「不服申立て等との関係」に改め、同条中「訴願、審査の請求、異議の申立てその他不服申立て」に改める。

(恩給法の一部改正)

第四条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改定する。

第十三条第一項中「処分後一年内ニ」を削り、「貞申シ其ノ裁決ヲ求ムル」を「異議申立てヲ為ス」に改める。

め、同条第二項を削り、同条に次の二項を加える。

前項ノ異議申立てニ關スル行政不服審査法(昭和三十七年法律第二号)第四十五条ノ期間ハ処分ノアリタルコトヲ知リタル日ノ翌日ヨリ起算シテ一年以内トス

行政不服審査法第四十八条ノ規定二拘ラズ同法第十四条第三項ノ規定ハ第一項ノ異議申立てニ關シテハ之ヲ準用セズ

第十四条を次のように改める。

第十四条 行政上ノ処分ニ因リ恩給ニ關スル権利ヲ侵害セラレタリトスル者ノ為ス審査請求ニ關スル行政不服審査法第十四条第一項本文ノ期間ハ処分ノアリタルコトヲ知リタル日ノ翌日ヨリ起算シテ一年以内トス但シ當該処分ニ付異議申立てヲ為シタルトキハ当該異議申立てヲ決定ノアリタルコトヲ知リタル日ノ翌日ヨリ起算シテ六月以内トス

行政不服審査法(昭和三十七年法律第二号)第五十三条の期間は、審査請求についての裁決があつたことを知つた日の翌日から算して六月以内とする。

第十五条の規定は、第十六条の再審査請求に準用する。

法律の一部を改定する。

第六条 恩給法の一部を改定する法律(昭和二十八年法律第二百五十五号)の一部を次のように改定する。

行政不服審査法第十四条第三項ノ規定ハ前項ノ審査請求ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第十五条第一項中「第十三条第二項ノ訴願」を「前条第一項ノ審査請求」に改める。

第十八条ノ二中「並恩給ニ關スル具申及其ノ裁決」を削る。

(恩給法の一部を改定する法律の一部改正)

第十三条第一項中「処分後一年内ニ」を削り、「貞申シ其ノ裁決ヲ求ムル」を「異議申立てヲ為ス」に改める。

14 第七項又は第十項の規定により総理府恩給局長以外の者がした恩給に關する処分についての審査請求は、総理府恩給局長に對してするものとする。

15 恩給法第十四条第一項本文及び第二項の規定は、前項の審査請求に準用する。

第十四条の四第四項中「第九項」を「第八項」に改める。

16 第十四項の審査請求についての裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に對して再審査請求をすることができる。

17 前項の再審査請求に關する行政不服審査法(昭和三十七年法律第二号)第五十三条の期間は、審査請求についての裁決があつたことを知つた日の翌日から算して六月以内とする。

第十七条の二 公正取引委員会がこの節の規定によつてした審決その他の処分(第四十六条第二項の規定によつて審判官がした処分を含む)については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二号)による不服申立てをすることができる。

第十八条の二 公正取引委員会がこの節の規定によつてした審決その他の処分(第四十六条第二項の規定によつて審判官がした処分を含む)については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二号)による不服申立てをすることができる。

18 恩給法第十四条第二項及び第十五条の規定は、第十六条の再審査請求に準用する。

法律の一部を改定する。

第六条 恩給法の一部を改定する法律(昭和二十八年法律第二百五十五号)の一部を次のように改定する。

行政不服審査法第十四条第三項ノ規定ハ前項ノ審査請求ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第十五条第一項中「第十三条第二項ノ訴願」を「前条第一項ノ審査請求」に改める。

第十八条ノ二中「並恩給ニ關スル具申及其ノ裁決」を削る。

(恩給法の一部を改定する法律の一部改正)

第二十四条の三第八項中「前項の不服の申立て」を「第二項又は第三項の認可についての異議申立て」に、「行つて決定をし、これを申立人に文書をもつて通知しなければならない」を「行なわなければならぬ」に改め、同条第七項を削除する。

第十四条 第二節中第七十条の次に「第八章第二節中第七十条の次に」に改める。

14 第七項又は第十項の規定により総理府恩給局長以外の者がした恩給に關する処分についての審査請求は、総理府恩給局長に對してするものとする。

15 恩給法第十四条第一項本文及び第二項の規定は、前項の審査請求に準用する。

第十四条の四第四項中「第九項」を「第八項」に改める。

16 第十四項の審査請求についての裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に對して再審査請求をすることができる。

17 前項の再審査請求に關する行政不服審査法(昭和三十七年法律第二号)第五十三条の期間は、審査請求についての裁決があつたことを知つた日の翌日から算して六月以内とする。

第十七条の二 公正取引委員会がこの節の規定によつてした審決その他の処分(第四十六条第二項の規定によつて審判官がした処分を含む)については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二号)による不服申立てをすることができる。

18 恩給法第十四条第二項及び第十五条の規定は、第十六条の再審査請求に準用する。

法律の一部を改定する。

第六条 恩給法の一部を改定する法律(昭和二十八年法律第二百五十五号)の一部を次のように改定する。

行政不服審査法第十四条第三項ノ規定ハ前項ノ審査請求ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第十五条第一項中「第十三条第二項ノ訴願」を「前条第一項ノ審査請求」に改める。

(恩給法の一部を改定する法律の一部改正)

に基づいていた第十四条第一項の規定による処分及び都道府県の規定による処分及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号)の一部を次のように改定する。

第十四条 第二節中第七十条の次に「第八章第二節中第七十条の次に」に改める。

14 第七項又は第十項の規定により総理府恩給局長以外の者がした恩給に關する処分についての審査請求は、総理府恩給局長に對してするものとする。

15 恩給法第十四条第一項本文及び第二項の規定は、前項の審査請求に準用する。

第十四条の四第四項中「第九項」を「第八項」に改める。

16 第十四項の審査請求についての裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に對して再審査請求をすることができる。

17 前項の再審査請求に關する行政不服審査法(昭和三十七年法律第二号)第五十三条の期間は、審査請求についての裁決があつたことを知つた日の翌日から算して六月以内とする。

第十七条の二 公正取引委員会がこの節の規定によつてした審決その他の処分(第四十六条第二項の規定によつて審判官がした処分を含む)については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二号)による不服申立てをすることができる。

18 恩給法第十四条第二項及び第十五条の規定は、第十六条の再審査請求に準用する。

法律の一部を改定する。

第六条 恩給法の一部を改定する法律(昭和二十八年法律第二百五十五号)の一部を次のように改定する。

行政不服審査法第十四条第三項ノ規定ハ前項ノ審査請求ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第十五条第一項中「第十三条第二項ノ訴願」を「前条第一項ノ審査請求」に改める。

(恩給法の一部を改定する法律の一部改正)

十条第二項」を「第五十条第一項」に改める。

第二章中第二十四条の次に次の二条を加える。

(不服申立ての制限)

第二十四条の二 委員会がこの章の規定によつてした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による不服申立てをすることができない。

第二十五条を次のように改める。

(裁定の申請期間)

第二十五条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第七十一条

十八条、採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十九条

第一項、森林法(昭和五十九年法律第二百九十一号)第七十一条

第一項、農地法第八十五条第六項、海岸法第三十九条の二第一項、自然公園法第三十四条第一項若しくは第四十五条又は地すべり等防止法第五十条第一項の規定による裁定の申請は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。ただし、天災その他裁定の申請をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における裁定の申請は、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内にしなければならない。

3 裁定の申請は、处分があつたときの翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

ない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第二章中第二十四条の次に次の二条を加える。

(不服申立ての制限)

第二十四条の二 委員会がこの章の規定によつてした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百九十一号)による不服申立てをすることができない。

第二十五条を次のように改める。

(裁定の申請期間)

第二十五条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第七十一条

十八条、採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十九条

第一項、森林法(昭和五十九年法律第二百九十一号)第七十一条

第一項、農地法第八十五条第六項、海岸法第三十九条の二第一項、自然公園法第三十四条第一項若しくは第四十五条又は地すべり等防止法第五十条第一項の規定による裁定の申請は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。ただし、天災その他裁定の申請をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における裁定の申請は、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内にしなければならない。

3 裁定の申請は、処分があつたときの翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

4 委員会は、執行停止をしよう

期間を定めて補正を命じなければならない。

4 裁定申請書を郵便で提出した場合における裁定の申請期間の計算については、郵送を要した日数は、算入しない。

5 当該処分をした行政機関(以下「処分庁」という。)が誤つて第一項から第三項までに規定する期間よりも長い期間を裁定の申請期間として表示した場合において、その表示された期間内に裁定の申請がされたときは、当該裁定の申請は、第一項から第三項までに規定する期間内にされたものとみなす。

第二十五条の次に次の二条を加える。

(裁定の申請)

第二十五条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第七十一条

十八条、採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十九条

第一項、森林法(昭和五十九年法律第二百九十一号)第七十一条

第一項、農地法第八十五条第六項、海岸法第三十九条の二第一項、自然公園法第三十四条第一項若しくは第四十五条又は地すべり等防止法第五十条第一項の規定による裁定の申請は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。ただし、天災その他裁定の申請をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における裁定の申請は、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内にしなければならない。

3 裁定の申請は、処分があつたときの翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

4 委員会は、執行停止をしよう

とするときは、あらかじめ、申請人、処分庁及び参加人(以下「事件関係人」という。)の意見をきかなければならぬ。

5 委員会は、執行停止をしたときは、事件関係人及び当該処分の相手方に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

6 執行停止をした後に、その理由が消滅し、その他の事情が變更したときは、委員会は、決定で執行停止を取り消すことができる。

第二十七条 裁定の申請は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

(執行停止)

第二十七条 裁定の申請は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

(申請書の副本の送達)

第二十八条 委員会は、裁定の申請があつたときは、申請書の副本を処分庁及び関係都道府県知事に送達しなければならない。

ただし、第二十六条规定の規定により申請を却下する場合は、この限りでない。

第三十四条第一項中「明治二十三年法律第二十九号」を削る。

第三十八条中「弁護士」の下に

「又は委員会の承認を得た者」を加え、同条に次の二項を加える。

2 委員会は、前項の承認をいつでも取り消すことができる。

3 代理人の権限は、書面で証明しなければならない。

4 代理人が二人以上あるときは、委員会に対しては、各人が本人を代理する。

第三十八条の次に次の二条を加える。

477条の二 委員会がこの章の規定によつてした裁定のその他の処分(第三十三条の規定によつて)

(補佐人)
第三十八条の二 事件関係人又は代理人は、委員会の承認を得て補佐人とともに出頭することができます。

2 委員会は、前項の承認をいつでも取り消すことができる。

第三十八条の次に次の二条を加える。

2 委員会は、前項の承認をいつでも取り消すことができる。

第一百十九条の次に次の二条を加える。

第一百九条の二 戸籍事件について

ては、行政不服審査法(昭和三

十七年法律第 号)による不

服申立てをすることができな

い。

(会社更生法の一部改正)

第二十八条 会社更生法(昭和二十

七年法律第百七十二号)の一部を

次のように改正する。

第一百五十八条第一項中「訴願」を

「審査請求」に改める。

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第二十九条 犯罪者予防更生法(昭

和二十四年法律第百四十二号)の

一部を次のように改正する。

第三条第二号中「この法律」の下

に及び行政不服審査法(昭和三十

七年法律第 号)を「審査請求(第

四十九条—第五十一条の二)」に改

める。

第四十五条に次の二項を加え

る。

6 第二項の決定については、行

政不服審査法による不服申立て

をすることができない。

第三章第四節を次のように改め

る。

(審査請求)

第四節 審査請求

第四十九条 地方委員会が決定を

もつてした処分に不服がある者は、審査会に対して審査請求を

することができる。

(審査請求書の提出)

第五十条 監獄又は少年院(以下

て「収容施設」という。)に収容され

ている者の審査請求は、審査請

求書を当該収容施設の長に提出

してすることができる。

2 前項の場合には、収容施設の

長は、直ちに、審査請求書の正

本を審査会に、副本を地方委員

会に送付しなければならない。

3 第一項の場合における審査請

求期間の計算については、収容

施設の長に審査請求書を提出し

た時に審査請求があつたものと

みなす。

(執行停止)

第五十一条 審査会は、必要があ

ると認めるときは、審査請求人

の申立てにより又は職権で、當

該処分の執行を停止することが

できる。

(裁決をすべき期間)

第五十二条 審査会は、審査

請求を受理した日から六十日以

内に裁決をしなければならな

い。

(執行猶予者保護観察法の一部改

正)

第三十条 執行猶予者保護観察法

(昭和二十九年法律第五十八号)の

一部を次のように改正する。

第十一条に次の二項を加える。

6 第二項の決定については、行

政不服審査法による不服申立て

をすることができない。

第三章第四節を次のように改め

る。

(審査請求)

第四節 審査請求

第四十九条 地方委員会が決定を

もつてした処分に不服がある者は、審査会に対して審査請求を

することができる。

「対し、審査を請求する」を「対し

て審査請求をする」に改め、同条

第二項及び第三項を削り、同条及

び第五十二条の二の規定を準用

する。

2 前項の審査請求については、

犯罪者予防更生法第五十一条及

び第五十二条の二の規定を準用

する。

(壳春防止法の一部改正)

第三十一条 壳春防止法(昭和三十

一年法律第百八号)の一部を次

のように改止する。

第二十七条第二項中「及び第五

項を「第五項及び第六項」に改

める。

第二十八条の見出しを「審査請

求」に改め、同条第一項中「処分

の日から十五日以内に、」を削り、

「対し、審査の請求をする」を「対

して審査請求をする」に改め、同

条第二項を次のように改める。

2 前項の審査請求については、

予防更生法第五十条から第五十

一条までの規定を準用す

る。この場合において、同法第

五十条第一項中「監獄又は少年

院」とあるのは「婦人補導院」と、

同法第五十二条の二中「六十日」

とあるのは「三十日」と読み替えるものとする。

(出入国管理令の一部改正)

第三十二条 出入国管理令(昭和二

十六年政令第三百十九号)の一部

を次のように改正する。

目次中「第二節 口頭審理及び

異議の申立」を「第二節 口頭審理

及び異議の申出」に、「第三節 審

査、口頭審理及び異議の申立」を

「第三節 審査、口頭審理及び異議の申出」に改める。

(不服申立ての制限)

第三十六条の二 公安審査委員会

がこの法律に基づいてした処分

(第二十二条第二項の規定によ

り公安審査委員会の委員又は職

員がした処分を含む。)について

は、行政不服審査法(昭和三十

七年法律第二号)による不服

申立てをすることができない。

2 前項の処分に対する異議を申し出

てする。

(外務公務員法の一部改正)

第三十四条 外務公務員法(昭和二

十七年法律第四十一号)の一部を

次のように改正する。

第三章 外務省関係

第十八条の前段の「再審査の請

求をする」を「再審査を要求する」

に改め、同条第二項中「前項の請

求」を「前項の要求」に改め、「要求

とあるのは「請求」と、「を削る。

2 前項の処分に対する異議を申し出

てする。

(懲戒処分についての不服申立)

第十九条 外務職員が外交機密の

漏えいによつて國家の重大な利

益をき損したという理由で懲戒

処分を受けた場合におけるその

処分についての行政不服審査法

(昭和三十七年法律第二号)によ

る不服申立ては、国家公務員

法第九十条第一項の規定にかか

わらず、外務大臣に対してもしな

ければならない。

2 前項の処分については、国家

公務員法第八十九条第三項中

「人事院」とあるのは、「外務大

臣」と読み替えるものとする。

第二十一条を削り、第二十二条中「前二条」を「前三条」に、「懲戒処分についての不服申立て」に改め、同条を第二十二条とし、第六章中同条の次に次の一条を加える。

第二十二条 削除

第二十六条中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

附則第一項後段中「第十九条」を「第十九条第一項」に、「第二十二条後段」を「第二十条第六項」に改める。

(旅券法の一部改正)

第三十五条 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

3 国家公務員法第九十一条第三項 及び第九十条の二の規定は、第一項に規定する不服申立てについて準用する。

第二十条第一項中「前条に規定する請求」を「前条第一項の処分についての不服申立て」に改め、「受理したときは」の下に「これを却下する場合を除き」を加え、同条に次の二項を加える。

5 前条第一項の処分についての不服申立てに対する決定又は裁決は、審議会の調査の結果に基づいてしなければならない。

6 外務大臣は、前条第一項の処分の全部又は一部を取り消し、又は変更したときは、その処分によつて当該外務職員が失つた給与の弁済をしなければならぬ。

第二十五条の二十一異議の中立て」を「異議の中出」に改める。
（日本専売公社法の一部改正）
第三十七条　日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のようにより改正する。
第四十九条中「訴願法（明治二十三年法律第二百五号）」を削る。
（たばこ専売法の一部改正）
第三十八条　たばこ専売法（昭和二十四年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。
　　目次中「第七十条」を「第七十条の二」に改める。
　　第九条の三の見出しが「（異議の申出）」に改め、同条第一項中「公社の処分」の下に「（耕作の廃止に係る同条第三項の規定による処分を除く。）」を加え、「異議の申立を

第十九条第三項中「第十四条及び第十五条」を「第十四条及び第十五条」に、「第十四条中」を「同条中」に改め、「同条及び第十五条第一項中」及び、「第十五条第四項及び第五項中」「充給又は渡航先の追加」とあるのは「返納の命令の取消」とを削る。

第二項（第二十六条第二項に就いて準用する場合を含む。）、第十七条第二項、第二十六条第一項、第五十五条第三項又は第五十六条の規定による公社の处分及び第九条の三第一項の規定による異議の申出に対する決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第一号）による不服申立てをすることができる。ただし、たゞこの耕作の廃止、たゞこ苗の育成の廃止又はたゞこの試作の廃止に係るこれららの規定による処分については、この限りでない。

第十五条第二項を次のように改める。

同条第二項中「申立」を「申出」に改める。

第十九条第一項の再査定の申立ては、査定の際にしなければならない。ただし、耕作者は、正当の事由により査定に立ち合わなかつたときは、当該葉たばこの収穫前限り、その申立てをすることができる。

第八章中第七十条の次に次の二条を加える。

(行政不服審査法による不服申立ての制限)

第七十条の二 第八条第一項若しくは第三項(第十二条第三項又は第二十六条第二項において準用する場合を含む)、第十二条

(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のよう改正する。
第九条を次のように改める。

第九条 削除
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部改正)
第四十二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出し中「申立」を「申出」に改め、同条第一項中「不服の申立をする」と「不服を申し出る」に改め、同条第二項中「不服の申立」を「不服の申出」に、「申立をした者」を「不服を申し出た者」に改める。

5 第十四条に次の一項を加える。
第三項の規定による公社の処分について、行政不服審査法（昭和三十七年法律第一号）による不服申立てをすることができない。

第四十二条に次の一項を加える。

3 前項において準用する第十五
条第一項の規定による鑑定の結果については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（製塙施設法の一部改正）

第四十条 製塙施設法（昭和二十七
年法律第二百二十八号）の一部を
次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条 刪除

（塙業整備臨時措置法の一部改
第十五条

組合及び審査を請求した者に対して、これを通知しなければならない「を「これに対する裁決をしなければならない」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「審査を請求した者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定による請求」を「第一項の審査請求」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)
第四十三条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。
第六十七条第一項中「異議」を「不服」に改める。
第七十条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第一項中「異議のある者」を「不服がある者」に改め、「その決定、確認又は徴収の通知のあつた日から起算して六十日以内に、」を削り、「審査の請求」を「行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による審査請求」に改め、同条第六項中「審査の請求」を「第一項の審査請求」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「審査の請求」を「審査請

(証券取引法の一部改正)

第五十条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一百五十五条に次の二項を加える。

2 前項第二号の規定による処分については、行政不服審査法

(昭和三十七年法律第一号)による不服申立てをすることがで

きない。

第一百九十九条第四号中「第一百五十五条第一項」

に改める。

(社寺等に無償で貸し付けてある

国有財産の処分に関する法律の一

部改正)

第五十一条 社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律(昭和二十二年法律第五十三号)の一部を次のように改定する。

(社寺等に無償で貸し付けてある

国有財産の処分に関する法律の一

部改正)

第五十二条 削除

(連合国財産補償法の一部改正)
第五十二条 連合国財産補償法(昭和二十六年法律第二百六十四号)の一部を次のように改定する。

第十八条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第一項を次のように改める。

2 前項第二号の規定による処分については、行政不服審査法

(昭和三十七年法律第一号)による不服申立てをすることがで

は、第二十条に規定する連合国財産補償審査会に對して審査請求をすることができる。

第十一条第三項中「前二項」を

「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項と

し、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の審査請求に關する行政不服審査法(昭和三十七年法律第一号)第十四条第一項本文の期間は、第十六条第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三月以内とする。

第二十条第一項中「再審査の請求」を「審査請求」に改める。

(接収資本等の処理に關する法律の一部改正)

第五十三条 接収貴金属等の処理に関する法律(昭和三十四年法律第一百三十五号)の一部を次のように改定する。

(接収貴金属等の処理に関する法律の一部改正)

第五十三条 接収貴金属等の処理に関する法律(昭和三十四年法律第一百三十五号)の一部を次のように改定する。

(連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に關する法律の一部改正)

第七条 削除

用する場合を含む。)の認定(その認定についての異議申立てに

対する決定を含む。)についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。

第十七条第三項中「並びに第七

条」を削る。

第二十条第四項中「及び第七条」

及び「第六条第一項の規定についでは、」を削り、「第一項各号」を

「同項各号」に改める。

第二十三条中第二号を削り、第一

三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同

条に次の二号を加える。

七 この法律に基づく処分についての異議申立てに對する決

定

この法律に基づく処分についての異議申立てに對する決

定

(連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に關する法律の一部改正)

第七条 削除

(連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に關する法律の一部改正)

効の中斷については、裁判上の請求とみなす。

第八条 削除

(損害保険料率算出團体に關する法律の一部改正)

第五十五条 損害保険料率算出團体

に関する法律(昭和二十三年法律第一百九十三号)の一部を次のよう

に改定する。

第十条の十一を次のよう改め

第十条の十一 第十条の四第一項

第十条の二の見出しを「(利害関係人の異議の申出)」に改め、同条

第一項及び第二項中「その不服を

申し立て、当該保険料率について

審査を請求する」を当該保険料率

について異議を申し出るに改め、同条第三項中「審査請求」を「異議の申出」に改める。

第十条の三第一項中「審査請求」

を「異議の申出」に、「申請者」を「申

出人」に改め、同条第一項中「請求書」を「申出人」に、「審査請求」を「異議の申出」に改め、同条第三項

中「審査請求」を「異議の申出」に、

「当該審査請求」を「当該異議の申出」に改め、同条第四項中「当該審査の申請者及び当該審査の請求書」を「当該異議の申出人及び当該異議の申出」に改め、同条第四項

中「審査請求」を「異議の申出」に改め、同条第五項中「審査請求」を「異議の申出」に改める。

第十条の三第一項中「審査請求」

を「異議の申出」に、「当該審査請求」

を「当該異議の申出」に改める。

第十条の三第一項中「審査請求」

を「当該異議の申出」に改め、同条第三項

中「審査請求」を「異議の申出」に改め、同条第四項

求」を「当該異議の申出」に改め

第十条の十第一項中「審査の請求」を「異議の申出」に、「当該審査の請求」を「当該異議の申出」に改め、第十条の十一を次のよう改め

第十条の十一 第十条の四第一項

第十条の二の見出しを「(利害關係人の異議の申出)」に改め、同条

第一項及び第二項中「その不服を

申し立て、当該保険料率について

審査を請求する」を当該保険料率

について異議を申し出るに改め、同条第三項中「審査請求」を「異議の申出」に改める。

第十条の三第一項中「審査請求」

を「異議の申出」に、「申請者」を「申

出人」に改め、同条第一項中「請求書」を「申出人」に、「審査請求」を「異議の申出」に改め、同条第四項中「審査の申請者及び当該審査の請求書」を「当該異議の申出人及び当該異議の申出」に改め、同条第四項

中「審査請求」を「異議の申出」に改め、同条第五項中「審査請求」を「異議の申出」に改める。

第十条の三第一項中「審査請求」

を「異議の申出」に、「当該審査請求」

を「当該異議の申出」に改める。

第十条の三第一項中「審査請求」

を「当該異議の申出」に改め、同条第三項

中「審査請求」を「異議の申出」に改め、同条第四項

中「審査請求」を「異議の申出」に改め、同条第五項

中「審査請求」を「異議の申出」に改め、同条第六項

中「審査請求」を「異議の申出」に改め、同条第七項

中「審査請求」を「異議の申出」に改め、同条第八項

中「審査請求」を「異議の申出」に改め、同条第九項

中「審査請求」を「異議の申出」に改め、同条第十項

中「審査請求」を「異議の申出」に改め、同条第十一項

(学校施設の確保に関する政令の一部改正)

第六十五条 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条から第二十七条までを次のように改める。

(審査請求)

第二十四条 地方公共団体の長又は教育委員会がしたとの政令の規定による処分(第二十二条第五項の補償金額の決定を除く。)に不服がある者は、文部大臣に對して審査請求することができる。

第二十五条から第二十七条まで

(削除)

(私立学校教職員共済組合法の一
部改正)

第六十六条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第五号中「訴願」を「審査請求その他の不服申立て」に改める。

第三十六条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「その決定、徵収若しくは確認の通知があつた日又は処分があつたことを知つた日から六十日以内に、」を削り、「審査を請求する」を「行政不服審査法(昭和三十七年法律第一号)による審査請求をする」と改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徵収若しくは確認又は処分があつたことを知つた

日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

第三十七条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第三十八条中「第十一条」を「第

百七条」に改める。

(文化財保護法の一部改正)

第六十七条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「聴聞及び異議の申立て(第八十五条第一項第八十五条の九)」を

「聴聞及び異議申立て(第八十五条第一項第八十五条の七)」に改める。

第四十六条第四項を削る。

(第一節 聽聞及び異議の申立て)

を「第一節 聽聞及び異議申立て」に改める。

第八十五条の二を次のように改める。

第十一条第四項を削る。

(不服申立ての制限)

第八十五条の二 委員会がした第

二十二条第二項各号又は前条第

一項各号に掲げる処分その他の公

権力の行使に当たる行為につい

ては、行政不服審査法(昭和三十七年法律第一号)による不服申立てをすることができない。

ただし、次の各号に掲げる処分について、この限りでない。

1 第四十三条第一項又は第八

十一条第一項の規定による現状

変更等の許可又は不許可

二 第七十二条の二第一項の規

定による管理団体の指定

二 第四十三条第一項又は第八十一条第一項の規定による現状変更等の許可又は不許可

二 第七十二条の二第一項の規

定による管理団体の指定

二 第八十五条第一項又は第八十一条第一項の規定による現状変更等の許可又は不許可

に改め、同条第二項中「異議の申立て」を「異議申立て」に改め、同条

を第八十五条の六とする。

第八十五条の九中「前七条」を

前四条及び行政不服審査法に、「異議申立て」に改め、同条を第八十五条の七とする。

第九十九条に次の二項を加える。

「外」を「ほか」に、「異議の申立て」を「次に掲げる処分についての異議申立て」に改め、「第八十五条の

二第一項第二号の事案に係る場合及び」を削り、「申立てを却下する」

を「当該異議申立てを却下する」に、「申立てを受理し」を「異議申立てを受理し」に改め、同項に次の二号を加える。

二 第四十三条第一項又は第八十

一条第一項の規定による現状

変更等の許可又は不許可

二 第七十二条の二第一項の規

定による管理団体の指定

二 第八十五条第一項又は第八十

一条第一項の規定による現状

変更等の許可又は不許可

に改め、同条第二項中「異議の申立て」を「異議申立て」に改め、同条

を第八十五条の六とする。

第八十五条の九中「前七条」を

前四条及び行政不服審査法に、「異議申立て」に改め、同条を第八十五条の七とする。

第九十九条に次の二項を加える。

「外」を「ほか」に、「異議の申立て」を「次に掲げる処分についての異

議申立て」に改め、「第八十五条の

二第一項第二号の事案に係る場合

及び」を削り、「申立てを却下する」

を「当該異議申立てを却下する」に、「申立てを受理し」を「異議申立てを受理し」に改め、同項に次の二号を加える。

二 第四十三条第一項又は第八十

一条第一項の規定による現状

変更等の許可又は不許可

二 第七十二条の二第一項の規

定による管理団体の指定

二 第八十五条第一項又は第八十

一条第一項の規定による現状

変更等の許可又は不許可

(伝染病予防法の一部改正)

第七十条 伝染病予防法(明治三十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条を削り、第二十九条ノ二中「本条中」を削り、同条を第二十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

ノ二中「本条中」を削り、同条を第二十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

二十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(都市ノ長ノ行フ処分ニ係ル審査請求)

請求ノ裁決ニ不服アル者ハ厚生大臣ニ対シ再審査請求ヲ為スコトヲ得

(性病予防法の一部改正)

性病予防法(昭和三十年法律第六十七号)の一部を

三十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

二十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(中、「第六十六条第四項並びに前項」を「並びに前条第四項」に改め、同条を第六十七条とする。)

第六十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(同条を第六十八条とし、同条の次に次の二条を加える。)

第六十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(第六十九条とし、同条の次に次の二条を加える。)

第六十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(は、厚生大臣に對して再審査請求をすることができる。)

求をすることができる。

(墓地、埋葬等に關する法律の一

第八十条 墓地、埋葬等に關する法律(昭和二十三年法律第四十八号)

の一部を次のように改正する。

(第七十八条 らい予防法(昭和二十二八年法律第二百二十四号)の一部を

二十九条とし、同条の第一項を削り、同条

第二項中「前項の訴願」を「この法

律又はこの法律に基づいて発する

命令の規定により所長又は都道府

県知事がした処分についての審査

請求」に、「且つ」を「かつ」に、「訴

願の裁決」を「審査請求の裁決」に、

「訴願人」を「審査請求人」に改め、

同項を同条第一項とし、同条第三

項を同条第二項とする。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正)

第七十九条 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

二十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(に対する再審査請求をすることができる。)

ができる。

(第八十条 墓地、埋葬等に關する法律の一

第八十条 墓地、埋葬等に關する法律(昭和二十三年法律第四十八号)

の一部を次のように改正する。

(第二十九条の四 第十七條第一項

若しくは第二十九条の二の規定により保健所を設置する市

が行なう処分又は前条の規定によ

り、指定都市の長が行なう処分

についての審査請求の裁決に不

服がある者は、厚生大臣に對

して再審査請求をすること

ができる。

第二十九条の三中「本条中」を削

り、第二十九条の二の規定によ

り、第八章中同条の次に次の二条を加える。

第二十九条の四 第十七條第一項

若しくは第二十九条の二の規定によ

り、指定都市の長が行なう処分

についての審査請求の裁決に不

て再審査請求をすることができる。

(理容師法の一部改正)

第八十二条 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二の次に次の二条を加える。

第十七条の三 前条の規定により保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第十七条の三 前条の規定により保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（公衆浴場法の一部改正）
第八十五条 公衆浴場法(昭和二十三年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第七条の二中「本条中」を削り、同条の次に次の二条を加える。

第七条の三 第六条第一項の規定により保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長が行

なり処分又は前条の規定により指定都市の長が行なう処分につ

いての審査請求の裁決に不服があ

る者は、厚生大臣に対しても再

審査請求をすることができる。

（興行場法の一部改正）
第八十三条 興行場法(昭和二十三年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条の二中「本条中」を削り、同条の次に次の二条を加える。

第七条の三 第五条第一項の規定により保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長が行

なり処分又は前条の規定により指定都市の長が行なう処分につ

いての審査請求の裁決に不服があ

る者は、厚生大臣に対しても再

審査請求をすることができる。

（旅館業法の一部改正）
第八十四条 旅館業法(昭和二十三年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第九条の二中「本条中」を削り、同条の次に次の二条を加える。

第九条の三 第七条第一項の規定により保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長が行

なり処分又は前条の規定により指定都市の長が行なう処分につ

いての審査請求の裁決に不服があ

る者は、厚生大臣に対して再

審査請求をすることができる。

（クリーニング業法の一部改正）
第八十七条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第九条の二中「本条中」を削り、同条の次に次の二条を加える。

第九条の三 第七条第一項の規定により保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長が行

なり処分又は前条の規定により

第十四条の次に次の二条を加え

(再審査請求)

第十四条の二 前条第一項の規定により保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長が行

なり処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に

対して再審査請求をすることが

できる。

（狂犬病予防法の一部改正）
第八十八条 狂犬病予防法(昭和二十一年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の二中「第二十

五条の二」に改める。

第四章中第二十五条の次に次の二条を加える。

（再審査請求）

第二十五条の二 前条の規定によ

り保健所法第一条の規定に基づ

く政令で定める市の長が行

なり処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に

対して再審査請求をすることが

できる。

（水道法の一部改正）
第八十九条 水道法(昭和二十九年法律第七十二号)の一部を次のように改

正する。

第七条第二項を次のように改

め、同条第三項を削る。

2 前項の命令についての異議申

立ては、当該命令を受けた日の翌日から起算して十日以内にし

なければならない。

第八条第二項中「及び第三項」を削る。

第二十条の次に次の二条を加え

（と畜場法の一部改正）
第八十九条 と畜場法(昭和二十八年法律第二百二十四号)の一部を次のように改

正する。

第六条第一項(第八

条及び前条第五項において準用

する場合を含む)の規定により保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長が行

なり処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対しても再審査請求をすることができる。

(再審査請求)

第二十二条の次に次の二条を加える。

（再審査請求）

第二十三条 前条の規定により保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長が行

なり処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に

対して再審査請求をすることができる。

（清掃法の一部改正）
第九十条 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)の一部を次のように改

正する。

第七条第二項を次のように改

め、同条第三項を削る。

2 前項の命令についての異議申

立ては、当該命令を受けた日の翌日から起算して十日以内にし

なければならない。

第八条第二項中「及び第三項」を削る。

第二十条の次に次の二条を加え

（と畜場法の一部改正）
第八十九条 と畜場法(昭和二十八年法律第二百二十四号)の一部を次のように改

正する。

第二十条の二 第十三条规定により保健所を設置する市

の長が行なう処分についての審

査請求の裁決に不服がある者

は、厚生大臣に対して再審査請

求をすることができる。

第二十三条中「以下この条にお

いて同じ。」を削り、「第七条第二

項の規定による異議の中立」を「こ

の期間内に異議申立て」に「その異議を「その異議申立て」に改め

る。

（あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の一部改正）
第九十三条 あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第二百十七号)の一部を次のように改

正する。

第十一條の二 保健所法第一条の規

定に基づく政令で定める市の長が行

なり処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に

対して再審査請求をすることができる。

(美容師法の一部改正)

第九十一条 美容師法(昭和三十二年法律第二百六十三号)の一部を次のように改

正する。

第二十二条の次に次の二条を加える。

(再審査請求)

第二十二条の次に次の二条を加える。

(再審査請求)

第二十三条 前条の規定により保健所法第一条の規定に基づく政

令で定める市の長が行

なり処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に

対して再審査請求をすることができる。

（水道法の一部改正）
第九十二条 水道法(昭和三十二年法律第二百七十七号)の一部を次のように改

正する。

第七条第二項を次のように改

め、同条第三項を削る。

2 前項の命令についての異議申

立ては、当該命令を受けた日の翌日から起算して十日以内にし

なければならない。

第八条第二項中「及び第三項」を削る。

第二十条の次に次の二条を加え

（水道法の一部改正）
第九十二条 水道法(昭和三十二年法律第二百七十七号)の一部を次のように改

正する。

第七条第二項を次のように改

め、同条第三項を削る。

2 前項の命令についての異議申

立ては、当該命令を受けた日の翌日から起算して十日以内にし

なければならない。

第八条第二項中「及び第三項」を削る。

第二十条の次に次の二条を加え

（と畜場法の一部改正）
第八十九条 と畜場法(昭和二十八年法律第二百二十四号)の一部を次のように改

正する。

第二十条の二 第十三条规定により保健所を設置する市

の長が行なう処分についての審

査請求の裁決に不服がある者

は、厚生大臣に対して再審査請

求をすることができる。

(美容師法の一部改正)

第九十一条 美容師法(昭和三十二年法律第二百六十三号)の一部を次のように改

正する。

ある者は、厚生大臣に對して再審査請求をることができる。

第十九条第二項中「及び第十一條」を「、第十二条及び第十二条の二」に改める。

(医療法の一部改正)

第十四条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の次に次の二条を加える。

第二十五条の二 前条第一項の規定により保健所を設置する市の市長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に對して再審査請求をすることができる。

第二十六条中「前条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

(歯科技工法の一部改正)

第二十五条 歯科技工法(昭和三十一年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十七条の二」に改める。第五章中第二十七条の次に次の二条を加える。

(再審査請求)

第二十七条の二 前条第一項の規定により保健所を設置する市の市長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に對して再審査請求をすることができる。

(再審査請求)

第二十七条の二 前条第一項の規定により保健所を設置する市の市長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に對して再審査請求をすることができる。

(墓事法の一部改正)

第五十六条 墓事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十三条に次の二条を加える。

3 第二項の検定の結果については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による不服申立てを立てることができる。

(身体障害者福祉法の一改正)

第九十七条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の五に次の二条を加える。

第二十五条の二 生活保護法(昭和二十七年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の五に次の二条を加える。

5 第二項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による不服申立てをすることができる。

第四十一条及び第四十二条を次のように改める。

「第二十九章 不服の申立て」を「第九章 不服申立て」に改める。

第五十三条に次の二条を加える。

5 第二項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による不服申立てをすることができる。

第四十一条及び第四十二条を次のように改める。

「第二十九章 不服の申立て」を「第九章 不服申立て」に改める。

第五十三条に次の二条を加える。

5 第二項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による不服申立てをすることができる。

第五十三条に次の二条を加える。

5 第二項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による不服申立てをすることができる。

第五十三条に次の二条を加える。

5 第二項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による不服申立てをすることができる。

第五十三条に次の二条を加える。

第四十三条の三に次の二条を加える。

2 第四十二条の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

(生活保護法の一改正)

第九十八条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改めて立てるに改める。

目次中「不服の申立て」を「不服申立て」に改める。

第五十三条に次の二条を加える。

5 第二項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による不服申立てをすることができる。

第五十三条に次の二条を加える。

5 第二項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による不服申立てをすることができる。

第四十一条及び第六十八条を次のように改める。

「第二十九章 不服の申立て」を「第九章 不服申立て」に改める。

第五十三条に次の二条を加える。

5 第二項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による不服申立てをすることができる。

第四十三条の八に次の二条を加える。

2 審査請求人は、前項の期間内に裁決がないときは、厚生大臣又は都道府県知事が審査請求を立てるものとみなすことができる。

(再審査請求)

第六十六条 市町村長がした保護の決定及び実施に關する処分又は市町村長の管轄する行政事務の全部又は一部をその都道府県知事に対してするものとする。

第六十七条及び第六十八条を次のように改める。

(児童福祉法の一改正)

第九十九条 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改めて立てるに改める。

目次中「(第二十八条・第二十九条)」を「(第二十九条・第三十一条)」に改める。

第六十七条及び第六十八条を次のように改めて立てるに改める。

(精神薄弱者福祉法の一改正)

第六十七条及び第六十八条を次のように改めて立てるに改める。

(精神薄弱者福祉法の一改正)

第六十七条及び第六十八条を次のように改めて立てるに改める。

(精神薄弱者福祉法の一改正)

第六十七条及び第六十八条を次のように改めて立てるに改める。

(精神薄弱者福祉法の一改正)

第六十七条及び第六十八条を次のように改めて立てるに改める。

(精神薄弱者福祉法の一改正)

第六十七条及び第六十八条を次のように改めて立てるに改める。

第六十七条及び第六十八条を次のように改めて立てるに改める。

第六十七条及び第六十八条を次のように改めて立てるに改める。

(再審査請求)

第三十一条 市町村長が援護の実施機關としてした処分又は市町村長の管理する福祉事務所長がした処分に係る不服申立てについての審査請求をすることができる。

(第十七条の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求)

第五十九条 保健所を設置する市町長が第二十条の二若しくは第五十九条 保健所を設置する市町長が第二十条の四の規定によつてした処分、市町村長が第二十二条から第二十四条までの規定によつてした処分又は市町村長の

第五十九条 保健所を設置する市町長が第二十条の二若しくは第五十九条 保健所を設置する市町長が第二十条の四の規定によつてした処分、市町村長が第二十二条から第二十四条までの規定によつてした処分又は市町村長の

管理する福祉事務所の長が第三十二条第二項の規定による委任に基づいてした処分についての審査請求に對して都道府県知事が裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第五十九条の四に次の二項を加える。

第五十九条の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

(児童扶養手当法の一部改正)

第一百一条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服の申立て」を「不服申立て」と改める。

「第三章 不服の申立て」を「第三章 不服申立て」に改める。

三章 不服申立て」に改める。

第十七条の見出しを「(異議申立て)」に改め、同条第一項中「その処分のあつた日から六十日以内に」を削り、「(異議の申立て)」を「(異議申立て)」に改め、同条第二項

「法定又は裁決をすべき期間」の異議申立てがあつたときは、六十日以内に、当該異議申立てに対する決定をしなければならない。

2 異議申立て人は、前項の期間内に決定がないときは、都道府県知事が異議申立てを棄却したるものとみなすことができる。

3 前二項の規定は、市町村長が

第二十四条の規定による委任に基づいてした処分についての審査請求に對して都道府県知事がすべき裁決について準用する。

第十九条中「前二条の規定による異議の申立て及び審査の請求」を「手当の支給に關する処分についての不服申立て」に改める。

第二十条 削除

(健康保険法の一部改正)

第一百二条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

(第六章 審査ノ請求)を「第六章 不服申立て」に改める。

第八十条第一項中「社会保険審査官」を「社会保険審査官ニ対シ審査請求ヲ為シ」

「社会保険審査会」を「社会保険審査官ノ審査ヲ請求シ」を「社会保険審査官ノ審査ヲ請求シタル」に改め、同条第二項中「審査請求ヲ為シ」を「審査請求ヲ為シタル」に改め、同条第三項

「審査請求ヲ為シタル」に、「請求者」を「審査請求人」に、「審査ノ請求」を「審査請求ヲ為ス」に改め、同条第三項中「審査」を「審査ヲ請求シタル」を「審査ヲ請求シタル」に改め、同条第三項

「審査請求ヲ為ス」に改め、同条第三項

第八十四条乃至第八十六条 削除

(船員保険法の一部改正)

第一百三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

及第五節ノ規定ヲ適用セズ

第八十三条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第一百四条 削除

(船員保険法の一部改正)

第一百二条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第六十六条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第六十七条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第六十八条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第六十九条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第七十条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第七十一条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第七十二条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第七十三条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第七十四条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第七十五条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第七十六条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第七十七条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第七十八条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第七十九条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第八十条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第八十一条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第八十二条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第八十三条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第八十四条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第八十五条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第八十六条 削除

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

は保険給付」を「保険給付又は国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金」に、「知つた日から」を「知つた日の翌日から起算して」に改め、同条第二項中原処分の日から」を「原処分があつた日より起算して」に改め、同条に次の一項を加える。

第八条の見出し中「請求」を「審査請求書を郵便で提出した場合における審査請求期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

第五条の見出し中「請求」を「審査請求書を郵便で提出した場合における審査請求期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

第六条の見出し中「請求」を「審査請求書を郵便で提出した場合における審査請求期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

第七条の見出し中「請求」を「審査請求書を郵便で提出した場合における審査請求期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

第八条の見出し中「請求」を「審査請求書を郵便で提出した場合における審査請求期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

第九条の見出し中「請求」を「審査請求書を郵便で提出した場合における審査請求期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

第十条の見出し中「請求」を「審査請求書を郵便で提出した場合における審査請求期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

- 4 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による不服申立てをすることができない。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)

- 第一百十一条 引揚者給付金等支給法(昭和三十一年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

正)

第一百十一条 引揚者給付金等支給法(昭和三十一年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 不服の中立(第十四条 雜則(第十七条)」を「第三章 不服申立て(第十五条・第十六条)」に改める。

- 「第三章 不服の申立て」を「第三章 不服申立て」に改める。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

- 「第三章 不服の申立て」を「第三章 不服申立て」に改める。

第十五条引揚者給付金又は遺族給付金に関する処分についての異議申立てに關する行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)

第十五条引揚者給付金又は遺族給付金に関する処分についての異議申立てに關する行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)

第十五条引揚者給付金又は遺族給付金に関する処分についての異議申立てに關する行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)

- 第十五条引揚者給付金又は遺族給付金に関する処分についての異議申立てに關する行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)

第十五条引揚者給付金又は遺族給付金に関する処分についての異議申立てに關する行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)

第十五条引揚者給付金又は遺族給付金に関する処分についての異議申立てに關する行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)

第十五条引揚者給付金又は遺族給付金に関する処分についての異議申立てに關する行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)

第十五条引揚者給付金又は遺族給付金に関する処分についての異議申立てに關する行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)

第二十三条に次の二項を加える。

第三十四条 第六条第一項の規定により都道府県知事の登録を申請した者は、都道府県知事がその申請をした日から五十日以内にこれに對するなんらの処分をしないときは、都道府県知事がその申請を却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

「審査請求その他の不服申立て」に改める。

第六十七条の見出し中「審査会」の下に「及び審査請求の手続」を加え、同条中「審査会の委員」を「この草及び行政不服審査法に定めるもののか、審査会の委員」に、

「審査会に關し」を「審査会及び審査請求の手続に關し」に改める。

(肥料取締法の一部改正)

第一百七条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

正)

第一百七条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十

五条の二」に改める。

第九条の見出しを「異議の申出」に改め、同条第一項中「都道府県知事にこれを申し立てる」を

「同項に規定する縦覧期間満了の日」に改め、ただし書を削り、同

条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条

第二項中「異議の申立」を「異議の申出」に改め、同項の次に次の二

項を加える。

3 第一項の異議の申出には、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)中処分についての異議申立てに關する規定(同法第

四十五条並びに同法第四十八

条で準用する同法第十四条第一

項ただし書、第二項及び第三項

を除く。)を準用する。

5 第二項の規定による決定及び

第九条に次の二項を加える。

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徵収又は確認があ

つたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。た

だし、正当な理由によりこの期

間内に審査請求をすることがで

きなかつたことを説明したと

申立てをすることができない。

第十条第一項中「異議の申立」を

「異議の申出」に、「同条第三項」を
「同条第四項」に改め、同条に次の
一項を加える。

5 第一項の規定による認可及び
その認可に係る土地改良事業計
画による事業の施行について
は、行政不服審査法による不服
申立てをすることができない。

第四十一条第三項中「申し立て
る」を「申し出る」に改め、同条第
四項中「申立」を「申出」に、
「申立期間」を「申出期間」に改
める。

第二章第一節第二款中第四十五
条の次に次の二条を加える。
(土地改良区の行為についての
不服申立て)

第四十五条の二 土地改良区がこ
の款の規定によつてした処分につ
いては、行政不服審査法第六条第
一号の規定により異議申立てを
することができるものとする。

2 前項の異議申立てに関する行
政不服審査法第四十五条の期間
は、当該処分があつたことを知
つた日の翌日から起算して三十
日以内とする。

第四十八条第三項中「第十条第
一項」の下に「及び第五項」を加え
る。

第四十九条に次の二条を加え
る。
2 前項の規定による認可及びそ
の認可に係る応急工事計画によ
る事業の施行については、行政
不服審査法による不服申立てを
することができない。

第八十七条第四項を次のように
改める。

4 第一項の土地改良事業計画に

ついての異議申立てに関する行
政不服審査法第四十五条の期間
は、前項に規定する総覧期間満
了の日の翌日から起算して十五
日以内とする。

第八十七条第五項中「申立」を
「異議申立て」に改め、同条第六項
中「異議の申立」を「異議申立て」に
改め、同条に次の二項を加える。

7 第一項の土地改良事業計画に
よる事業の施行については、行
政不服審査法による不服申立て
をすることができない。

第二章第一節第二款中第四十五
条の次に次の二条を加える。
(第七項)に改める。

第八十八条に次の二条を加え
る。

2 前項の応急工事計画による事
業の施行については、行政不服
審査法による不服申立てをする
ことができる。

3 前項の異議申立てに関する行
政不服審査法第四十五条の期間
は、当該処分があつたことを知
つた日の翌日から起算して三十
日以内とする。

第四十八条第三項中「第十条第
一項」の下に「及び第五項」を加え
る。

第九十条第六項を次のように改
め、同条第七項中「前項の規定に
よる異議の申立て」を「前項の異議申
立て」に改める。

6 第二項、第三項又は第四項の
処分についての異議申立てに關
する行政不服審査法第四十五条
の期間は、その処分があつたこ
とを知つた日の翌日から起算し
て三十日以内とする。

第九十五条第三項及び第九十六
条の二第三項中「及び第十条第一
項」を「並びに第十条第一項及び第
五項」に改める。

第九十八条第三項中「農業委員
会又は関係農業委員会にこれを
申し立てる」を「第一項に規定する
行政不服審査法による不服申立てを
する」と第一項に規定する

総覧期間満了の日の翌日から起算
して十五日以内に農業委員会又は
関係農業委員会にこれを申し立
てる」に改め、ただし書を削り、同
条第四項中「申立」を「申出」に改
め、同条第五項中「申立人」を「申
出人」に、「都道府県知事に訴願を
する」を「その決定があつた日の翌
日から起算して三十日以内に都道
府県知事に申し立てる」に改め、
同条第六項中「訴願」を「審査の中
止」に、「同項但書に規定する期間満
了後」を「審査の申立てを受理した
日から」に改め、同条第十項中「異
議の申立て」を「申出」に改め、同条第
十一項を同条第十二項とし、同条
第十項中「異議の申立て」を「異議の
申出」に改め、同項を同条第十一
項とし、同条第九項中「前項」を
「第八項」に改め、同項を同条第十
項とし、同条第八項の次に次の二
項を加える。

12 第二項、第三項に次の二項を加
える。

7 第三項の異議の申出又は第五
項の審査の申立てには、それぞ
れ、行政不服審査法中処分につ
いての異議申立て又は審査請求に
よる規定(同法第十四条第一
項本文及び第四十五条を除く。)を準用する。

13 第二項の規定による認可及び
異議申立てに関する規定(同法
第八項の規定による決定につい
ては、行政不服審査法による不
服申立てをすることができない
こと)を加える。

14 第二項の規定による認可及び
異議申立てをした者の当該意
見書については、この限りでな
い。

15 第二項の規定による認可及び
異議申立てをした者の当該意
見書を提出した後

に第八十五条第一項の規定によ
る異議申立てをした者の当該意
見書については、この限りでな
い。

16 第二項の規定による認可及び
異議申立てをした者の当該意
見書を提出した後

に第八十五条第一項の規定によ
る異議申立てをした者の当該意
見書については、この限りでな
い。

17 第二項の規定による認可及び
異議申立てをした者の当該意
見書を提出した後

に第八十五条第一項の規定によ
る異議申立てをした者の当該意
見書については、この限りでな
い。

18 第二項の規定による認可及び
異議申立てをした者の当該意
見書を提出した後

に第八十五条第一項の規定によ
る異議申立てをした者の当該意
見書については、この限りでな
い。

不服審査法による不服申立てを
することができない。

第九十九条第七項中「異議があ
るときは、」の下に「第五項に規定
する総覧期間満了の日の翌日から
起算して十五日以内に」を加え、
「申し立てる」を「申し出る」に改
め、ただし書を削り、同条第八項

第一項第三号の規定による訴願
を「裁定についての審査請求」に改
め、ただし書を削り、同条第八項

第十四条第四項に次の二項を加
える。

19 第二項の規定による認可及び
異議申立てをした者の当該意
見書を提出した後

に第八十五条第一項の規定によ
る異議申立てをした者の当該意
見書については、この限りでな
い。

20 第二項の規定による認可及び
異議申立てをした者の当該意
見書を提出した後

に第八十五条第一項の規定によ
る異議申立てをした者の当該意
見書については、この限りでな
い。

21 第二項の規定による認可及び
異議申立てをした者の当該意
見書を提出した後

に第八十五条第一項の規定によ
る異議申立てをした者の当該意
見書については、この限りでな
い。

22 第二項の規定による認可及び
異議申立てをした者の当該意
見書を提出した後

に第八十五条第一項の規定によ
る異議申立てをした者の当該意
見書については、この限りでな
い。

23 第二項の規定による認可及び
異議申立てをした者の当該意
見書を提出した後

(農地法の一部改正)
第百八十二条 農地法(昭和二十七年
法律第二百二十九号)の一部を次
のよう改正する。

第三十条第一項中「第八十五条
第一項第三号の規定による訴願」
を「裁定についての審査請求」に改
め、

第四十八条第四項に次の二項を加
える。

24 第二項の期間内に同条第一項の規
定による異議申立てがあつた場
合」を加え、「同条第五項」を「前項
で準用する第四十八条第五項又は
第八十五条第五項」に改める。

25 第二項の期間内に同条第一項の規
定による異議申立てがあつた場合」
を加え、「同条第五項」を「前項
で準用する第四十八条第五項又は
第八十五条第五項」に改める。

26 第二項の期間内に同条第一項の規
定による異議申立てがあつた場合」
を加え、「同条第五項」を「前項
で準用する第四十八条第五項又は
第八十五条第五項」に改める。

27 第二項の期間内に同条第一項の規
定による異議申立てがあつた場合」
を加え、「同条第五項」を「前項
で準用する第四十八条第五項又は
第八十五条第五項」に改める。

28 第二項の期間内に同条第一項の規
定による異議申立てがあつた場合」
を加え、「同条第五項」を「前項
で準用する第四十八条第五項又は
第八十五条第五項」に改める。

29 第二項の期間内に同条第一項の規
定による異議申立てがあつた場合」
を加え、「同条第五項」を「前項
で準用する第四十八条第五項又は
第八十五条第五項」に改める。

30 第二項の期間内に同条第一項の規
定による異議申立てがあつた場合」
を加え、「同条第五項」を「前項
で準用する第四十八条第五項又は
第八十五条第五項」に改める。

31 第二項の期間内に同条第一項の規
定による異議申立てがあつた場合」
を加え、「同条第五項」を「前項
で準用する第四十八条第五項又は
第八十五条第五項」に改める。

32 第二項の期間内に同条第一項の規
定による異議申立てがあつた場合」
を加え、「同条第五項」を「前項
で準用する第四十八条第五項又は
第八十五条第五項」に改める。

33 第二項の期間内に同条第一項の規
定による異議申立てがあつた場合」
を加え、「同条第五項」を「前項
で準用する第四十八条第五項又は
第八十五条第五項」に改める。

第百三十三条 削除

第八十五条 第四十八条第一項
(第五十九条第三項で準用する)

12 第二項の規定による認可によ
る決定又は裁決及び第八項の規
定による認可については、行政

13 第二項の規定による認可によ
る決定又は裁決及び第八項の規
定による認可については、行政

14 第二項の規定による認可によ
る決定又は裁決及び第八項の規
定による認可については、行政

15 第二項の規定による認可によ
る決定又は裁決及び第八項の規
定による認可については、行政

場合を含む。の規定による公示に不服がある者は、都道府県知事に対して異議申立てをすることができる。

2 前項の異議申立てに関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)第四十五条の期間は、公示の日の翌日から起算して三十日以内とする。

3 第五十一条第一項(第五十九条第五項で準用する場合を含む。)の規定による買取令書の交付に関する処分についての審査請求においては、第四十八条第一項(第五十九条第三項で準用する場合を含む。)の規定による公示に係る事項についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。

4 第十一条第二項(第十四条第二項、第十五条第二項、第十五条第三項、第十六条第二項及び第五十九条第五項で準用する場合を含む。)、第五十条第一項(第五十五条第四項、第五十六条第三項、第五十七条第三項、第五十八条第二項、第五十九条第五項を除く場合を含む。)又は第七十二条第二項の規定による買取令書、権利消滅通知書又は使用令書の交付についての審査請求においては、その対価又は補償金の額についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。

5 都道府県知事は、第一項の異議申立てについて決定をしようとするときは、その土地等を国が買収することとの適否について

て、都道府県開拓審議会の意見を聞かなければならぬ。

6 第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の規定による許可に関する処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。

7 第八条第一項又は第十五条の第二項若しくは第五項の規定による公示及び第二十二条第一項の規定による小作料の最高額の決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。前項の規定により裁定の中請をすることができることはない。

8 行政不服審査法第十八条の規定は、前項後段の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

(愛知用水公團法の一部改正)
第一百九条 愛知用水公團法(昭和三十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第五項中「公團に対しこれを申し立てる」を「行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による異議申立てをする」とし、「同項ただし書の期間満了後」を「異議申立てを受理した日から」に、「これを決定し」と「これに対する決定をし」

に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 前項の異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して三十日以内とする。

7 第二十一条 愛業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一十二条の見出し中「申立」を「申出」に改め、同条第二項中「異議の申立をする」と「異議を申し出る」と改め、同条第三項及び第四項中「申立」を「申出」に改める。

8 前条第五項から第七項までの規定は、第一項、第三項から第五項まで又は前項の処分についての裁定の中請をすることができる。

第二十九条中「第九十八条第九項又は第九十九条第十一項」を「第九十八条第十項又は第九十九条第十二項」に改める。

第二十三条の見出し中「申立」を「申出」に改め、同条第二項中「異議の申立をする」と「異議を申し出る」に改め、同条第三項及び第四項中「申立」を「申出」に改める。

第二十二条 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「再検査」を「さらに検査」に改める。

第三十六条を次のように改めるとする。

第三十六条 第九条第一項若しくは第二項又は第十四条の規定による植物防疫官の命令についての不服をその処分についての異議申立てを「申立」に改め、同条第三項中「申立」を「異議申立て」に改め、同項を同条第二項とする。

第十四条第四号中「前条第二項」を「前条第一項」に、「異議の申立」を「異議申立て」に改め、同項を同条第一項として、同条第三項中「申立人」を「異議申立て人」に改め、同項を同条第二項とする。

第十四条第四号中「前条第二項」を「前条第一項」に、「異議の申立」を「異議申立て」に改める。

第二十二条 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 第九条第一項を削り、同条第二項及び第三項中「申立」を「申出」に改める。

第三十六条 第九条第一項を削り、同条第二項を削り、同条第六項中「前項の規定による不服の申立てをすることができない」と改め、「その申立てを正当と認めるときは速かに第一項の処分を取り消し、その申立てを正当でないと認めめたときは当該申立て者にその旨を通知し」を削り、同項を同条第二項とする。

2 第十条第一項若しくは第四項又は第十三条第二項の検査の結果に不服がある者は、検査を受けた日の翌日から起算して六十日以内に、植物防疫官に対して再検査の申立てをすることがで

る。(農業機械化促進法の一部改正)
第一百二十三条 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一项の規定による処分についての処理に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の申立てを「申立」に改め、同条第三項又は第十二条第一項又は第十三条第一項又は第十二条第一項又は第十三条第一項を「申立」とし、「その申立て」を「その申立て」とし、「申立人」を「申立て人」に改め、同項を同条第一項として、同条第三項中「申立人」を「申立て人」に改め、同項を同条第二項とする。

3 第一項の規定による通知に係る検査成績に不服がある者は、その通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、農林大臣に対し書面でこれを申し出ることができる。

第十三条の見出しを「異議申立て」とし、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第一項を「前条第一項」に、「申立て」を「申立」に改め、同条第二項中「前項の申立て」を「申立」に改め、同条第三項中「申立て」を「申立」に改め、同項を同条第一項として、「申立て人」を「申立人」に改め、同項を同条第二項とする。

4 第一項の規定による処分についての処理に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の申立て」を「申立」に改め、同項を同条第一項として、「申立て人」を「申立人」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条 第二項の規定による処分についての処理に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の申立て」を「申立」に改め、同項を同条第一項として、「申立て人」を「申立人」に改め、同項を同条第二項とする。

第六条 第二項の規定による処分についての処理に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の申立て」を「申立」に改め、同項を同条第一項として、「申立て人」を「申立人」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条 第二項の規定による処分についての処理に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の申立て」を「申立」に改め、同項を同条第一項として、「申立て人」を「申立人」に改め、同項を同条第二項とする。

第八条 第二項の規定による処分についての処理に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の申立て」を「申立」に改め、同項を同条第一項として、「申立て人」を「申立人」に改め、同項を同条第二項とする。

第九条 第二項の規定による処分についての処理に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の申立て」を「申立」に改め、同項を同条第一項として、「申立て人」を「申立人」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条 第二項の規定による処分についての処理に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の申立て」を「申立」に改め、同項を同条第一項として、「申立て人」を「申立人」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二条 第二項の規定による処分についての処理に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の申立て」を「申立」に改め、同項を同条第一項として、「申立て人」を「申立人」に改め、同項を同条第二項とする。

第十三条 第二項の規定による処分についての処理に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の申立て」を「申立」に改め、同項を同条第一項として、「申立て人」を「申立人」に改め、同項を同条第二項とする。

第十四条 第二項の規定による処分についての処理に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の申立て」を「申立」に改め、同項を同条第一項として、「申立て人」を「申立人」に改め、同項を同条第二項とする。

第十五条 第二項の規定による処分についての処理に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の申立て」を「申立」に改め、同項を同条第一項として、「申立て人」を「申立人」に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条 第二項の規定による処分についての処理に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の申立て」を「申立」に改め、同項を同条第一項として、「申立て人」を「申立人」に改め、同項を同条第二項とする。

第十七条 第二項の規定による処分についての処理に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の申立て」を「申立」に改め、同項を同条第一項として、「申立て人」を「申立人」に改め、同項を同条第二項とする。

第十八条 第二項の規定による処分についての処理に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の申立て」を「申立」に改め、同項を同条第一項として、「申立て人」を「申立人」に改め、同項を同条第二項とする。

第十九条 第二項の規定による処分についての処理に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の申立て」を「申立」に改め、同項を同条第一項として、「申立て人」を「申立人」に改め、同項を同条第二項とする。

(家畜改良増殖法の一部改正)
第一百二十五条 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の次に次の二条を加える。

(不服申立ての制限)

第三十六条の二、次に掲げる処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)によ和三十七年法律第号により不不服申立てをすることができる。

(飼料の品質改善に関する法律の一部改正)

第一百二十七条 飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を削り、同

条に次の二項を加える。

4 前項の指示を受けた者が、その指示を受けた日から一箇月以内にその指示に基づき申請書の記載事項を訂正しないときは、農林大臣は、その登録を拒否す

ることができる。

5 前条第一項の登録を申請した者は、第三項の指示に不服があるときは、同項の指示を受けた日から二週間以内に、農林大臣に書面をもつて異議を申し出ることができる。

第六条中「又は第二項」を「、第

二項又は第四項」に改める。

第二十四条を次のように改め

ることができる。

第六条中「又は第二項」を「、第

二項又は第四項」に改める。

第二十四条を次のように改め

の申立をした者」を「審査請求人」に改め、同条第三項中「異議の申立をした者」を「審査請求人」に改める。

第三十二条を次のように改め

部を次のように改正する。

第十九条の見出しを「(再検査)

に改め、同条第一項中「異議のあ

る者」を「不服のある者」に、「完了

の日から」を「完了の日の翌日から

起算して」に、「異議の申立をす

る」を「再検査を申し立てる」に改

め、同条第二項中「申立」を「申立

て」に、「その決定」を「再検査」に

改め、同条第三項中「前項の決定」

を「前項の再検査」に、「その決定」

を「その再検査の結果」に改める。

(狩獵法の一部改正)

第一項又ハ第二項ノ結果ニ付テハ行

政不服審査法ニ依ル不服申立ヲ

為スコトヲ得ズ

第十五条第二項の次に次の二項

を加える。

第一項ノ検定ノ結果ニ付テハ行

政不服審査法ニ依ル不服申立ヲ

為スコトヲ得ズ

第十六条及び第十七条 削除

(家畜取引法の一部改正)

第一百二十九条 家畜取引法(昭和三十一年法律第百二十三号)の一部

を次のように改正する。

第三十条 削除

第三十一条の前の見出しを削り、

同条を次のように改める。

第十四条 第三条第一項ノ命令ニ

於テハ同項ノ命令ニ依ル処分ニ

付行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)ニ基ク異議申立ヲ為スコトヲ得ル旨及異議申立期間ニ付別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第十五条 削除

第一百三十二条 第二十九条 削除

(農産物検査法の一部改正)

第一百三十二条 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)の一

部を次のように改正する。

第十九条の見出しを「(再検査)

に改め、同条第一項中「異議のあ

る者」を「不服のある者」に、「完了

の日から」を「完了の日の翌日から

起算して」に、「異議の申立をす

る」を「再検査を申し立てる」に改

め、同条第二項中「申立」を「申立

て」に、「その決定」を「再検査」に

改め、同条第三項中「前項の決定」

を「前項の再検査」に、「その決定」

を「その再検査の結果」に改める。

(森林病害虫等防除法の一部改正)

第一十二条第二項中「審査ノ請

求」を「審査ノ申立」に改める。

第一百三十五条 森林病害虫等防除法

の申立をした者」を「審査請求人」に改め、同条第一項中「都道府県知事」を「農林大臣」に、「前条の異議の申立」を「この法律の規定による処

事についての審査請求」に、「異議

の申立」を「この法律の規定による処

事についての審査請求」に、「異議

の申立」を「この法律の規定による処

事についての審査請求」に、「異議

の申立」を「この法律の規定による処

事についての審査請求」に、「異議

の申立」を「この法律の規定による処

事についての審査請求」に、「異議

の申立」を「この法律の規定による処

事についての審査請求」に、「異議

の申立」を「この法律の規定による処

事についての審査請求」に、「異議

(昭和二十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「不服の申立をする」を「不服を申し出る」に改め、同条第五項中「不服の申立」を「不服の申出」に、「当該申立」を「当該申出」に改める。

(森林法の一部改正)

第一百三十六条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一百九一条を次のように改める。

(不服申立て)

第一百九十二条 第二十五条、第二十六条、第二十七条第三項ただし書(第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む)、第三十三条の二(第四十四条において準用する場合を含む)、第三十四条(第四十四条において準用する場合を含む)、第三十五条(第四十一条若しくは第十三条第一項の規定による処分又は第二十八条(第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む)、第三十五条(第四十一条若しくは第十三条第一項の規定による処分又は第二十八条(第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む)に規定する处分を含む)に規定する処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に對して裁定の申請をすることができる。この場合においては、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二号)による不服申立てをすることができる。

前項の異議申立てに關する行政不服審査法第四十五条の期間は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内とする。

4 前項の異議申立てに關する行政不服審査法第四十五条の期間は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内とする。

2 行政不服審査法第十九条の規定は、前項の処分につき、処分が誤つて審査請求又は異議申

立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

3 第四章の規定による都道府県知事の裁定についての審査請求においては、損失の補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

4 農林大臣は、第四章の規定による都道府県知事の認可又は裁定についての審査請求に対する裁決をしようとするときは、あらかじめ土地調整委員会の意見を聞かなければならない。

(森林開発公団法の一部改正)

第一百三十七条 森林開発公團法(昭和三十年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

(漁業法の一部改正)

第一百三十九条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

(漁業法の一部改正)

第一百三十九条第一項第三号中「異議の申立て」を「不服申立て」に改め、

同条第三項中「異議の申立期間」を「異議の申出期間」に改める。

(不服申立て)

第一百三十九条第一項の表公職選挙法第二百十二条第一項に係る項及び第九十七条第五項中「異議の申立て」を「異議の申出」に改める。

第二十五条第三項中「公團に対しこれを申し立てる」を「行政不服審査法(昭和三十七年法律第二号)による異議申立てをする」と改め、ただし書を削り、同条第四項中「前項の規定による不服の申立て」を「異議申立て」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の異議申立てに關する行政不服審査法第四十五条の期間は、内水面漁場管理委員会がした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二号)による不服申立てをすることができない。

(漁港法の一部改正)

第一百三十五条 漁業調整委員会又

は内水面漁場管理委員会がした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二号)による不服申立てをすることが

できない。

2 第七条の二の規定による工事完成後の認定に關する処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二号)による不服申立てをすることができない。

(漁港法の一部改正)

第一百四十一条 漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

4 前項の異議申立てに關する行政不服審査法第四十五条の期間は、内水面漁場管理委員会がした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二号)による不服申立てをすることができない。

(漁港法の一部改正)

第一百三十六条第一項を加える。

2 行政不服審査法第十九条の規定は、前項の処分につき、処分が誤つて審査請求又は異議申

項又は前項の処分について準用する。

第二項中「前項の規定による訴願の提起があつた場合には、農林大臣は「農林大臣は、この法律若しくはこれに基づく命令又は漁港管理規程に基づく処分についての不服をその裁定についての不服の理由とすることが

第三十五条を次のように改める。

(真珠養殖事業法の一部改正)

第一百四十三条 真珠養殖事業法(昭和二十七年法律第九号)の一部を次のように改正する。

(再検査)

第九条 前条第一項の規定による検査の結果に不服がある者は、

その検査の完了の日の翌日から起算して三十日以内に、真珠検査所に對して再検査を申し立てることができる。

(漁船法の一部改正)

第一百四十二条 漁船法(昭和二十五年法律第二百七十八号)の一部を次のように改める。

(漁船法の一部改正)

第一百四十二条第一項第三号中「異議の申立て」を「不服申立て」に改め、

同条第三項中「異議の申立期間」を「異議の申出期間」に改める。

(不服申立て)

第一百四十二条第一項の表公職選挙法第二百十二条第一項に係る項及び第九十七条第五項中「異議の申立て」を「異議の申出」に改める。

(漁船損害補償法の一部改正)

第一百四十四条 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改める。

(漁船損害補償法の一部改正)

第一百二十四条 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改める。

(輸出水産業の振興に関する法律の一部改正)

第一百四十五条 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第二百五十四号)の一部を次のように改める。

(輸出水産業の振興に関する法律の一部改正)

第一百四十五条 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第二百五十四号)の一部を次のように改める。

(組合の行為についての審査請求)

第二十六条の十 第二十六条の四の規定により第二十六条第一項の規定による命令に係る事務を

処理する組合がその事務の処理としてした行為に不服がある

者は、農林大臣に對して行政

不服審査法(昭和三十七年法律第二号)によることに改め、同条第一項、第三項、第四項又は前項の処分について準用する。

2 前項第三項から第五項までの規定は、第一項、第三項、第四項を次のように改める。

3 第四章の規定による都道府県知事の裁定についての審査請求においては、損失の補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができる。

4 農林大臣は、第四章の規定による都道府県知事の認可又は裁定についての審査請求に対する裁決をしようとするときは、あらかじめ土地調整委員会の意見を聞かなければならない。

5 第四十九条第一項第三号中「訴願」を「不服申立て」に改める。

6 第四十八条第一項第八号中「訴願」を「不服申立て」に改める。

7 第百三十九条第一項第八号中「訴願」を「不服申立て」に改める。

第一号による審査請求をすることができる。

(漁業生産調整組合法の一部改正)

第一百四十六条 漁業生産調整組合法

(昭和三十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十八条」を「第七十

八条の二」に改める。

第七十八条の見出しを「(規制に

関する命令についての不服の申

出)」に改め、同条第一項中「不服

の申立をする」を「不服を申し出る」に改め、同条第二項を削り、第三章中同条の次に次の二条を加える。

(組合の行為についての審査請

求)

第七十八条の二 第七十四条の規定

により第六十九条の規定によ

る命令に係る事務を処理する組

合がその事務の処理としてした

行為に不服がある者は、農林大

臣に対して行政不服審査法(昭

和三十七年法律第二号)によ

る審査請求をすることができ

る。

第八章 通商産業省関係

(輸出保険法の一部改正)

第一百四十七条 輸出保険法(昭和二十

五年法律第六十七号)の一部を

次のように改正する。

目次中「不服の申立」を「不服の

申出」に改める。

「第六章 不服の申立」を「第六

章 不服の申出」に改める。

第十五条第一項中「不服の申立をする」を「不服を申し出る」に改め、同条第二項中「申立」を「申出」に改める。

に、「申立人」を「申出人」に改めることができる。

(輸出入取引法の一部改正)

第一百四十九条 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九条を次のように改め

る。

(輸出組合等の行為についての

審査請求)

第三十九条 第二十九条第二項、第三十条

(第二十九条第二項、第三十一条

第三項又は第三十一条第四項に

おいて準用する場合を含む)の

規定により規制命令に係る事務

を処理する輸出組合、輸入組合

又は輸出入組合がその事務の処

理として行なつた行為に不服が

ある者は、通商産業大臣に対し

て行政不服審査法(昭和三十七

年法律第二号)による審査請求

をすることができる。

開)

第七十八条の二 第七十四条の規定

により第六十九条の規定によ

る命令に係る事務を処理する組

合がその事務の処理としてした

行為に不服がある者は、農林大

臣に対して行政不服審査法(昭

和三十七年法律第二号)によ

る審査請求をすることができ

る。

(輸出検査法の一部改正)

第一百四十九条 輸出検査法(昭和三

十二年法律第九十七号)の一部を

次のように改め

第十四条を次のように改め

(指定検査機関の処分についての審

査請求)

第三十九条を次のように改め

(政不服審査法(昭和三十七年法

律第二号)による審査請求を

することができる。

(輸出組合等の行為についての

審査請求)

第三十九条 第二十九条第五項、

(第二十九条第二項、第三十一条

第三項又は第三十一条第四項に

おいて準用する場合を含む)の

規定により規制命令に係る事務

を処理する輸出組合、輸入組合

又は輸出入組合がその事務の処

理として行なつた行為に不服が

ある者は、通商産業大臣に対し

て行政不服審査法(昭和三十七

年法律第二号)による審査請求

をすることができる。

(組合の行為についての審査請

求)

第七十八条の二 第七十四条の規定

により第六十九条の規定によ

る命令に係る事務を処理する組

合がその事務の処理としてした

行為に不服がある者は、農林大

臣に対して行政不服審査法(昭

和三十七年法律第二号)によ

る審査請求をすることができ

る。

(輸出検査法の一部改正)

第一百四十九条 輸出検査法(昭和三

十二年法律第九十七号)の一部を

次のように改め

第十四条を次のように改め

(認定機関の処分についての審

査請求)

第三十九条を次のように改め

(商工会議所法の一部改正)

第一百五十三条 商工会議所法(昭和二十八年法律第二百四十三号)の一

部を次のように改め

(第八十一条の前の見出しを削

除、同条及び第八十二条を次のよ

うに改める。

第八十一条及び第八十二条 削除

第八十三条を見出しとして「(異

議申立ての手続における聴聞)」を

加え、同条第一項中「不服の申立

があつたときは、前条第一項の規

定により」を「この法律又はこの法

律に基づく命令の規定による処分

があつたときは、前条第一項の規

第六十三条 刪除

(商工会議所法の一部改正)

第一百五十三条 商工会議所法(昭和二十八年法律第二百四十三号)の一

部を次のように改め

(第八十一条の前の見出しを削

除、同条及び第八十二条を次のよ

うに改める。

第八十一条及び第八十二条 削除

第八十三条を見出しとして「(異

議申立ての手続における聴聞)」を

加え、同条第一項中「不服の申立

があつたときは、前条第一項の規

定により」を「この法律又はこの法

律に基づく命令の規定による処分

三一

不服をその決定についての不服の理由とすることができない。

4 第百七十三条第一項の規定により適用される土地収用法の規定による土地の使用又は収用に関する土地の使用又は収用に関する裁決についての裁定の申請における裁決についての裁定の申請においては、損失の補償についての不服をその裁決についての不服の理由とすることができない。

第百八十三条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十三条 削除
第百八十七条を次のように改める。
第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条 削除
第百八十七条を次のように改める。

第一項の規定により適用される土地収用法の規定による土地の使用に関する裁決に不服がある者は、土地調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。

2 鉄業法第百七十九条第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の規定により裁定の申請をすることができる処分及びその処分についての裁定の申請について準用する。

(石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正)

第百六十八条 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十四条を次のように改める。

(異議申立てについての鉄業法の準用)

第五章 不服申立て

(審査請求についての鉄業法の準用)

第三十八条 鉄業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第百七十三条から第百七十七条までの規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による通商産業局長の処分についての審査請求に準用する。

(裁定の申請)

第三十九条 第十二条の決定(探石権の譲受に係るものを除く。)、第十五条第一項第三十条において準用する場合を含む。)の決定、第十八条の決定、第三十六条第一項の許可若しくはその拒否又は第三十七条

十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

(不不服申立てについての鉄業法の準用)

第十八条规定第百七十七条までの規定は、前項の規定によつてした処分についての異議申立てに準用する。

(砂利採取法の一部改正)

第百六十九条 砂利採取法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

(審査請求についての鉄業法の準用)

第三十四条 鉄業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第百七十三条及び第三十三条を次のように改める。

(砂利採取法の一部改正)

第百七十二条 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

(水洗炭業に関する法律の一一部改正)

第百七十二条 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

(砂利採取法の一部改正)

第百七十三条 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改め

る。

第十五条第二項中「異議」を「不服」に、「異議の申立てをする」を「異議を申し出る」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項及び第四項中「申立て」を「申出」に改め

る。

第九十条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第九十条 削除
第九十条に見出しとして「(異議申立ての手続における聴聞)」を加え、同条第一項中「異議の申立て」を「この法律の規定による処分についての異議申立て又は審査請求を受理し」に改め、同項及び同条第三項中「異議の申立て」を「異議申立て人又は審査請求人」に改める。

第八十三条を次のように改め

が第十二条又は第十八条第一項若しくは第二項の規定によつてした裁決については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による不服申立てをすることができる。

2 第九十二条及び第九十三条を次のように改める。

第九十九条に次の二項を加える。

2 第九十二条の規定は、地方支那の規定による委任に基づいてした処分につき、主務大臣に對して審査請求があつた場合に準用する。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

第百七十四条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第八十二条に見出しとして「(不不服申立ての手続における聴聞)」を加え、同条第一項中「異議の申立て」を「この法律の規定による処分についての異議申立て又は審査請求を受理し」に改め、同項及び同条第三項中「異議の申立て」を「異議申立て人又は審査請求人」に改める。

第八十三条を次のように改め

る。

第八十二条 削除
第八十二条に見出しとして「(不不服申立ての手續における聴聞)」を加え、同条第一項中「異議の申立て」を「この法律の規定による処分についての異議申立て又は審査請求を受理し」に改め、同項及び同条第三項中「異議の申立て」を「異議申立て人又は審査請求人」に改める。

第八十三条を次のように改め

(不服の理由の制限)

第八十三条 第四十三条若しくは

第四十四条第一項の裁定につい

ての審査請求又は第六十八条の

十一第一項の決定についての異

議申立てにおいては、鉛書の賠

償の額又は対価についての不服

をその裁定又は決定についての

不服の理由とすることができな

い。

(鉛山保安法の一部改正)

第一百七十五条 鉛山保安法(昭和二

十四年法律第七十号)の一部を次

のように改正する。

百四十九条「第三十一条の二」を「第

三十二条の三」に改める。

第二章中第三十一条の二の次に

次の二条を加える。

(不服申立ての制限)

第三十一条の三 次に掲げる处分

については、行政不服審査法

(昭和三十七年法律第

号)によ

る不服申立てをすることがで

きない。

一 第七条第一項の規定による検査

二 第九条の規定による検査

三 第二十五条の三の規定によ

る鉛山保安監督局長又は鉛山

保安監督部長の命令

四 前条第一項の規定による鉛

山保安監督局長又は鉛山保安

監督部長の許可

五 第三十六条第一項から第三

項までの規定による鉛務監督

官の命令

(電気に関する臨時措置に関する

法律の一部改正)

第一百七十六条 電気にに関する臨時措

置に関する法律(昭和二十七年法
律第三百四十一号)の一部を次のよ
うに改正する。

本則を本則第一項とし、本則に
次の三項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同

項の規定によりその例によるも

のとされる旧公益事業令又は同

令に基づく命令の規定による通

商産業大臣の処分についての不

服申立ては、行政不服審査法

によつて行なうものとする。

(昭和三十七年法律第

号)に

ようつて行なうものとする。

(電気用品取締法の一部改正)

第一百七十七条 電気用品取締法(昭

和三十六年法律第二百三十四号)

の一部を次のよろに改正する。

2 前項の規定にかかわらず、同

項の規定によりその例によるも

のとされる旧公益事業令又は同

令に基づく命令の規定による通

商産業大臣の処分についての不

服申立ては、行政不服審査法

によつて行なうものとする。

(ガス事業法の一部改正)

第一百七十八条 ガス事業法(昭和二

十九年法律第五十一号)の一部を

次のように改正する。

2 前項の規定にかかわらず、同

項の規定によりその例によるも

のとされる旧公益事業令又は同

令に基づく命令の規定による通

商産業大臣の処分についての不

服申立ては、行政不服審査法

によつて行なうものとする。

(電気用品取締法の一部改正)

第一百七十九条 電気用品取締法(昭

和三十六年法律第二百三十四号)

の一部を次のよろに改正する。

可若しくは承認に条件を附した

ことについての審査請求又は異

議の申立てに対して裁決又は決

定をしようとするときは、あら

かじめ、通商産業大臣に協議し

なければならない。

(ガス事業法の一部改正)

第一百七十七条 ガス事業法(昭和二

十九年法律第五十一号)の一部を

次のように改正する。

(電気用品取締法の一部改正)

第一百七十九条 電気用品取締法(昭

和三十六年法律第二百三十四号)

の一部を次のよろに改正する。

(ガス事業法の一部改正)

第一百七十七条 ガス事業法(昭和二

十九年法律第五十一号)の一部を

次のように改正する。

(電気工事上法の一部改正)

第一百七十八条 電気工事上法(昭和

三十五年法律第二百三十九号)の一

部を次のように改正する。

(電気工事上法の一部改正)

第一百七十九条 電気工事上法(昭和

三十五年法律第二百三十九号)の一

部を次のように改正する。

(弁理士法の一部改正)

第一百八十条 弁理士法(大正十年法

律第二百号)の一部を次のように改

正する。

第一条「訴願」を「異議申立」に

改める。

第七条ノ四第一項中「其ノ通知

申立て」を「第四条第四項の規定に

よる都道府県知事の処分についての

審査請求」に改め、同項及び同条

第三項中「異議の申立てをした者」

を「審査請求人」に改める。

第十三条 刪除

第一百八十二条 電気用品取締法(昭

和三十六年法律第二百三十四号)

の一部を次のよろに改正する。

(特許法の一部改正)

第一百八十二条 特許法(昭和三十四

年法律第二百二十一号)の一部を次

のように改正する。

目次中「第八章 訴願(第七十

七条)」を「第八章 刪除」に、「第

百九十五条」を「第一百九十五条の

二」に改める。

第六条第二項第一号中「異議」を

「特許異議」に改め、同項第四号を

削る。

第九条中「訴願若しくはその

取下」を削る。

第十四条中「申立の取下」を

「申立の取下並びに」に改め、並

びに「訴願及びその取下」を削る。

第四十七条第一項中「異議」を

「特許異議」に改める。

第五十五条の前の見出し及び同

条第一項中「異議」を「特許異議」に

改める。

第五十五条第二項、第五十六

条、第五十七条及び第五十八条第

一項中「異議」を「特許異議」に、

第五十九条第一項中「其ノ通知

申立て」を「第四条第四項の規定に

よる都道府県知事の処分についての

審査請求」に改め、同項及び同条

を削り、「異議申立」を「行

政不服審査法(昭和三十七年法律

号)ニ依ル審査請求ヲ為ス」

に改め、同条第二項を次のように

改める。

通商産業大臣へ前項ノ審査請求

ヲ理由アリトスルトキハ弁理士

会ニ対シ相当ノ処分ヲ為スベキ

旨ヲ命ズルコトヲ要ス

第二十二条ノ二第一項中「訴願」

を「異議申立て」に改める。

(特許法の一部改正)

第一百八十二条 特許法(昭和三十四

年法律第二百二十一号)の一部を次

のように改正する。

目次中「第八章 訴願(第七十

七条)」を「第八章 刪除」に、「第

百九十五条」を「第一百九十五条の

二」に改める。

第六条第二項第一号中「異議」を

「特許異議」に改め、同項第四号を

削る。

第九条中「訴願若しくはその

取下」を削る。

第十四条中「申立の取下」を

「申立の取下並びに」に改め、並

びに「訴願及びその取下」を削る。

第四十七条第一項中「異議」を

「特許異議」に改める。

第五十五条の前の見出し及び同

条第一項中「異議」を「特許異議」に

改める。

第五十五条第二項、第五十六

条、第五十七条及び第五十八条第

一項中「異議」を「特許異議」に、

第五十九条第一項中「其ノ通知

申立て」を「第四条第四項の規定に

よる都道府県知事の処分についての

審査請求」に改め、同項及び同条

を削り、「異議申立て」を「行

第五十九条中「異議」を「特許異議」に改める。

第六十一条第一項中「異議」を

「特許異議」に改め、同条第二項中

「異議申立人」を「特許異議申立人」

に改める。

第六十二条(見出しを含む。)及

び第六十四条第一項中「異議」を

「特許異議」に改める。

第五十九条の次に次の二条を加

える。

(裁定についての不服の理由の

制限)

第五十九条の二 第八十三条第二

項の規定による裁定についての

行政不服審査法(昭和三十七年

法律第二号)による異議申立

においては、その裁定で定め

る対価についての不服をその裁

定についての不服の理由とする

ことができる。

第五十九条第三項中「第九十一

条」を「第九十二条」に改める。

〔特許異議申立人〕に改める。

第八章を次のように改める。

第八章 削除
第一百七十七条 削除
第十章中第百九十五条の次に次

の二条を加える。
(行政不服審査法による不服申

立の制限)
第一百九十五条の二 補正の却下の

決定、査定、審決及び審判又は

再審の請求書の却下の決定並び

にこの法律の規定により不服を

申し立てることができないこと

とされている処分については、

行政不服審査法による不服申立

てをすることができない。

別表中「異議」を「特許異議」に改

める。

(実用新案法の一部改正)

第一百八十二条 実用新案法(昭和三

十四年法律第二百二十三号)の一部

を次のように改正する。

目次中「再審、訴願及び訴訟」を

「再審及び訴訟」に改める。

第十条中「異議」を「登録異議」に

改める。

〔特許異議に改める。〕

「再審及び訴訟」を「登録異議」に

改める。

年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「再審、訴願及び訴訟」を「再審及び訴訟」に改める。

第三十三条第四項中「第九十一条」を「第九十二条」に改める。

〔第六章「再審、訴願及び訴訟」を「第六章「再審及び訴訟」に改める。〕

第五十八条を次のように改める。

第五十九条に次の一項を加える。

第五十八条 削除

第六十九条第三項、第二十二条规定による不服申立ての制限)の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分に準用する。

第六十九条第五項中「訴願」を削る。

第七十七条に次の一項を加える。

〔第六章「再審、訴願及び訴訟」を「第六章「再審及び訴訟」に改める。〕

第五十八条を次の一項を加える。

第五十八条 削除

第六十条 第二十二条规定による不服申立ての制限)の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てことができないこととされている処分に準用する。

第六十九条第五項中「訴願」を削る。

第七十七条に次の一項を加える。

〔第六章「再審、訴願及び訴訟」を「第六章「再審及び訴訟」に改める。〕

第五十八条を次の一項を加える。

第五十八条 削除

第六十一条 第二十二条规定による不服申立ての制限)の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てことができないこととされている処分に準用する。

第六十九条第五項中「訴願」を削る。

第七十七条に次の一項を加える。

〔第六章「再審、訴願及び訴訟」を「第六章「再審及び訴訟」に改める。〕

第五十八条を次の一項を加える。

第五十八条 削除

第六十二条 第二十二条规定による不服申立ての制限)の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分に準用する。

第六十九条第五項中「訴願」を削る。

第七十七条に次の一項を加える。

〔第六章「再審、訴願及び訴訟」を「第六章「再審及び訴訟」に改める。〕

第五十八条を次の一項を加える。

第五十八条 削除

第六十三条 第二十二条规定による不服申立ての制限)の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てことができないこととされている処分に準用する。

(道路運送法の一部改正)

第二百三条 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条に次の二項を加える。

6 第三項の規定による裁定についての異議申立てにおいては、当事者が取扱し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定についての不服とすることができる。

(道路運送車両法の一部改正)

第二百四条 道路運送車両法(昭和三十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の見出しを「異議申立て」に改め、同条中「当該陸運局長に」を削り、「異議の申立て」を「異議申立て」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(不服申立ての特例)

第三十七条の二 前条に規定する登録についての異議申立て及び審査請求については、行政不

服審査法(昭和三十七年法律第十四号)第十四条、第三十七号)第十九条、第三十七条第六項及び第四十五条の規定を適用せず、かつ、同法第四十八条の規定にかかるらず、同法

第十四条及び第三十七条第六項の規定を準用しない。

第三十八条を次のように改める。

(不服申立てが理由がある場合) 〔不服申立てが理由がある場合〕

第三十八条 陸運局長は、第三十一条の異議申立てが理由があるときは、異議申立てに係る登録

について更正をしなければならない。

2 運輸大臣は、第三十七条に規定する登録についての審査請求が理由があるときは、陸運局長に対して審査請求に係る登録について更正をすべきことを命じなければならぬ。

3 前二項の場合においては、陸運局長又は運輸大臣は、登録の更正をし、又は更正をすべきことを命じた旨を自動車登録原簿に記載されている利害関係人に通知しなければならない。

4 第二項の規定による登録についての異議申立てにおいては、買取の価格についての不服をその裁定につきの不服の理由とすることができる。

5 第二項の規定による登録についての不服申立てに準用する。

6 第二項の規定による登録についての不服申立てに準用する。

7 第二項の規定による登録についての不服申立てに準用する。

8 第二項の規定による登録についての不服申立てに準用する。

9 第二項の規定による登録についての不服申立てに準用する。

10 第二項の規定による登録についての不服申立てに準用する。

11 第二項の規定による登録についての不服申立てに準用する。

12 第二項の規定による登録についての不服申立てに準用する。

13 第二項の規定による登録についての不服申立てに準用する。

14 第二項の規定による登録についての不服申立てに準用する。

15 第二項の規定による登録についての不服申立てに準用する。

16 第二項の規定による登録についての不服申立てに準用する。

17 第二項の規定による登録についての不服申立てに準用する。

18 第二項の規定による登録についての不服申立てに準用する。

19 第二項の規定による登録についての不服申立てに準用する。

20 第二項の規定による登録についての不服申立てに準用する。

21 第二項の規定による登録についての不服申立てに準用する。

22 第二項の規定による登録についての不服申立てに準用する。

23 第二項の規定による登録についての不服申立てに準用する。

第二十八条中「第五項」を「第六項」に改める。

24 第三十五条を次のように改める。

25 第十五条を次のように改める。

26 第二百七条 削除

第二百七条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改める。

27 第四十九条に次の二項を加える。

28 第五百項の裁定についての異議申立てにおいては、買取の価格についての不服をその裁定につきの不服の理由とすることができる。

29 第五百项に次のように改める。

30 第五百项に次のように改める。

31 第五百项に次のように改める。

32 第五百项に次のように改める。

33 第五百项に次のように改める。

34 第五百项に次のように改める。

35 第五百项に次のように改める。

36 第五百项に次のように改める。

37 第五百项に次のように改める。

38 第五百项に次のように改める。

39 第五百项に次のように改める。

40 第五百项に次のように改める。

41 第五百项に次のように改める。

42 第五百项に次のように改める。

43 第五百项に次のように改める。

44 第五百项に次のように改める。

四年法律第九十九号)の一部を次のように改める。

45 第十三条第四号及び第五号を削除する。

46 第十五条を次のように改める。

47 第二百十一条 水路業務法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改める。

48 第四十九条に次のように改める。

49 第五百章を次のように改める。

50 第五百章を次のように改める。

51 第五百章を次のように改める。

52 第五百章を次のように改める。

53 第五百章を次のように改める。

54 第五百章を次のように改める。

55 第五百章を次のように改める。

56 第五百章を次のように改める。

57 第五百章を次のように改める。

58 第五百章を次のように改める。

59 第五百章を次のように改める。

60 第五百章を次のように改める。

61 第五百章を次のように改める。

62 第五百章を次のように改める。

63 第五百章を次のように改める。

64 第五百章を次のように改める。

65 第五百章を次のように改める。

66 第五百章を次のように改める。

二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改める。

67 第十九条第一項の表電波監理審議会の項中「異議申立て」を「異議申立て」に改める。

68 第二十一条の二第二項中「電波放送業務の運用の規定に関する法律第九条において準用する場合を含む。」又は第九十九条の十二」を加える。

69 第二十五条 有線電気通信法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改める。

70 第二十二条 有線電気通信法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改める。

71 第二十三条 有線電気通信法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改める。

72 第二十四条 有線電気通信法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改める。

73 第二十五条 有線電気通信法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改める。

74 第二十六条 有線電気通信法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改める。

75 第二十七条 有線電気通信法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改める。

76 第二十八条 有線電気通信法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改める。

77 第二十九条 有線電気通信法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改める。

78 第三十条 有線電気通信法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改める。

79 第三十一条 有線電気通信法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改める。

80 第三十二条 有線電気通信法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改める。

81 第三十三条 有線電気通信法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改める。

82 第三十四条 有線電気通信法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改める。

83 第三十五条 有線電気通信法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改める。

84 第三十六条 有線電気通信法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改める。

85 第三十七条 有線電気通信法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改める。

86 第三十八条 有線電気通信法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改める。

87 第三十九条 有線電気通信法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改める。

88 第四十条 有線電気通信法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改める。

においては、補償金の額又は費用の負担の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(有線放送電話に関する法律の一一部改正)

第二百七十七条 有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二百七十八条 有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二百七十九条 有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二百八十条 有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二百八十二条 有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二百八十三条 有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二百八十四条 有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二百八十五条 有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二百八十六条 有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二百八十七条 有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二百八十八条 有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二百八十九条 有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二百九十条 有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二百九十二条 有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二百九十三条 有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

同条第五項中「請求人」を「申立て人」に、「請求」を「申立て」に改める。

第五十九条の見出し及び第一項中「請求」を「審査申立書」に改める。

第六十条第一項及び第六十一条中「請求人」を「申立て人」に改める。

第六十四条第四号及び第六十五号中「請求人」を「申立て人」に改める。

第六十六条中「請求」を「申立て」に改める。

第六十七条の見出し中「請求」を「申立て」に改め、同条中「請求する」を「申し立てる」に改める。

第六十八条中「請求」を「申立て」に改め、同条中「請求する」を「申し立てる」に改める。

第六十九条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第七十条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第七十一条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第七十二条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第七十三条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第七十四条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第七十五条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第七十六条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第七十七条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第七十八条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第七十九条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第八十条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

立ては、異議申立て正副二通を提出してしなければならない。

第八十四条 削除

第八十五条中「第八十三条の規定による異議の申立て」を「第八十三条规定による異議申立て」に改める。

第六十条第一項及び第六十一条中「請求人」を「申立て人」に改める。

第六十六条中「異議の申立て」を「異議申立て」に改める。

第六十七条の見出し中「請求」を「申立て」に改め、同条中「請求する」を「申し立てる」に改める。

第六十八条中「請求」を「申立て」に改め、同条中「請求する」を「申し立てる」に改める。

第六十九条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第七十条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第七十一条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第七十二条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第七十三条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第七十四条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第七十五条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第七十六条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第七十七条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第七十八条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第七十九条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

第八十条郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

定職員に代わって一切の行為をすることができる。

第九十一条及び第九十二条を次のように改める。

第九十二条の三 審理官は、異議申立てを却下するに改める。

第九十三条第一項中「異議申立て人」を「申立て人」に改める。

第九十四条第一項中「異議申立て」を「異議申立て」に改める。

第九十五条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第九十六条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第九十七条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第九十八条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第九十九条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第一百条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第一百一条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第一百二条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第一百三条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第一百四条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第一百五条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第一百六条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第一百七条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第一百八条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

又は指定職員も、その参考人に陳述を求めることができる。

(物件の提出要求)

第九十二条の三 審理官は、異議申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

第九十三条第一項中「異議申立て人」を「申立て人」に改める。

第九十四条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第九十五条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第九十六条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第九十七条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第九十八条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第九十九条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第一百条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第一百一条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第一百二条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第一百三条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第一百四条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第一百五条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第一百六条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第一百七条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

第一百八条第一項中「異議申立て」を「申立て」に改める。

処分につき、行政不服審査法第
四十八条において準用する同法
第三十四条第二項の規定による
申立てがあつたときは、電波監
理審議会の意見を聞かなければ
ならない。

第九十三条の次に次の二条を加
える。

(証拠書類等の返還)

第九十三条の二 審理官は、前条
第二項の規定により意見書を提
出したときは、すみやかに、第
九十二条の規定により提出され
た証拠書類又は証拠物及び第九
十二条の三の規定による提出要
求に応じて提出された書類その
他の物件をその提出人に返還し
なければならない。

(不服申立ての制限)

第九十三条の三 審理官が聴聞に
関する手続においてした処分に
ついては、行政不服審査法(昭
和三十七年法律第二号)によ
る不服申立てをすることができる
ない。

第九十四条第一項中「前条」を
「第九十三条の四」に、「異議の申
立て」を「異議申立て」と改め、同条
第一項を削り、同条第三項の規定
によるほか、決定書の

は、行政不服審査法第四十八条
において準用する同法第四十二
条の規定によるほか、決定書の
謄本を第八十九条の規定による

参加人に送付しなければなら
い。

第九十五条中「第九十一条」を
「第五十二条の二」に改める。

第九十九条の十二中第三項を削
り、第四項を第七項とし、第二項
の次に次の四項を加える。

3 前二項の聴聞の開始は、審理
官(第六項において準用する第
八十七条ただし書の場合はその
委員。以下同じ。)の名をもつ
て、事案の要旨並びに聴聞の期
日及び場所を公告して行なら
ただし、当該事案が特定の者に
対して処分をしようとするもの
であるときは、当該特定の者に
対し、事案の要旨、聴聞の期日
及び場所並びに出頭を求める旨
を記載した聴聞開始通知書を送
付して行なうものとする。

4 前項ただし書の場合には、事
案の要旨並びに聴聞の期日及び
場所を公告しなければならな
い。

5 当該事案に利害関係を有する
者は、審理官の許可を得て、聴
聞の期日に出頭し、意見を述べ
ることができる。

6 第八十七条及び第九十条から
第九十三条の三までの規定は、
第一項及び第二項の聴聞に準用
する。

第七百四条第一項中「並びに第七
章」を削る。

第七百五条中「第九十一条」を
「第五十二条の二」に、「報告をせ
ず、若しくは虚偽の報告をし」を
「鑑定をせず、若しくは虚偽の鑑
定をし」に改める。

3 郵政大臣は、決定をしたとき
は、行政不服審査法第四十八条
において準用する同法第四十二
条の規定によるほか、決定書の
謄本を第八十九条の規定による

(有線放送業務の運用の規正)に
する法律の一部改正

第二百二十二条 有線放送業務の運
用の規正に関する法律(昭和二十
六年法律第二百三十五号)の一部を
次のように改正する。

第九条の見出しを「(電波法の準
用)」に改め、同条第一項を削り、
同条第二項中「異議の申立て及び」
「異議申立て及び」に、「前項の異
議の申立て」を「この法律又はこの
法律に基づく命令の規定による郵
政大臣の処分についての異議申立
て」に改め、後段を削り、同項を
同条第一項とする。

第十一章 労働保険審査係
(労働保険審査官及び労働保険審
査会法の一部改正)

第二百二十二条 労働保険審査官及
び労働保険審査会法(昭和三十
一年法律第二百二十六号)の一部を次
のように改正する。

1 目次中「審査等の手続」を「審査
請求等の手続」に、「再審査の手続」
を「再審査請求の手続」に改める。

2 代理人は、各自、審査請求人
のために、当該審査請求を受けた場合
に限り、することができる。
ただし、審査請求の取下げ
は、特別の委任を受けた場合に
限り、することができる。

3 第十三条第一項中「審査の結果」
を「審査請求の結果」に改め、同条
の次に次の二条を加える。

4 第十七条の見出しを「審査手続」
を「手続」に改め、同条中「審査」を
「審査請求」に改め、同条の次に次
の二条を加える。

5 第十九条第二項を次のように改
める。

2 審査請求の取下げは、文書で
しなければならない。

6 第十九条第二項を次のように改
める。

2 決定書には、労働保険審査会
に対しても再審査請求をすること
ができる旨及び再審査請求期間
を記載しなければならない。

7 第二十条を次のように改める。

2 (決定の効力発生)

第二十条 決定は、審査請求人に
送達された時に、その効力を生
する。

2 決定の送達は、審査請求人に
決定書の謄本を送付することに
よつて行なう。ただし、審査請求
書

間に改め、同条中「知つた日から起算し
ら」を「知つた日の翌日から起算し
て」に改め、同条に次の二項を加
える。

4 審査官は、審査請求人又は第
五項とし、同条第三項の次に次
の二項を加える。

5 第六項とし、同条第四項中「請求」
を「審査請求」に改め、同項を同条
第三項とし、同条第三項の次に次
の二項を加える。

6 審査請求人は、決
定があるまでは、いつでも、審
査請求を取り下げることができる。

7 第十七条の二 審査請求人は、決
定があるまでは、いつでも、審
査請求を取り下げることができる。

8 第十七条の二 審査請求人は、決
定があるまでは、いつでも、審
査請求を取り下げることができる。

9 第十九条第二項を次のように改
める。

2 審査請求の取下げは、文書で
しなければならない。

10 第十九条第二項を次のように改
める。

2 決定書には、労働保険審査会
に対しても再審査請求をすること
ができる旨及び再審査請求期間
を記載しなければならない。

11 第二十条を次のように改める。

2 (決定の効力発生)

第二十条 決定は、審査請求人に
送達された時に、その効力を生
する。

2 決定の送達は、審査請求人に
決定書の謄本を送付することに
よつて行なう。ただし、審査請求
書

は、行政不服審査法第四十八条
において準用する同法第四十二
条の規定によるほか、決定書の
謄本を第八十九条の規定による

求人の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方

法によつてすることができる。

3. 公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでも審査請求人に交付する旨を政令で定める掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報に少くとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に決定書の謄本の送付があつたものとみなす。

4. 審査官は、決定書の謄本を第十三条第一項の規定により通知を受けた者に送付しなければならない。

第二十一条の次に次の二条を加える。
(文書その他の物件の返還)

第二十一条の二 審査官は、決定をしたときは、すみやかに、事件につき提出された文書その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第二十二条の次に次の二条を加える。
(不服申立ての制限)

第二十二条の二 この節の規定に第二十二条の二 この節の規定に基づいて、審査官がした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第一号)による不服申立てをすることができない。

第二十三条中「この章」を「この節」に、「審査」を「審査請求」に改める。

第二十四条第一項中「請求」を「申立て」に改める。

第二十五条中「再審査の事務をつかさどらせる」を「再審査請求の事件を取り扱わせる」に改める。

第二章第二節中「再審査の請求」を「再審査請求」に、「再審査請求の手続」を「再審査請求の手続」に改め立」を「申立て」に改める。

第二十八条の見出しを「再審査請求期間等」に改め、同条第一項中「第十九条第二項の」と「第二十条の二まで」に、「審査」とあるのを「再審査」とを「審査請求」と立」を「申立て」に改める。

第二十九条の見出しを「(再審査請求期間等)」に、「再審査請求」を「再審査請求の手続」に、「申立て」を「申立て」に改め立」を「申立て」に改める。

第三十九条の見出しを「(再審査請求の結果)」に、「この章」を「再審査請求の結果」に、「この節」に改める。

第四十条中「再審査の結果」を「再審査請求の結果」に、「この章」を「この節」に改める。

第四十一条中「再審査の結果」を「再審査請求の結果」に、「この章」を「この節」に改める。

第四十二条中「再審査の結果」を「再審査請求の結果」に、「この章」を「この節」に改める。

第四十三条中「再審査の結果」を「再審査請求の結果」に、「この章」を「この節」に改める。

第四十四条中「再審査の結果」を「再審査請求の結果」に、「この章」を「この節」に改める。

第四十五条中「再審査の結果」を「再審査請求の結果」に、「この章」を「この節」に改める。

第五十五条中「再審査の結果」を「再審査請求の結果」に、「この章」を「この節」に改める。

し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

第四十九条第二項中「審査の請

求」を「審査請求」に改める。

第五十条中「第十条」を「第九条

の二、第十条」に改め、「第十四条」の下に、「第十四条の二」を加え、「及び第十九条から第二十二条ま

で」を、「第十七条の二、第十九条

第一項及び第二十条から第二十二

条の二まで」に、「審査」とあるの

は「再審査」とを「審査請求」とあ

るのは「再審査請求」とに、「請求

人」を「審査請求人」に、「第十九条

及び」を「第二十条第四項及び」に

改め、「第八条(だし書)」を「第八条第一項ただし書き及び第二項」に改め

る。

第三十九条の見出しを「(再審査請求的方式)」に改める。

第四十条中「再審査の結果」を「再審査請求の結果」に、「この章」

を「この節」に改める。

第四十一条中「再審査の結果」を「再審査請求の結果」に、「この章」

を「この節」に改める。

第四十二条中「再審査の結果」を「再審査請求の結果」に、「この章」

を「この節」に改める。

関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のよう改正する。

第五章中第二十五条の六」を「第二十五条の七」に改める。

第五章中第二十五条の六の次に

次の二条を加える。

二十五条の七に改める。

第五章中第二十五条の六の次に

次の二条を加える。

た処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百五十七号)による不服申立てをするとができる。

第二百二十六条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)の一部を次のよう改正する。

第二百二十七条 労働組合法の一部(改正)

第二百二十七条 第二项の見出しを「審査の申立て」に改め立

め、同条第二項中「請求」を「申立て」に改め立

め、同条第一項中「審査の請求」を

「請求する」を「申し立てる」に改め立

め、同条第二項中「請求」を「申立て」に改め立

め、「請求人」を「申立人」に改め立

め、同条第三項中「審査の請求」を

「審査の申立て」に改める。

第二百二十七条 第二项の見出しを「(労働基準法の一部改正)

正)

第二百二十八条 労働者災害補償保

場合において、事業の認定又は裁決に至るまでの手続その他の行為に關して違法があつても、それが輕微なものであつて事業の認定又は裁決に影響を及ぼすおそれがないと認めるときは、決定又は裁決をもつて当該異議申立て又は審査請求を棄却することができる。

第一百三十二条の次に次の二条を加える。
(事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略)

第一百三十二条の二 異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決により事業の認定又は収用委員会の裁決が取り消された場合において、建設大臣若しくは都道府県知事が再び事業の認定に関する処分をしようとするとき、又は収用委員会が再び裁決をしようとするときは、事業の認定又は裁決につき既に行なつた手続その他の行為は、法令の規定に違反するものとして当該取消しの理由となつたものを除き、省略することができる。

第一百三十二条の三 次に掲げる处分(不服申立ての制限)

第一 都道府県知事がした事業の認定の拒否
第二 第四十九条第一項の規定による処分
三 第百二十二条第一項又は第一

2 収用委員会の裁決についての

審査請求においては、損失の補償についての不服をその裁決についての不服の理由とすることができない。

第一百三十五条第一項中「訴願」を「行政不服審査法による不服申立て」に、「異議の申立て」を「異議の申出」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)
(昭和二十七年法律第百七十六号)

第一百三十三条 宅地建物取引業法の一部を次のようにより改正する。

第二十二条 刪除

(公共用地の取得に関する特別措置法の一項改正)

第一百三十四条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のようにより改正する。

第四十二条の見出しを「(不服申立て及び訴訟)」に改め、同条第一項を次のようにより改める。

土地収用法第百三十一条第一項、第百三十二条第二項及び第一百三十三条の二の規定は、特定公共事業の認定に関する不服申立てについて準用する。

(屋外広告物法の一部改正)

第一百三十五条 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)の一部を次のようにより改正する。

第八条を削り、第八条の二を第八条とする。

(土地区画整理法の一部改正)

第二百三十六条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のようにより改正する。

目次中「第一百二十七条」を「第二百二十七条の二」に改める。
第二十条第二項中「縦覧期間内に」と「縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項として、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百七十九号)中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

第五十五条第二項中「縦覧期間内に」と「縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに」に改め、同条第四項中「前項の意見書を「前項の意見書の内容を審査し、その意見書」に改め、同条第九項中「第五項」を「第六項」に、「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第六項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第五項中「前項」を「第四項」とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項において準用する場合を含む。の規定による通知に付する規定を準用する。

第五十五条第二項中「縦覧期間内に」と「縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに」に改め、同条第四項中「前項の意見書を「前項の意見書の内容を審査し、その意見書」に改め、同条第九項中「第五項」を「第六項」に、「第六項及び第七項」を「第七項」とし、同条第六項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第五項中「前項」を「第四項」とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項において準用する場合を含む。の規定による通知に付する規定を準用する。

5 前項の規定による認可の規定に付する規定を準用する。

6 第百二十七条の二 前条に規定するものを除くほか、組合、市町村又は都道府県がこの法律に基づいてした処分その他の公権力の行使に当たる行為(以下この条において「処分」という。)に不服がある者は、組合又は市町村がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県がした処分にあつては建設大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

7 第六十六条又は第六十九条第九項の規定による認可の規定に付する規定を準用する。

8 第六十九条第四項(同条第七項)において準用する場合を含む。の規定による通知に付する者は、建設大臣に対して再審査請求をすることができる。

9 第六十九条第一項中「縦覧期間内に」と「縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに」に改め、同条第四項中「前項に付する規定を準用する場合を含む。の規定による通知に付する者は、建設大臣に対して再審査請求をすることができる。

10 第六十九条第十一項の規定によつてする同条第四項(同条第七項)において準用する場合を含む。の規定による通知に付する者は、建設大臣に対して再審査請求をすることができる。

「同条第十項において」に、「第六十九条第六項」を「第六十九条第七項」に、「同条第九項及び第十項」を「同条第十項及び第十一項」に改める。

(都市公園法の一部改正)

第三百三十七条 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「不服申立て」に改め、同条第一項中「処分のあつた日から三十日以内に当該処分をした公園管理者である地

方公共団体の長に異議の申立てをする」を建設大臣に対して審査請求をするように改め、同項後段として次のように加える。

この場合には、当該処分をし

るを建設大臣に対して審査請求をするように改め、同項後段として次のように加える。

この場合には、当該処分をし

るを建設大臣に対して審査請求をするように改め、同項後段として次のように加える。

この場合には、当該処分をし

るを建設大臣に対して審査請求をするように改め、同項後段として次のように加える。

この場合には、当該処分をし

るを建設大臣に対して審査請求をするように改め、同項後段として次のように加える。

この場合には、当該処分をし

るを建設大臣に対して審査請求をするように改め、同項後段として次のように加える。

この法律の規定により改め、同条第一項を次のように改める。

(下水道法の一部改正)

第二百三十八条 下水道法(昭和十三年法律第七十九号)の一部を次のように改める。

この法律の規定により改め、同条第一項を次のように改める。

この法律の規定により改め、同条第一項を次のように改める。

異議申立てを受理した日から三十日以内にしなければならない。

(公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律の一一部改正)

第二百三十九条 公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律(昭和三十六年法律第百九号)の一部を次のように改める。

第六十三条を次のように改める。

(不不服申立て)

第六十三条 第二十九条第三項 (同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による通知については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二号)による不服申立てをすることができない。

2 前項に規定するものを除くほか、都道府県又は市町村がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為(以下この条において「处分」という。)に不服がある者は、建設大臣に対して審査請求をすることができる。この場合には、当該

法律又はこの法律に基づく命令の規定による異議申立てに、「申立てを受理した」を「異議申立てを受ける」とともできる。

第三百三十六条を次のように改め

(砂防法の一部改正)

第二百四十二条 砂防法(明治三十一年法律第二十九号)の一部を次のように改める。

第六十三条を次のように改め

(河川法の一部改正)

第二百四十四条 河川法(明治二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改める。

第五十九条を次のように改め

(砂防法の一部改正)

第二百四十二条 砂防法(明治三十一年法律第二十九号)の一部を次のように改める。

第五十九条を次のように改め

(海岸法の一部改正)

第二百四十四条 海岸法(昭和三十一年法律第二百二号)の一部を次のように改める。

第五十九条を次のように改め

(海岸法の一部改正)

第二百四十四条 海岸法(昭和三十一年法律第二百二号)の一部を次のように改める。

第五十九条を次のように改め

(海岸法の一部改正)

第二百四十四条 海岸法(昭和三十一年法律第二百二号)の一部を次のように改める。

第五十九条を次のように改め

(海岸法の一部改正)

第二百四十四条 海岸法(昭和三十一年法律第二百二号)の一部を次のように改める。

第五十九条を次のように改め

は、当該異議申立てがあつた日から三十日以内にしなければならない。

(目次中「訴願及」を削る。)

「第六章 訴願及訴訟」を「第六章 訴訟」に改める。

第五十九条を次のように改め

「目次中「訴願及」を削る。」

「第六章 訴願及訴訟」を「第六章 訴訟」に改める。

第三十九条第四項中「訴願スル」を「審査ヲ申立ツル」に改める。

第四十条第三項及び第四十一条中「訴願ヲ提起スル」を「審査ヲ申立ツル」に改める。

第四十条第三項及び第四项

第二項中「訴願ヲ提起スル」を「審査ヲ申立ツル」に改める。

第五十条第三項後段及び第四項

第五十五条第二項中「訴願シ」を「審査ヲ申立テ」に、「訴願スル」を「更ニ審査ヲ申立ツル」に改め、同

第三項中「訴願ヲ提起スル」を「審査ヲ申立ツル」に改める。

第五十九条第一項中「二付違法

又は錯誤アルトキ」を「二

不服アルトキ」に、「管理者ニ異議ノ申立」を「行政不服審査法(昭和三十七年法律第二号)ニ依ル異

議申立」に改め、同条第三項中「異議ヲ申立ツル」に改め、同条第四項を削る。

第七十三条第一項中「異議ノ申

立又ハ訴願ノ提起」を「異議ノ申出又ハ審査ノ申立」に改め、同条第

二項中「異議」を「異議ノ申出又ハ審査ノ申立」に改め、「訴願スル」を「審査ヲ申立ツル」に改め

第三十九条の二 次に掲げる処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に關するものであるときは、土地調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法(昭和三十七年法律

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 第二十条第一項ノ異議ノ申出ノ決定及前二条第一項ノ異議ノ申立ノ裁決並ニ第二十条第三項ノ申立ノ裁決並ニ第二十条第一項ノ決定ハ

直ニ之ヲ告示スベシ

第二十三条第二項第十一号中

「訴願」を「審査請求其ノ他ノ不服申立」に改める。

第三十九条第四項中「訴願スル」を「審査ヲ申立ツル」に改める。

第四十条第三項及び第四十一条中

「訴願」を「審査」に改める。

第五十条第三項後段及び第四項

第五十五条第二項中「訴願シ」を「審査ヲ申立テ」に、「訴願スル」を「更ニ審査ヲ申立ツル」に改め、同

第三項中「訴願ヲ提起スル」を「審査ヲ申立ツル」に改める。

第五十九条第一項中「二付違法

又は錯誤アルトキ」を「二

不服アルトキ」に、「管理者ニ異議ノ申立」を「行政不服審査法(昭和三十七年法律第二号)ニ依ル異

議申立」に改め、同条第三項中「異議ヲ申立ツル」に改め、同条第四項を削る。

第七十三条第一項中「異議ノ申

立又ハ訴願ノ提起」を「異議ノ申出又ハ審査ノ申立」に改め、「訴願スル」を「審査ヲ申立ツル」に改め

第三十九条の二 次に掲げる処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に關するものであるときは、土地調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法(昭和三十七年法律

同条第四項中「異議ノ申立」を「異議申出又ハ審査ノ申立」に改める。

(運河法の一部改正)

第二百四十三条 運河法(大正二年法律第十六号)の一部を次のように改める。

第四条後段を削る。

第五条第二項後段を削る。

第六条第二項後段を削る。

第七条第二項後段を削る。

第八条第二項後段を削る。

第九条第二項後段を削る。

第十条第二項後段を削る。

第十一條第二項後段を削る。

第十二條第二項後段を削る。

第十三條第二項後段を削る。

第十四條第二項後段を削る。

第十五條第二項後段を削る。

第十六條第二項後段を削る。

第十七條第二項後段を削る。

第十八條第二項後段を削る。

第十九條第二項後段を削る。

第二十條第二項後段を削る。

第二十一條第二項後段を削る。

第二十二條第二項後段を削る。

第二十三條第二項後段を削る。

第号による不服申立てをすることができない。

一 第七条第一項若しくは第八

条第一項の規定による許可又

はこれらの規定による許可を

与えないこと。

二 第十二条第一項若しくは第

二項の規定による必要な措置

の命令

2 行政不服審査法第十八条の規

定は、前項各号の処分につき、

処分庁が誤つて審査請求又は異

議申立てをすることができる旨

を教示した場合に準用する。

(特定多目的ダム法の一部改正)

第三百四十五条 特定多目的ダム法

(昭和三十二年法律第三十五号)の

一部を次のよろに改正する。

目次中「第三十八条」を「第三十

七条に改める。

第三十七条を削り、第三十八条

を第三十七条とする。

(地すべり等防止法の一
部改正)

第二百四十六条 地すべり等防止法

(昭和三十三年法律第三十号)の一
部を次のよろに改正する。

第五十条を次のよろに改める。

(裁定の申請)

第五十条 次に掲げる処分に不服

がある者は、その不服の理由が鉄

業、採石業又は砂利採取業との調

合には、行政不服審査法(昭和三

十七年法律第一号)による不

服申立てをすることができる。

一 第十一条第一項の規定によ

る承認

二 第十四条第一項(第四十五

条第一項において準用する場

合を含む。)の規定による上事

の施行命令

三 第十八条第一項の規定によ

る許可

四 第二十一条第一項若しくは第

二項(第四十五条第一項に

おいて準用する場合を含む。)の規

定による必要な措置の命令

五 第二十三条第一項又は第二

項の規定による必要な措置の

命令

2 行政不服審査法第十八条の規

定は、前項各号の処分につき、

処分庁が誤つて審査請求又は異

議申立てをすることができる旨

を教示した場合に準用する。

(道路法の一部改正)

第二百四十七条 道路法(昭和二十

七年法律第百八十九号)の一部を次

のように改正する。

第二百四十六条 地すべり等防止法

(昭和三十三年法律第三十号)の一
部を次のよろに改正する。

第五十条を次のよろに改める。

(裁定の申請)

第五十条 次に掲げる処分に不服

がある者は、その不服の理由が鉄

業、採石業又は砂利採取業との調

合には、行政不服審査法(昭和三

十七年法律第一号)による不

服申立てをすることができる。

か、都道府県又は市町村である

道路管理者がこの法律に基づい

てした処分に不服のある者は、

申請した者は、道路管理者がそ

の許可を拒否したものとみな

して、不不服申立てをすることがで

きる。道路管理者が第九十一条

の規定による許可の申請書を

書を受理した日から三十日を経過して

ほか、第二十条の規定による協

議に基づき他の工作物の管理者

が道路管理者に代わつてした処

分に不服がある者は、他の工作

物の管理者である主務大臣若し

くはその地方支分部局の長又は

都道府県若しくは都道府県知事

がした処分については都道府県知

事に対して審査請求をすること

ができる。この場合において、

都道府県、市町村その他の公共

団体である他の工作物の管理者

がした処分については、異議申

立てをしてすることもできる。

この法律に基づく処分につい

ての異議申立てに対する決定

は、当該異議申立てを受理した

日から三十日以内にしなければ

ならない。

(不服申立て)

第五十六条 第六十八条第一項又

は第二項の規定による処分その

他公権力の行使に当たる行為

受理した日から三月を経過して

もなおその申請に対するなんら

の処分をしないときは、許可を

申請した者は、道路管理者がそ

の許可を拒否したものとみな

して、不不服申立てをすることがで

きる。道路管理者が第九十一条

の規定による許可の申請書を

書を受理した日から三十日以内にしなければ

できない。

2 この法律に基づく処分につい

ての異議申立てに対する決定

は、当該異議申立てを受理した

日から三十日以内にしなければ

ならない。

(高速自動車国道法の一部改正)

第二百四十九条 高速自動車国道法

(昭和三十二年法律第七十九号)の

一部を次のよろに改正する。

第二十四条を次のよろに改め

る。

(不服申立て)

第五十条 次に掲げる処分に不服

がある者は、その不服の理由が鉄

業、採石業又は砂利採取業との調

合には、行政不服審査法(昭和三

十七年法律第一号)による不

服申立てをすることができる。

一 第十一条第一項の規定によ

分」という。)に不服がある者は、

建設大臣及び当該他の工作物に

関する主務大臣に対し審査請

求をすることができる。この場

合において、都道府県、市町村

がした処分については建設大臣に對

して、不不服申立てをすることがで

きる。道路管理者が第九十一条

の規定による許可の申請書を

書を受理した日から三十日以内にしなければ

できない。

2 この法律に基づく処分につい

ての異議申立てに対する決定

は、当該異議申立てを受理した

日から三十日以内にしなければ

ならない。

(建築基準法の一部改正)

第二百五十八条 建築基準法(昭和二

十五年法律第二百一号)の一部を

次のように改正する。

第二百五十九条 日本道路公團、首都

高速道路公團又は阪神高速道路

公團がこの法律に基づいてした

処分その他の公權力の行使に當た

る行為に不服がある者は、建設大

臣に対し行政不服審査法

(昭和三十七年法律第一号)に

よる審査請求をすることができる。

この法律に基づく処分につい

ての異議申立てに対する決定

は、当該異議申立てを受理した

日から三十日以内にしなければ

同項を同条第二項とし、同条第四項中「裁定」を「裁決」に、「異議の申立をした者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項及び第六項を削る。

第九十五条 建築審査会の裁決に不服がある者は、建設大臣に対して再審査請求をすることができる。

(日本住宅公団法の一部改正)

第二百五十二条 日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のようにより改定する。

第三十六条 第六項中「縦覧期間内に」と「縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに」に改め、同条第十二項中「第八項」を「第九項」に、「第九項及び第十項」を「第十項及び第十一項」とし、同条第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げる。同条第十三項中「前項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

第四十一条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(不服申立て)

第四十二条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一 第三十六条第一項又は第十

二項の規定による認可

二 第三十六条第七項(同条第

十三項において準用する場合

三 次条の規定に基づき公団が

土地区画整理法第八十八条规定

四項(同法第九十七条第三項

において準用する場合を含む)の規定によつてした通知

2 前項第三号に掲げるものを除くほか、公団がその施行する土地地区画整理事業に関し、土地地区画整理事業又はこの章の規定に基づいてした処分その他の公権力の行使に当たる行為に不服がある者は、建設大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(住宅地区改良法の一部改正)

第二百五十二条 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のようにより改定する。

第三十五条を次のようにより改め

(不不服申立て)

第三十五条 第二項又は

第十三条第二項に規定する処分に不服がある者は、建設大臣に

第三十五条を次のようにより改め

(宅地造成等規制法の一部改正)

第二百五十四条 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)の一部を次のようにより改定する。

第二十一条を次のようにより改め

(測量法の一部改正)

第二百五十五条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を

次のように改定する。

目次中「第七章 訴願(第六十

した日から三十日以内にしなければならない。

(防災建築街区造成法の一部改正)

第二百五十三条 防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第百十号)の一部を次のように改定する。

第五十三条を次のように改め

(異議申立てに対する決定をすべき期間)

第五十三条 この章の規定による処分についての異議申立てがあつたときは、建設大臣は、その異議申立てを受理した日から三

十日以内にこれに対する決定をしなければならない。

第六十条に次の二項を加える。

2 第五十三条の規定は、都道府県知事が前項の規定による委任に基づいてした第二章の規定による処分につき、建設大臣に対して審査請求があつた場合に準用する。

(地方自治法の一部改正)

第二百五十七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改定する。

第二条第五項第三号中「訴願の提出」を「決定」に、同条第九号中「異議の申立て」を「異議申立て」又は「異議の申出」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第二百五十七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改定する。

第二十一条を次の二項を加える。

2 第一百四十二条に次の二項を加える。

第三百四十二条 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改定する。

第二十一条を次の二項を加える。

(宅地造成等規制法の一部改正)

第二百五十四条 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改定する。

第二十一条を次の二項を加える。

(測量法の一部改正)

第二百五十五条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を

次のように改定する。

目次中「第七章 訴願(第六十

(第十三章 自治省関係)

(自治省設置法の一部改正)

第二百五十六条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)

第九十九条第一項第十号中「異議の申立て、訴願を審査請求その他の不服申立てに對する裁決又は審決をし」に改め、同項第二十四号中「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。

第四条第一項第十四号の三中

第五十三条を次のように改め

(異議申立てに対する決定をすべき期間)

第五十三条 この章の規定による処分についての異議申立てがあつたときは、建設大臣は、その異議申立てを受理した日から三

十日以内にこれに対する決定を

第六十条に次の二項を加える。

2 第五十三条の規定は、都道府

県知事が前項の規定による委任に基づいてした第二章の規定による処分につき、建設大臣に対して審査請求があつた場合に準用する。

(地方自治法の一部改正)

第二百五十七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改定する。

第二十一条を次の二項を加える。

(宅地造成等規制法の一部改正)

第二百五十四条 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改定する。

第二十一条を次の二項を加える。

(測量法の一部改正)

第二百五十五条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を

次のように改定する。

目次中「第七章 訴願(第六十

第七十四条の三第二項中「申立て」を「申出」に改める。

第九十九条第一項第十号中「異議の申立て、訴願を審査請求その他の不服申立て」に改める。

第一百八条第五項中「決定に不

服がある者は、」の下に「決定があつた日から二十二日以内に」を加え、「訴願」を「審査を申し立てて」に改め、同条第六項中「又は前項の規定による裁決」を削る。

第一百八条第五項中「決定があつた日から二十二日以内に」を加え、「訴願」を「審査を申し立てて」に改め、同条第六項中「又は前項の規定による裁決」を削る。

第一百八条第五項中「決定が

服がある者は、」の下に「決定があつた日から二十二日以内に」を加え、「訴願」を「審査を申し立てて」に改め、同条第六項中「又は前項の規定による裁決」を削る。

第一百四十二条に次の二項を加える。

2 第一百四十二条の二第一項中「第一項の規定による決定に不服がある者は、都道府県にあつてこれを本人に交付しなければならない。

第一百四十二条に次の二項を加える。

2 第一百四十二条の二第一項中「第一項の規定による決定に不服がある者は、都道府県にあつてこれを本人に交付しなければ

ならない。

起」を「第二項の規定による審査の申立て」に改める。

第一百六十八条第九項中「第一百八条第五項及び第六項」を「第一百三十二条第二項から第四項まで」に改める。

第一百七十六条第五項中「審査の請求をする」を「審査を申し立てたるに改め、同条第六項中「前項の請求」を「前項の規定による申立てに改め、同条第七項中「第五項の規定による請求に係る審査の裁定を「前項の裁定」に改める。

第一百八十三条の五第八項及び第一百八十四条第二項中「第一百八十三条第五項及び第六項」を「第一百四十三条第二項から第四項まで」に改める。第二百六条を次のように改める。

第二百六条 普通地方公共団体の長がした第一百三十二条の五第八項及び第一百八十四条第二項中「第一項の規定による給与その他の給付に不服がある者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、都道府県知事がした処分についてはは自治大臣、市町村長がした処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分についての審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

第一百三十八条の四第一項に規定する機関がした前項の給付に不服がある者は、法律に特別の定めがある場合は、都道府県知事がした処分を除くほか、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

項に規定する機関以外の機関がした第一項の給与その他の給付に関する処分についての審査請求は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、普通地方公共団体の長が処分の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対しそしてするものとする。

普通地方公共団体の長は、第一項の給与その他の給付に関する処分についての異議申立て又は審査請求（同項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

第一項の給与その他の給付に関する処分についての審査請求（同項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については自治大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をするときには、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

第一項の給与その他の給付に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

議会は、前項の規定による審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については自治大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をするときには、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

普通地方公共団体の長は、財産又は營造物を使用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

普通地方公共団体の長は、財産又は營造物を使用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については自治大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をするときには、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

議会は、前項の規定による審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については自治大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をするときには、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

普通地方公共団体の長は、財産又は營造物を使用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については自治大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をするときには、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

過料の処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については自治大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。

普通地方公共団体の長がした過料の処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対しても審査請求をすることができる。

普通地方公共団体の長がした過料の処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対しても審査請求をすることができる。

普通地方公共団体の長がした過料の処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対しても審査請求をすることができる。

普通地方公共団体の長がした過料の処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対しても審査請求をすることができる。

共団体の長に対してすることとする。
過料の処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については自治大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。

普通地方公共団体の長がした過料の処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対しても審査請求をすることができる。

普通地方公共団体の長がした過料の処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対しても審査請求をすることができる。

普通地方公共団体の長がした過料の処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対しても審査請求をすることができる。

項の規定による異議の決定」を「第八項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定」、「第三項乃至第五項に規定する事項」を「第三項から第五項までの規定による処分」に改め、同条第七項の次に次の一項を加える。

普通地方公共団体の長は、第三項から第五項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

第二百五十五条の二を次のように改める。

第二百五十五条の二 法律の定め

るところにより異議申立て、異議の申出、審査請求、再審査請求又は審査の申立てをすることができる場合を除くほか、普通地方公共団体の事務についてこの法律の規定により普通地方公共団体の機関がした処分により違法に権利を侵害されたとする者は、その処分があつた日から二十日以内に、都道府県の機関がした処分については自治大臣、市町村の機関がした処分については都道府県知事に審決の申請をすることができる。

第二百五十五条の三 中「自治大臣又は都道府県知事は」を「自治大臣は都道府県の事務に關し、都道府県知事は市町村の事務に關し、に、「訴願の提起又は審査の請求を」「審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に、「訴願を提起し若しくは審査の請求を

査の申立て若しくは審決の申請をし、「審査請求、再審査請求、審査請求に対する裁決をし」に、「訴願を裁決し、又は審査請求をする」を「審査請求若しくは再審査請求に対する裁決をし、又は審決をする」に改める。

第二百五十七条及び二百五十八条を次のように改める。

第二百五十七条 この法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による審査の申立てに對する裁決は、その申立てを受理した日から九十日以内にこれをしなければならない。

この法律の規定による異議の申出又は審査の申立てに對して決定又は裁決をすべき期間内に決定又は裁決がないときは、その申出又は申立てをしりぞける旨の決定又は裁決があつたものとみなすことができる。

第二百五十八条 この法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法第九条、第十四条第一項ただし書、第二項及び第四項、第十五条第一項及び第四項、第十七条から第十九条まで、第二十一条から第三十五条まで並びに第三十八条から第四十四条までの規定を準用する。

第二百五十八条の二を削る。

第二百九十二条第一項中「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第二項中「前項の

異議の申立て」を「前項の規定による別表第三第一号四(四)の二中「固定資産税の賦課に関する訴願を裁決し」を削り、「勧告し、固定資産評価審査委員会の決定に対する訴願を裁決する」を「勧告する」に改める。

別表第三第一号四(三)中「不服の申立てを決定する」を「不服申立てに対する裁決をする」に改める。

別表第三第一号四(五)及び五(一)中「訴願を裁決する」を「不服申立てに対する裁決をする」に改める。

別表第三第一号七(十)中「訴願を裁決する」を「審査請求に対する裁決をする」に改める。

別表第三第一号九十七の三中「事務を行ない、並びに登録の取消し等の処分に対する異議の申立てを決定する」を「事務を行なう」に改める。

別表第三第一号百一中「異議の申立てを決定する」を「不服申立てに対する裁決をする」に改める。

別表第三第一号百十七中「訴願を裁決する」を「不服申立てに対する裁決をする」に改める。

別表第三第一号百十七の二、
百二十の三及び百二十の四中「異議の申立てを決定する」を「不服申立てに対する裁決をする」に改め立てる。

別表第三第三号一中「訴願の裁決」を「審査の申立てに対する裁決」に改める。

別表第四第一号十八及び第二号十九中「不服の申立て」を「不服申立て」に改める。

別表第四第二号三十五中「異議申立」を「不服申立て」に対する裁決に改める。
別表第七第一号の表担任する事務の欄都道府県建築審査会の項中「異議の申立」を「異議申立て」に改める。

別表第七第一号の表担任する事務の欄建築審査会の項中「異議申立て」に改める。

（地方公務員法の一部改正）

第二百五十八条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九条の二」に、「審査の請求」を「不服申立て」に改める。

第八条第一項第十号及び第二項第二号中「処分を審査し、及び必要な措置を執る」を「処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をする」に改める。

第二十八条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とする。

第三章第五節中第二十九条の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第二十九条の二 左に掲げる職員及びこれに対する処分については、第二十七条第二項、第二十八条规定から第三項まで、第四十九条第一項及び第二項並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第一号）の規定を適用しない。

二 臨時的に任用された職員

前項各号に掲げる職員の分限

第45条第1項中「審査の請求をする」を「審査を申し立てる」に改め、同条第3項中「請求」を「申立て」に改め、同条第4項中「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。
第三章第八節第四款の款名中「審査の請求」を「不服申立て」に改める。
第四十九条の見出し中「及び審査の請求」を削り、同条第二項中「その処分を受けた日から十五日以内に、」を削り、同条第四項を次のように改め、同条第五項を削る。
4 第一項又は第二項の説明書には、当該処分につき、人事委員会又は公平委員会に対して不服申立てをすることができる旨及び不服申立案期間を記載しなければならない。
第四十九条の次に次の二条を加える。
(不服申立て)
第四十九条の二 前条第一項に規定する処分を受けた職員は、人事委員会又は公平委員会に対し、のみ行政不服審査法による不服申立て(審査請求又は異議申立て)をすることができる。
2 前条第一項に規定する処分を除くほか、職員に対する処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。職員がした申譲に対する不作為についても、同様とする。

不服審査法による不服申立てをすることができない。

団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する審査の申立て及び第二百六条第二項(地方公

共団体の議会の議員及び長の当選の効力に関する審査の申立て

の審査の申立てについて

は、この章に規定するものほ

か、行政不服審査法第九条(不

服申立ての方式)第二項、第十

一条から第十三条まで(総代、

代理人等)、第十五条(審査請求書の記載事項)第一項第一号から第十四条まで、第六号、第二项及び第四号まで、第六号、第二项

及び第四項、第二十一条から第

二十六条まで(補正、弁明書の

提出等)、第二十八条から第三

十一条まで(物件の提出要求、

検証等)、第三十二条(処分序から物件の提出及び閲覧)、第三

三十六条(手続の併合又は分離)、第三十九条(審査請求の取下げ)、第四十条(裁決)第一項及び第二項、第四十三条规定

の拘束力)第一項並びに第四十

四条(証拠書類等の返還)の規定

を準用する。

3. 前二項の場合において、前二項に規定する行政不服審査法の規定中「処分序」とあるのは、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

第二百六十五条を次のように改める。
(行政不服審査法による不服申立ての制限)
第二百六十五条 この法律の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政

(地方財政法の一部改正)
第二百六十条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条规定中「異議がある」を「不服がある」に改め、「市町村は、」の下に「当該金額の決定があつた日から二十一日以内に、」を加え、「異議の申立をなす」を

「異議を申し出る」に改め、同条第四項中「申立」を「申出」に改め、同条第五項中「第二百五十六条及び」を削る。

(地方交付税法の一部改正)
第二百六十二条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「請求」を「申立」に改め、同条第五号中「申立」を「申出」に改める。

第十八条の見出し中「請求」を「申立て」に改め、同条第一項中「審査の請求をする」を「審査を申し立てる」に、「当該審査の請求」を「申立て」に改め、同条第七項中「審査の申立て」に改め、同条第八項中「請求」を「申立」に改め、同条第九項中「又は錯誤」を削る。

第十九条第一項中「請求」を「申立て」に改め、同条第七項中「異議を当該審査の申立てに申立て」に改め、同条第二項中「請求」を「申立て」に改め、「当該審査の申立て」に改め。

第十九条第一項中「請求」を「申立て」に改め、同条第七項中「異議を申立て」に改め。

目次中「第十三節 雜則(第十九条・第二十条の十一)」「第十二節 不服審査法による不服申立てをする」と「第十四節 雜則(第二十一条・第二十二条)」を「第十三節 不服審査(第十九条・第二十条の十一)」に、「第四款 更正、決定等に関する救

則(第二十一条・第二十二条)」に、「第四款 更正、決定等に関する救

七 第七十二条の五十四第五項の規定による課税標準とすべき所得についての決定

八 第三百八十九条第一項、第四百七条第二項又は第七百四十三条第一項若しくは第二項の規定による価格等の決定

若しくは配分又はこれらの修

正

四百七条第二項又は第七百四十三条第一項若しくは第二項の規定による価格等の決定

む。)を理由としてする不服申立ては、当該各号に規定する日又は期限後は、することができない。

一 督促 差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日)の翌日から起算して三十日を経過した日

二 不動産等(国税徴収法第百六条第二項に規定する不動産等をいう。以下次号において同じ。)についての差押え

六条第二項に規定する公売期日百十一条に規定する公売期日等をいう。以下次号において同じ。)についての差押え

三 不動産等についての公告(国税徴収法第百七十二条第一項第三号に掲げる公告をいう。)から充却決定までの処分 换価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日(不服申立ての理由の制限)

第五十九条の五 第十九条第三号から第八号までに掲げる処分に基づいてされた更正、決定又は賦課決定についての不服申立てにおいては、同条第三号から第八号までに掲げる処分についての不服を当該更正、決定又は賦課決定についての不服の理由とす

ることができない。

(不服申立てがあつた場合等の通知)

第十九条の六 第十九条第三号から第八号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合等の通知)

においては、その不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者は、関係地方団体の長に対し、不服申立てがあつた旨その他必要な事項を通知しなければならない。この場合においては、不服申立てがあつた旨その他の必要な事項を官報に登載することによって、当該通知にかかることができる。

2 前項の規定は、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者が当該不服申立てに対する決定又は裁決をした場合に準用することができる。

3 第十二条、第十六条第三項及び第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は、前項の規定による担保について準用する。

第十九条の八 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡しの命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき不服申立てをしたときは、その不服申立ての係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(決定又は裁決をすべき期間)

第十九条の九 不服申立てに対する決定又は裁決は、その申立てを受理した日から三十日(滞納処分についての不服申立てに対する決定又は裁決にあっては、六十日)以内にしなければならない。

2 次の各号に掲げる更正、決定又は賦課決定についての不服申立てに対する決定又は裁決は、

当該更正、決定又は賦課決定にかかる法人税額又は所得税若しくは法人税の課税標準について不服申立てがされている場合においては、前項の規定にかかわらず、その不服申立てについての

押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、その差押えをせず、又はそ

れの差押えを解除することができる。

2 決定又は裁決を知つた日から三十日以内にしなければならぬ。

二 法人税の課税に基づいて課税の法人税割に係る更正又は決定

する道府県民税又は市町村民税の課税標準を基準として課税の法人税割に係る賦課町村民税の所得割による賦課

三 所得税又は法人税の課税標準を基準として課する事業税

に係る更正、決定又は賦課決定第七十二条の五十四第一項の規定による課税標準とすべき所得の額の決定を含む。)

2 前項の規定による不服申立ての棄却の決定又は裁決には、処分が違法であること及び不服申立てを棄却する理由を明示しなければならない。

3 第二項の規定は、地方団体に対する損害賠償の請求を妨げない。

二 不動産等の充却決定等の取消しの制限

第十九条の十 第十九条の四第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分についての不服申立てがあつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、地方団体の長は、その不服申立てを棄却することができる。

第三十三条 雜則

第十二条第一項中「、還付又は異議の決定(これに準ずるもの)を「又は還付」に改める。

「第十三節 諒則」を「第十四節 諒則」に改める。

第三十二条第二項から第八項までを削る。

二 次の各号に掲げる更正、決定

又は賦課決定についての不服申立てに対する決定又は裁決は、

当該更正、決定又は賦課決定にかかる法人税額又は所得税若しくは法人税の課税標準について不服申立てがされている場合においては、前項の規定にかかわらず、その不服申立てがされている場合において、その

行処分に影響を及ぼさせることが適当ないと認められる。

三 第四十九条を次のように改め

第四十九条の二から第四十九条の四までを削る。

同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による修正の申出は、文書をもつてしなければならない。

3 第一項の修正の申出に対する市町村長の決定は、その申出を受理した日から三十日以内にしなければならない。

第三百六十四条の二に次の二項を加える。

5 第一項の修正の申出に関する書類を郵便で提出した場合における第一項の期間の計算について、郵送に要した日数は、算入しない。

6 第三項の規定による決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。第三百七十条を次のように改める。

第三百七十三条 削除
第三百七十三条第八項から第十項までを削り、同条第十四項中「第七項」を「前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十五項を削る。

第三百七十三条第二項から第八項までを削る。

第三百八十九条第一項中「第三百九十八条から第四百条まで」を「三百九十九条、第四百条」に改める。

第三百九十八条を次のように改める。

第三百九十八条 削除

第三百九十九条の見出しを「(道府県知事又は自治大臣がする固定資産の価格等の決定又は配分に関する異議申立てに対する決定の通知)」に改め、同条中「前条第一項の規定による異議の中立」を「第三百八十九条第一項の規定による異議申立てに対する決定の通知」に改め、同条中「前条第一項の規定による異議の中立」を「第三百八十九条第一項の規定による異議申立てに対する決定の通知」に改め、同条中「前条第一項の規定による異議申立て」を「第三百八十九条第一項の規定による異議申立て」に改める。

第三百八十九条第一項中「第七百四十四条第三項」を「第七百四十四条」に改める。

第四百十七条に次の二項を加える。

4 第三百九十九条の規定は、道府県知事又は自治大臣が第二項の規定による価格等の決定又は配分についての異議申立てに対する決定をした場合に準用する。

第四百三十条中「審査の請求をした」を「審査を申し出した」に改め、「その審査の請求」を「その審査の申出」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 行政不服審査法第二十六条、第二十七条、第二十九条、第三十条、第三十三条、第三十六条、第三十七条、第三十九条、第四十条第一項及び第二項、第四十二条第一項及び第二項並びに第四十四条の規定は、第一項の審査の決定について準用する。

第四百三十四条を次のように改める。

第三百三十四条 削除

第四百三十五条の見出し中「決

定等」を「決定」に改め、同条第一項中「第四百三十三条第七項又は

前条第六項」を「第四百三十三条第七項」に改める。

項ただし書、第二項及び第四項の規定は、前項の審査の申出の手続について準用する。

第四百三十二条に次の二項を加える。

3 固定資産税の賦課についての不服申立てにおいては、第一項の規定により審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができる。

第四百五十九条第七項から第十項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第五百五十九条の二から第四百五十九条第七項まで「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第五百七十二条の二から第五百七十二条の四までを削る。

第六百七十八条第二項から第八項までを削る。

第五百三十三条第二項から第八項までを削る。

第六百八十三条第二項から第八項までを削る。

第五百六条 削除

第五百九条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第五百九条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第五百九十二条 削除

第六百九十五条第七項から第十

二项までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第六百九十五条第七項から第十

二项までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第六百九十五条第七項から第十

二项までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第六百九十五条第七項から第十

二项までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第六百九十五条第七項から第十

二项までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第四百四十九条第二項から第八項までを削る。

第四百五十六条を次の二項を加える。

第四百五十六条 削除

第五百六十九条 削除

第五百七十二条第七項から第十

二项までを削り、同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第五百七十二条の二から第五百七十二条の四までを削る。

第六百八十三条第二項から第八

二项までを削る。

第六百九十二条 削除

第六百九十五条第七項から第十

二项までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第六百九十五条第七項から第十

二项までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第六百九十五条第七項から第十

二项までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第六百九十五条第七項から第十

二项までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第六百九十五条第七項から第十

二项までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第六百九十五条第七項から第十

二项までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第五百六十九条を次のように改める。

第五百六十九条 削除

第五百七十二条第七項から第十

二项までを削り、同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第五百七十二条の二から第五百七十二条の四までを削る。

第六百八十三条第二項から第八

二项までを削る。

第六百九十二条 削除

第六百九十五条第七項から第十

二项までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」といふ）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」といふ）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等等につきても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法の種行政法規につき、同法と重複する規定を削り、同法の適用を受けない規定を改め、同法に附帯するものについては、行政不服審査法

による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、そのものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律による改正後の公職選挙法の規定のうち、選挙人名簿に係る不服申立てに關する規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」といふ）以後に調製される選挙人名簿に係る不服申立てについて、選挙に係る不服申立てに關する規定は、施行日以後にその期日が公示され又は告示される選挙に係る不服申立てについて適用し、施行日前に調製された選挙人名簿又は施行日前にその期日が公示され若しくは告示された選挙に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

郵政省設置法の一部を改正する法律

対する必要な特例規定を設ける等、関係法律の整理を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法（昭和二十二年法律第一百九十三号）の一部を次のように改正する。

別表五大阪少年鑑別所の項中「大阪市」を「堺市」に改める。

この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。

理由

大阪少年鑑別所の位置を大阪市から堺市に変更する必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

第六条第一項第十一号の三中「に

関すること。」の下に「但し、日本電信電話公社に關するものに限る。」を加える。

第六条第一項第十一号に掲げる事務及び第十三号から第十八号まで「前項第十一号に掲げる事務及び同項第十三号から第十八号まで」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項第十一号に掲げる事務及び第十三号から第十八号まで」を「同項第十三号から第十八号まで」に改め、同項第十三号から第十八号まで「同項第十三号から第十八号まで」に改め、同項を同条第三項とする。

第十条の二第十四号中「調査をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること」を「調査すること」に改め、同号の次に次の二号を加える。

十四の二 電波の利用に関する研究及び調査を部外の研究機関に委託すること。

事務をつかさどる。

一 第二項第十号、第十一号及び第十三号に掲げる事務

二 第二項第四号に掲げる事務のうち、前号に掲げる事務に係るもの

三 第二項第二号及び第三号に掲げる事務のうち、前二号に掲げる事務に係るもの

四 第二項第二十五号に掲げる事務のうち、前三号に掲げる事務に係るもの

五 第二項第二十六号に掲げる事務のうち、前三号に掲げる事務に係るもの

六 第二項第二十七号に掲げる事務のうち、前三号に掲げる事務に係るもの

七 第二項第二十八号に掲げる事務のうち、前三号に掲げる事務に係るもの

八 第二項第二十九号に掲げる事務のうち、前三号に掲げる事務に係るもの

九 第二項第三十号に掲げる事務のうち、前三号に掲げる事務に係るもの

第六条第一項第五号の三の次に次の二号を加える。

五の四 臨時放送関係法制調査会に關すること。

第六条第一項中第八号を削り、第七号の二を第八号とし、第十号を次のように改める。

十 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員のうち政令で定めるものの職階、任免、給与、懲戒、服務その他人事務及び教養に關すること。

十一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員のうち、前二号に掲げる事務に係る事務に關する法令及び事務取扱方法の実施に關するもの

十二 前項第二十五号に掲げる事務に係る事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

十三 前項第二十六号に掲げる事務に係る事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

十四 前項第二十七号に掲げる事務に係る事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

十五 前項第二十八号に掲げる事務に係る事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

十六 前項第二十九号に掲げる事務に係る事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

十七 前項第三十号に掲げる事務に係る事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

十八 前項第三十一号に掲げる事務に係る事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

十九 前項第三十二号に掲げる事務に係る事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

二十 前項第三十三号に掲げる事務に係る事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

二十一 前項第三十四号に掲げる事務に係る事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

二十二 前項第三十五号に掲げる事務に係る事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

二十三 前項第三十六号に掲げる事務に係る事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

二十四 前項第三十七号に掲げる事務に係る事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

二十五 前項第三十八号に掲げる事務に係る事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

二十六 前項第三十九号に掲げる事務に係る事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

二十七 前項第四十号に掲げる事務に係る事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

二十八 前項第四十一号に掲げる事務に係る事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

二十九 前項第四十二号に掲げる事務に係る事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

事務のうち、放送又は高周波利用設備に係るもの

二 前項第十六号に掲げる事務

三 前項第二号及び第三号に掲げる事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

四 前項第二十五号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

五 前項第二十六号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

六 前項第二十七号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

七 前項第二十八号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

八 前項第二十九号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

九 前項第三十号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

十 前項第三十一号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

十一 前項第三十二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

十二 前項第三十三号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

十三 前項第三十四号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

十四 前項第三十五号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

十五 前項第三十六号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

十六 前項第三十七号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

十七 前項第三十八号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

十八 前項第三十九号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

十九 前項第四十号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

二十 前項第四十一号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

二十一 前項第四十二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

二十二 前項第四十三号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

二十三 前項第四十四号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

二十四 前項第四十五号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

二十五 前項第四十六号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務に關する事務のうち、前二号に掲げる事務をつかさどる。

第十条の二の次に次の二条を加える。

(人事局の事務)

第十条の三 人事局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他人事及び教養に関する事と。但し、大臣官房所掌のものを除く。

二 職員の需要及び採用に関する計画案の取りまとめをするこ

と。

三 職員の定員に関する事と。

四 職員の厚生及び保健に関する事務を処理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。

五 職員の訓練に関する事務を処理し、取りまとめをすること。

六 職員に貸与する宿舎を設置し、及び管理すること。

七 郵政省共済組合に関する事と。

八 職員の結成する労働組合その他他の団体との交渉に関する事と。

九 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関する事と。但し、大臣官房所掌のものを除く。

十 人事局の所掌事務に関する法律

十一 人事局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基づく業務計画を実施すること。

十二 人事局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基づく業務計画を実施すること。

十三 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

十四 所部の職員を訓練すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、人事に関し、郵政省の権限として法令で定められる事項のうち、他の部局の所掌とされるものを處理すること。

十六 前各号の事務に附帯すること。

第十二条第二項中「並びに第六条四条」を「第三節 水

四条」及び第六条第一項第十二号の二から第十二号の四まで」に改め、同条第四項中「同条第一項第十二号の二及び第十二号の四を「同条第一項第十二号の二から第十二号の四まで」に改め、同条第五項

の三及び前条」に改め、同条第五項

を削る。

四十四条第一項第十二号の二及び第六条四条第一項第八十九条」に、「第三節 水四条」を「第三節 水四条第一款 第二款 第三款 第四款

四」を「第三節 水四条第一款 第二款 第三款 第四款

六十七 漁船の建造、改造又は転用の許可を与えること。

六十八 漁港の修築、維持管理及び災害復旧に関する指導監督及び助成を行ない、並びに漁港修築事業及び漁港災害復旧事業を行なうこと。

六十九 漁港の区域に係る海岸保全区域内における海岸保全区域の新設、改良及び災害復旧事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行ない、並びに漁港海岸保全事業を行なうこと。

七十 漁港の区域における公有水面の埋立てに関する認可を与えること。

七十一 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

七十二 漁港の区域における公有水面の埋立てに関する認可を与えること。

七十三 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

七十四 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

七十五 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

七十六 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

七十七 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

七十八 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

七十九 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

八十 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

八十一 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

八十二 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

八十三 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

八十四 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

八十五 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

八十六 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

八十七 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

八十八 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

八十九 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

九十 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

九十一 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

九十二 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

九十三 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

九十四 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

九十五 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

九十六 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

九十七 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

九十八 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

九十九 漁港海岸保全事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行なうこと。

三 農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）に基

づいて、都道府県が利子補給及び出資を行なうに要する経費につき助成を行なうこと。

四 農業近代化助成資金を管理す

ること。天災により被害を受けた農林漁業者等に対し貸し付けられる資金につき地方公共団体が利子補給及び損失補償を行なうに要する経費につき助成を行なうこと。

五 天災により被害を受けた農林漁業者等に対し貸し付けられる

資金につき地方公共団体が利子補給及び損失補償を行なうに要する経費につき助成を行なうこと。

六 農林省の所掌に係る事業を當

む中小企業の育成及び発展並びに農林省の所掌に係る事業の合理化に關すること。

七 農林省の所掌に係る商工業に

関する団体の指導監督を行なうこと。

八 農林省の所掌事務に係る物資の充實取引を行なうために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所の指導監督を行なうこと。（蚕糸局の所掌に属することを除く。）

九 農山漁家の経営改善のためにする農村工業及び副業の指導助成を行なうこと。

十 肥料の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を行なうこと。（他省がその生産を所掌するもの以外のものを除く。）

十一 臨時肥料需給安定法（昭和二十九年法律第百七十二号）に基

十二 農業畜水産物の消費の増進

及び改善に関する事務を總括すること。

十三 農業共済再保険特別会計の經理を行なうこと。

十四 米穀、麦類その他の穀類（豆類を除く。）及びその生産に伴う副産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を行なうこと。

十五 農業改良助長法に基づいて、普及事業の助成を行なうこと。

十六 農業機械化の促進に関する事務を總括すること。

基づく硫酸アンモニアその他要肥料の生産業者及び輸入業者の販売価格の決定並びに生産費及び輸入価格の調査に関すること。

十七 肥料の検査に關すること。

十八 農林畜水産物の消費の増進及び改善に関する事務を總括すこと。

十九 中央卸売市場の指導監督を行なうこと。

二十 農業構造の改善に関する施策につき調整を行なうこと。

二十一 農業構造の改善に関する調査を行なうこと。

二十二 農業構造改善事業に關し指導及び助成を行なうこと。

二十三 農業機械化の促進に関する事務を總括すること。

二十四 農業機械化の促進に関する事務を總括すること。

二十五 日本農林規格に關すること。

二十六 農林畜水産物の輸出検査の基準及び輸出検査に關すること。

二十七 農林省の所掌事務に係る外國為替予算案の作成の準備に關すること及び輸出入に關する連絡調整を行なうこと。

二十八 農林省の所掌事務に係る物資についての關税に關する事務の樹立及び実施についての指導のうち農林省の所掌と係るものとを總括すること。

二十九 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に關する事務を總括すること。

三十 農畜産業に關する共済及び保険に關すること。

三十一 農業共済再保険特別会計の經理を行なうこと。

三十二 農業共済再保険特別会計の經理を行なうこと。

三十三 農業共済再保険特別会計の經理を行なうこと。

し、第八条の次に次の二条を加えること。

（農政局の事務）

第十二条 農政局においては、左の事務をつかさどる。

一 農業行政に關する企画を行なうこと。

二 農業經營の改善を圖ること。

三 農業労働に關すること。

四 農業者に關する租税、公課その他の負担に關する連絡調整を行なうこと。

五 農業構造の改善に關する施策につき調整を行なうこと。

六 農業構造の改善に関する調査を行なうこと。

七 農業構造改善事業に關し指導及び助成を行なうこと。

八 農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施についての指導及び助成に關すること。

九 農山漁村における電氣導入に關すること。

十 農業協同組合その他農業に關する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

十一 農林漁業団体職員共済組合の指導監督及び助成を行なうこと。

十二 農業倉庫に關すること。

十三 農作物の作付体系の合理化に關すること。

十四 米穀、麦類その他の穀類（豆類を除く。）及びその生産に伴う副産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を行なうこと。

十五 農業改良助長法に基づいて、普及事業の助成を行なうこと。

こと。（食糧庁の所掌に屬することを除く。）

十五 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）に基づいて、都道府県の行なう資金の貸付けにつき助成を行なうこと。

十六 農業機械化の促進に関する事務を總括すること。

十七 病虫害の防除及び輸出入植物の検疫に關すること。

十八 農機具、農業その他の農業専用物品（肥料を除く。以下この号及び次号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を圖ること。

十九 農業機械化の促進に関する事務を總括すること。

二十 園芸農産物等（第九条第一項第十四号に規定する農産物及び農業専用物品の検査に關すること）。

二十一 農業者の海外移住に關しての募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行なうこと。

二十二 農業者（畜産業を含み、蚕糸業を除く。第二十三号において同じ。）及び農山漁家の生活に関する知識の普及交換を行なうこと。

二十三 農業及ぶ農山漁家の生活に關すること。

二十四 農業共済再保険特別会計の經理を行なうこと。

二十五 農業改良助長法に基づいて、普及事業の助成を行なうこと。

二十六 農業改良助長法に基づいて、普及事業の助成を行なうこと。

二十七 農業改良助長法に基づいて、普及事業の助成を行なうこと。

二十八 農業改良助長法に基づいて、普及事業の助成を行なうこと。

二十九 農業改良助長法に基づいて、普及事業の助成を行なうこと。

三十 農業改良助長法に基づいて、普及事業の助成を行なうこと。

三十一 農業改良助長法に基づいて、普及事業の助成を行なうこと。

三十二 農業改良助長法に基づいて、普及事業の助成を行なうこと。

に關する知識の普及交換に關する事務に從事する者の能力の向上を図ること。

二 普及部においては、前項第二十一条から第二十三号までに掲げる事務をつかさどる。

三 第十二条の次に次の二条を加える。

（園芸局の事務）

第十二条の二 園芸局においては、左の事務をつかさどる。

一 園芸農産物等（第九条第一項第十四号に規定する農産物及び農業専用物品の検査に關すること）。

二 園芸農産物等の需要及び供給に關する調査を行なうこと。

三 園芸農産物等の検査に關する調査を行なうこと。

四 園芸農産物等の検査に關する調査を行なうこと。

五 園芸農産物等の検査に關する調査を行なうこと。

六 園芸農産物等の検査に關する調査を行なうこと。

七 園芸農産物等の検査に關する調査を行なうこと。

八 園芸農産物等の検査に關する調査を行なうこと。

九 園芸農産物等の検査に關する調査を行なうこと。

十 園芸農産物等の検査に關する調査を行なうこと。

十一 園芸農産物等の検査に關する調査を行なうこと。

十二 園芸農産物等の検査に關する調査を行なうこと。

十三 園芸農産物等の検査に關する調査を行なうこと。

名 称	位 置	管 脊	区 域
東京肥飼料検査所	東京都		茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
札幌肥飼料検査所	札幌市		北海道
仙台肥飼料検査所	仙台市		青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
名古屋肥飼料検査所	名古屋市		愛知県、岐阜県、三重県
神戸肥飼料検査所	尼崎市		富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
福岡肥飼料検査所	福岡市		福井県、奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、愛媛県、高知県
			山口県、大分県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

3 肥飼料検査所の内部組織について	ては、農林省令で定める。
第三十五条の二を削る。	第三十六条から第三十八条までを次のように改める。
「第一款 農地事務局」を「第一款 地方農林局」に改める。	第三十六条から第三十八条までを次のように改める。
第三十五条の二を削る。	

- 十一 農業労働に関すること。
十二 農業倉庫に関すること。
十三 農業の創設及び維持並びに農地の移動使用についての統制その他農地関係の調整に関すること。
十四 民有林野に係る保安林に関すること。
十五 土地及び水等開発資源の調査及び開発に関する企画並びに開拓及び土地改良事業に関すること。
十六 國營に係る開墾建設工事及び開拓農業に関すること。
十七 地方農林局は、本省並びに林野庁及び水産庁の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。
一 農林畜水産業の改善に関すること。
二 農林畜水産業及び農林畜水産業専用物品(漁船を含む)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
三 農林畜水産業に関する団体及び農林畜水産業に関する商工業に關する団体の指導監督及び助成に関すること。

- 十九 草地の改良整備に関すること。
二十 民有林野の造林、營林及び治水に関すること。(國營に係る森林治水事業の実施に関することを除く。)
二十一 民有林野に係る保安林に関すること。
二十二 民有林野に係る林道に関すること。
二十三 林野の保全に係る地すべり又はばた山の崩壊の防止に関すること。
二十四 渔業に関する指導、漁業の取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養に関すること。
二十五 渔船の建造、改造又は転用の許可並びに漁船の登録及び

- 二十六 渔港の修築、維持管理及び災害復旧の指導監督及び助成並びに國營に係る漁港修築事業及び漁港災害復旧事業に関すること。
二十七 渔港海岸保全事業の指導監督及び助成並びに國營に係る漁港海岸保全事業の実施に関すること。
二十八 渔港の区域における公有水面の埋立てに関する認可に関すること。
二十九 統計調査事務所の所掌事務につき指導を行なうこと。
三十 地方農林局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。
第三十七条 地方農林局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 脊	区 域
東北農林局	仙台市		青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農林局	東京都		茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
東北農林局	北陸農林局		福井県、富山県、石川県、福井県
東海農林局	名古屋市		愛知県、岐阜県、三重県
近畿農林局	金沢市		新潟県、富山県、石川県、福井県
中國四国農林局	岡山市		岡山県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、高知県
九州農林局	熊本市		福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
2 前条第七号に掲げる事務について	ては、前項の管轄区域にかかる実施に關すること。		
3 前条第二十四号に掲げる事務について	ついては、第一項の管轄区域にかかる実施に別段の定めをすることができる。		
4 地方農林局の内部組織について	する。		

は、政令で定める。

第三十八条 削除

第三十九条の見出しを「事務所、

事業所、出張所等)に改め、同条中

「農地事務局」を「地方農林局」に、「並

びに事業所及びその支所」を「事業

所及び出張所並びに事業所の支所」

に改める。

第四十条及び第四十一条を次のよ

うに改める。

第四十一条 削除

第四十二条第三項中「統計調査事

務所及び第四十一条 削除

第六十条中「三部」を「四部」に、
「林政部」を「職員部」に改める。
第六十一条の次に次の二条を加え
(職員部の事務)
第六十一条の二 職員部において
は、左の事務をつかさどる。
一 林野庁の職員の給与その他の
組合その他の団体との交渉に関
すること。
二 林野庁の職員の結成する労働
組合その他の団体との交渉に関
すること。
三 公共企業体等労働委員会に対
する調停及び仲裁の請求に關す
ること。
四 林野庁の職員の安全、衛生、
医療その他福利厚生に関するこ
と。
五 林野庁の職員の教養及び訓練
に関すること。
六 林野庁共済組合に関するこ
と。
(水産部の権限)
第六十四条 水産庁は、その所掌事
務を遂行するため、第四条第一号
から第十五号の二まで、第十六号
の五、第十六号の六、第二十号及
び第六十二号から第七十二号まで
に掲げる権限を行使する。
(内部部局)
第六十五条 水産庁に長官官房及び
左の四部を置く。
漁政部
生産部
漁港部
(長官官房の事務)
第七十六条 長官官房においては、
人事、会計その他の庶務並びに水
産部の所掌事務を部及び他の機関
の所掌に属しないものをつかさど
る。
(漁政部の事務)
第七十七条 漁政部においては、左
の事務をつかさどる。
一 漁港の修築、維持管理及び災
害復旧に關し指導監督及び助成
を行なうこと。
二 漁港修築事業及び漁港災害復
旧事業を行なうこと。
三 漁港海岸保全事業及び漁港の
区域に係る海岸保全区域の管理
に關し指導監督及び助成を行な
うこと。
四 漁港海岸保全事業を行なうこと。
五 漁港の区域における公有水面

二 水産業經營の改善を図ること。
三 水産業協同組合、漁業信用基
金協会、魚価安定基金その他水
産業に關する団体の指導監督及
び助成を行なうこと。

四 北方協会に關すること。

五 沿岸漁業、沖合漁業及び内水
面漁業について免許、許可その
他指導監督を行なうこと。

六 沿岸漁業構造改善事業に關し
指導及び助成を行なうこと。

七 水産増殖に關すること。

八 漁船保險及び漁船乗組員給与
保險に關すること。

九 中小漁業融資保証保險に關す
ること。

十 漁船再保險特別会計及び中小
漁業融資保証保險特別会計の經
理を行なうこと。

十一 輸出水産業の振興に關する
法律に基づき指定機関の指導監
督を行なうこと。

十二 水産物の流通及び消費の增
進、改善及び調整を図ること。

十三 水の生産、流通及び消費の增
進、改善及び調整を図ること。

十四 水産業専用物品の生産、流
通及び消費の増進、改善及び調
整を図ること。

十五 水産物及び水産業専用物品
の検査に關すること。

十六 水産用石油類その他水産業
専用物品以外の水産用資材に關
すること。(他省の所掌に屬す
ことを除く。)

十七 水産に關する經濟的社會的

諸問題の調査研究並びに水産に
關する資料の収集及び保管に關
すること。

八十九条の見出しを「事務所、

事業所、出張所等)に改め、同条中

「農地事務局」を「地方農林局」に、「並

びに事業所及びその支所」を「事業

所及び出張所並びに事業所の支所」

に改める。

第四十条及び第四十一条を次のよ

うに改める。

第四十一条 削除

第四十二条第三項中「統計調査事

務所及び第四十一条 削除

第一類第一号 内閣委員会議録第一号(その二) 昭和三十七年八月十四日

の埋立てに関する認可に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、
漁港の指定、漁港の整備計画そ
の他漁港に関すること。

(調査研究部の事務)

第八十条 調査研究部においては、

左の事務をつかさどる。

一 水産資源、水産増殖、水産加
工その他水産に関する自然科学

的の試験及び調査研究(漁船に
関するものを除く。)並びにこれ
らに関する資料の取りまとめに
関すること。

二 水産に関する技術の普及交換
を図ること。

三 漁業の調査のために、無線施
設によつて漁況及び海況に関す
る通報を受け、及び発すること。

第三款 附属機関

第八十一条 第八十八条に規定する
もののほか、水産庁に左の附属機
関を置く。

水産研究所
日光養魚場
北海道さけ・ますふ化場

水産大学校
真珠検査所
真珠研究所

(水産研究所)

第八十二条 水産研究所は、水産に
関する試験研究、調査、分析、鑑
定及び講習並びに種苗及び標本の
生産及び配布を行なう機関とす
る。

2 水産研究所の名称及び位置は、
左の通りとする。

名 称	位 置	置
東京真珠検査所	東京都	北海道
神戸真珠検査所	神戸市	北海道
東北区水産研究所	塩釜市	東北区水産研究所
東海区水産研究所	東京都	東海区水産研究所
南海区水産研究所	高知市	南海区水産研究所
西海区水産研究所	長崎市	西海区水産研究所
日本海区水産研究所	新潟市	日本海区水産研究所
内海区水産研究所	広島市	内海区水産研究所
淡水区水産研究所	東京都	淡水区水産研究所

3 真珠検査所の内部組織について
は、農林省令で定める。

(真珠研究所)

第八十七条 真珠研究所は、左に掲
げる事項を行なう機関とする。

一 真珠貝に関する試験研究及び
調査

二 真珠貝の優良な種苗の生産及
び配布

三 真珠貝の種苗の生産技術及び
真珠貝の養殖技術の普及

四 真珠の養殖の密度その他真珠
に関する試験研究及び調査

五 真珠に関する知識の普及

第六章 真珠研究所は、三重県に置く。

3 農林大臣は、真珠研究所の事務
を分掌させるため、所要の地に水
産研究所の支所を設けることができる。

4 真珠研究所の内部組織並びに支
所の名称、位置、所掌事務及び内
部組織については、農林省令で定め
る。

5 農林大臣は、北海道さけ・ますふ化
場の支場又は事業場を設けること
ができる。

6 北海道さけ・ますふ化場の内部
組織並びに支場及び事業場の名
称、位置、所掌事務及び内部組織
については、農林省令で定める。

7 北海道さけ・ますふ化場

第八十三条 日光養魚場は、淡水魚
の養殖並びに種苗の生産及び配布
を行なう機関とする。

8 日光養魚場は、栃木県に置く。

9 日光養魚場の内部組織について
は、農林省令で定める。

(日光養魚場)

第八十四条 北海道さけ・ますふ化場
は、北海道さけ・ますふ化場のふ化及
び放流を行なう機関とする。

(北海道さけ・ますふ化場)

第八十五条 水産大学校は、水産に
関する学理及び技術の教授及び攻
究を行なう機関とする。

1 水産大学校は、下関市に置く。

2 水産大学校の内部組織について
は、農林省令で定める。

(水産大学校)

第八十六条 真珠検査所は、真珠の
検査を行なう機関とする。

(真珠検査所)

第八十七条 真珠検査所の名称及び位置は、
左の通りとする。

2 水産研究所の名称及び位置は、
左の通りとする。

2 水産研究所の名称及び位置は、
左の通りとする。

3 農林大臣は、真珠研究所の事務
の一部を分掌させるため、所要の
地に真珠研究所の支所を設けるこ
とができる。

4 真珠研究所の内部組織並びに支
所の名称、位置、所掌事務及び内
部組織については、農林省令で定
められる。

5 農林大臣は、漁業調整審議會
の施行に関する重要事項を審議する
こと。

6 機関は、水産庁の附属機関として
置かれるものとし、その目的は、
それぞれ下欄に記載する通りとす
る。

第七章 (その他の附属機関)

第八十八条 左の表の上欄に掲げる

機関は、水産庁の附属機関として
置かれるものとし、その目的は、
それぞれ下欄に記載する通りとす
る。

3 農林大臣は、漁業調整審議會
の施行に関する重要事項を審議する
こと。

4 漁業調整審議會は、瀬戸内海における漁業調整を行なうこと。

5 真珠養殖事業審議會は、瀬戸内海における漁業調整を行なうこと。

6 輸出水産業振興審議會は、有明海における漁業調整を行なうこと。

7 漁船再保險審議會は、漁港法(昭和二十一年法律第二百三十七号)の施
行に関する事項を調査審議すること。

8 漁船損害補償審議會は、漁業法(昭和二十七年法律第九号)の規定
によりその権限に屬させた事項を調査審議すること。

9 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)により政府の行なう再保險に関する事項
を審査すること。

10 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)により政府の行なう再保險に関する事項
を審査すること。

11 業振興審議會は、業の振興に関する法律、漁船再保
険審議會については漁船損害補償
法の定めるところによる。

12 業振興審議會は、業の振興に関する法律、漁船再保
険審議會については漁船損害補償
法の定めるところによる。

13 第四款 地方支分部局

14 第八十九条 水産庁に、地方支分部

を置く。

2 北海道漁業調整事務所は、水産

府の所掌事務のうち、北海道の地

先海面に係る漁業に関する指導、

漁業の取締りその他漁業調整及び

水産資源の保護培養に関する事務

を分掌する。

3 北海道漁業調整事務所は、札幌

市に置く。
第六十条の改正規定、第六十一条
の次に一条を加える改正規定、第
七十五条の改正規定並びに次項の
規定は同年四月一日から、第三十
五条、第二章第三節第一款の款
名、第三十六条から第三十八条ま
で、第三十九条、第四十二条、第
六十七条及び第七十条の改正規定
は同年十月一日から施行する。

2 農林省の本省、食糧庁及び水產

府の定員は、農林省設置法第九十
一条第一項の規定にかかわらず、

これらの機関ごとに、次の表の中
欄に掲げる期間内は、同項に規定
する当該機関の定員にそれぞれ同
表の下欄に掲げる員数をえた員
数とする。

理由
園芸農産物等に関する行政の充実
を図るため農林省の本省の内部部局
として園芸局を新設するほか、農業
行政の総合的な推進を図るために振興
局を農政局に改組し、あわせて地方
農林局を設置する等の必要がある。
これが、この法律案を提出する理由
である。

附 則	
1 この法律は、昭和三十七年七月一日から施行する。ただし、第十一条及び第二十三条の改正規定、第二十四条の二を削る規定、第四十条及び第四十一条の改正規定、	
本省	
食糧庁	
水産庁	

3 次に掲げる法律は、廃止する。

一 水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）

二 漁業制度調査会設置法（昭和三十三年法律第一百四十六号）

4 水産庁の従前の機関（北海道漁業調整事務所以外の漁業調整事務所及び漁業調整事務局並びに漁業制度調査会を除く。）及びその職員は、改正後の農林省設置法第三章第三節の規定に基づく相当の機関

5 この法律の施行の際現に水産庁に置かれている漁業調整事務局及び漁業調整事務所（北海道漁業調整事務所を除く。）については、昭和三十七年九月三十日までは、附則第三項の規定にかかわらず、水產庁設置法第九条の規定は、なおその効力を有する。

昭和三十七年八月二十日印刷

昭和三十七年八月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局